

静岡市報 平成 29 年 3 月 31 日号外別冊

静岡市監査公表第 22 号

平成 28 年度
包括外部監査の結果に関する報告書

子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

平成 29 年 3 月

静岡市包括外部監査人

柴田 叙男

目次

第1章 監査の概要.....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
(1) 監査する事件（監査テーマ）.....	1
(2) 監査する事件（監査テーマ）の選定理由.....	1
(3) 監査の対象とした部局等.....	1
(4) 監査対象年度.....	1
3. 監査の方法.....	2
(1) 監査の視点.....	2
(2) 主な監査手続.....	2
(3) 監査結果の記載方法.....	3
4. 外部監査実施期間.....	3
5. 外部監査人補助者.....	3
6. 利害関係.....	3
第2章 監査対象の概要.....	4
1. 我が国における政策.....	4
(1) 国の取り組みに関する経緯.....	4
(2) 子ども・子育て支援新制度.....	5
2. 市における子育て環境の現状.....	10
(1) 少子化問題.....	10
(2) 出生数及び合計特殊出生率.....	11
(3) 女性の社会進出.....	12
(4) 市の保育需要.....	13
3. 市における取り組み.....	14
(1) 静岡市子ども・子育て支援プラン（平成27年度から）.....	14
(2) 市における待機児童対策と子ども・子育て支援新制度の導入.....	16
(3) 市立こども園の配置適正化方針.....	17
4. 監査対象部局及び施設について.....	18
(1) 監査対象部局概要.....	18
(2) 市のこども園、保育所及び幼稚園.....	21
(3) 子ども未来局事業費について.....	24
(4) 視察対象施設一覧.....	25
第3章 監査の結果及び意見.....	28
I. 子ども未来課.....	28

1. 事務事業の概要.....	28
2. 私立こども園・保育所等施設整備費補助金等.....	30
(1) 教育・保育事業に係る待機児童と施設整備計画.....	31
(2) 市立こども園による教育・保育事業の提供体制.....	35
3. 放課後児童クラブの運営及び整備事業.....	37
(1) 放課後児童クラブ待機児童対策.....	42
(2) 放課後児童クラブに関する基準と対応状況.....	46
(3) 土曜日開所の要否.....	52
(4) 放課後児童クラブの運営費.....	54
(5) 委託事業者の予算及び決算.....	57
(6) 保護者負担金の徴収方法.....	62
(7) 放課後児童クラブにおける備品の管理.....	63
4. 放課後児童クラブ運営費助成事業.....	64
(1) 事業の目標と効果.....	65
5. 子育て支援センター運営事業及びファミリー・サポート・センター事業.....	67
(1) 子育て支援センターにおける一時預かり事業の利用料.....	71
(2) ファミリー・サポート・センター事業の活動報酬.....	72
(3) 子育て支援センターにおける備品の管理.....	73
6. 児童館運営事業.....	75
(1) 児童館の配置、整備.....	76
(2) 児童館における備品の管理.....	78
II. 青少年育成課.....	79
1. 事務事業の概要.....	79
2. 浜石野外センターの施設管理及び事務執行.....	80
(1) 浜石野外センターの耐震状況.....	81
(2) 管理委託業務実施報告書の報告日付.....	82
(3) 管理委託業務日誌の報告時間.....	83
(4) 浜石野外センターにおける備品の管理.....	84
(5) 浜石野外センター運営事業の有効性及び効率性.....	86
III. 幼保支援課.....	89
1. 事務事業の概要.....	89
2. 私立こども園・保育所等給付費（施設型給付費）.....	92
3. 私立こども園・保育所等延長保育事業費補助金.....	94
(1) 実績報告書の検証.....	94
(2) 交付申請書の提出日付.....	97
4. 私立こども園・保育所等一時保育事業費補助金.....	98

(1) 実績報告書の内容の適切な検証について.....	99
(2) 交付申請書の提出日付.....	101
5. 私立こども園・保育所等運営費補助金.....	103
(1) 要綱上の補助金支給額の適切な明示.....	105
(2) 補助金申請書、実績報告書等の提出日付.....	105
(3) 補助対象施設以外の保育所への補助金交付.....	107
(4) 変更承認申請書未作成.....	109
(5) 補助対象経費の明確化.....	110
(6) 山間地通園バス運行の支援を図る事業の見直しの必要.....	111
(7) 認定こども園移行支援事業の支給額.....	112
6. 私立こども園・保育所等小規模施設整備費等補助金.....	113
(1) 支出命令書の添付書類.....	113
7. 幼稚園教諭免許・保育士併有促進事業費.....	114
8. 利用者負担額助成事業補助金.....	116
9. 私学振興補助金.....	118
(1) 前金払いの実施.....	119
(2) 実績報告書の記載内容及び補助金の制度設計の見直し.....	120
(3) 支給対象とする学校法人の選別.....	121
10. 私立幼稚園就園奨励費補助金.....	122
(1) 補助金趣旨の適切性.....	122
11. 利用者負担額算定業務.....	123
(1) 市民税データ等の使用許可手続における文書間の不整合.....	124
12. 指導監査業務.....	126
IV. こども園課.....	128
1. 事務事業の概要.....	128
2. 市立こども園等及び病児・病後児保育運営事業.....	129
(1) 市立こども園等における備品の管理.....	129
(2) PTA 会計事務の実施者.....	130
(3) 待機児童園の有効活用.....	131
3. 市立こども園等施設整備事業.....	134
(1) 市立こども園の耐震対策.....	134
4. 保育教諭資格併有促進事業.....	140
(1) 保育教諭資格併有の現状.....	140
(2) 事業の予算執行率.....	144
(3) 事業評価の成果指標.....	145
(4) 免許資格保有状況の正確な把握.....	145

V. 子ども家庭課.....	147
1. 事務事業の概要.....	147
2. 母子家庭等自立促進対策事業.....	151
(1) 委託料の支払方法.....	152
(2) 委託事業の再委託.....	153
(3) 事業評価の成果指標.....	154
3. 母子家庭自立支援給付金.....	155
(1) 事業評価の成果指標.....	155
4. 母子家庭等日常生活支援事業.....	156
(1) 委託料の支払方法.....	156
(2) 事業評価の成果指標.....	157
5. ひとり親家庭生活支援事業.....	158
(1) 委託料の支払方法.....	158
(2) 事業評価の成果指標.....	159
6. 子育て短期支援事業.....	160
(1) 制度の利用件数.....	160
(2) 事業評価の成果指標.....	162
7. 子育て支援ヘルパー派遣事業.....	164
(1) 制度の利用件数.....	164
(2) 事業評価の成果指標.....	166
8. 子どもの貧困対策学習支援事業.....	167
(1) 委託事業の収支の把握.....	168
(2) 事業評価の成果指標.....	169
9. 子どもの貧困対策就労支援事業.....	171
(1) 委託料の支払方法.....	172
(2) 事業評価の成果指標.....	172
10. 児童手当.....	174
(1) 過払金に関する管理・回収事務.....	174
11. 児童扶養手当.....	179
(1) 過払金に関する管理・回収事務.....	179
12. 母子父子寡婦福祉資金貸付金.....	182
(1) 貸付金の貸出・回収事務フロー.....	183
(2) 不納欠損処理の状況.....	188

第1章 監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査する事件（監査テーマ）

子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

(2) 監査する事件（監査テーマ）の選定理由

「平成27年国勢調査報告」によれば、市の人口は減少しており、年少人口（0歳から14歳）の減少も進んでいる状況である。

<静岡市 人口推移>

(単位：人)

年次	総人口	年少人口（割合）	
昭和60年	710,528	154,920	(21.8%)
平成7年	714,266	111,211	(15.6%)
平成22年	716,197	91,673	(12.8%)
平成27年	704,989	85,299	(12.1%)

(出典：国勢調査)

このような状況のなか、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートした。これらを受け、市は平成25年度に「子ども未来局」を設置し、さまざまな施策を実施している。

そこで、市の厳しい財政状況のなか、子ども未来局が実施する子ども・子育て支援に関する事業が、効果的・効率的になされているか否かについて市民の関心は高いものと考えられることから、合規性のみならず経済性、効率性及び有効性の観点から総合的に検証することに意義があると判断し、特定の事件として選定した。

(3) 監査の対象とした部局等

子ども未来局

(4) 監査対象年度

原則として平成27年度であるが、必要に応じて他の年度についても監査対象とする。

3. 監査の方法

(1) 監査の視点

子ども・子育て支援事業にかかわる事務の執行について、関係法令や諸規則に準拠して実施されていること又は地方自治法第2条第14項の「最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とする観点に基づき、行政運営の経済性、効率性及び有効性について確認するため、主に以下の項目を対象に監査を実施した。

(2) 主な監査手続

主な監査手続は以下のとおりである。

- 監査の実施対象について、関係法令、条例、規則及び要綱等の確認を実施した。
- 制度の概要及び運営に関する行政計画及び予算の執行状況等の確認を実施した。
- 上記に基づき所管部署からの聴取、担当者への質問及び関係書類の閲覧並びにデータ分析を実施した。
- 施設の使用状況、管理状況及び老朽化等を把握するために現場視察並びに質問などを実施した。
- 指定管理者及び委託業者の管理活動の合理性を検討するため、関係資料の閲覧及び質問などを実施した。
- 資金の貸付及び債権の回収業務の合理性を検討するため、関係資料の閲覧、質問などを実施した。

なお、市では事業所管課自らの「業務達成度（仕事の進捗状況）」、「事業達成度（仕事の成果）」の2つの視点から点検を行う「事務事業総点検」（以下、「事業評価」という。）を実施している。監査に当たっては、当該事業評価の結果にも留意したうえで手続を実施するものとする。

(3) 監査結果の記載方法

監査結果の記載方法は、関連する事実の後に、(指摘事項)又は(監査意見)として記載している。

(指摘事項)

法令、条例、規則等の形式的又は実質的な違反がある場合、もしくは、実質的な違反とまでは言えないものの、社会通念上適切でないものであり、是正すべきもの又はそれに準じるもの

(監査意見)

必ず是正しなければならないとするほどのものではないが、事務の執行について考慮すべき事項として監査人が提言するもの

4. 外部監査実施期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

5. 外部監査人補助者

<u>公認会計士</u>	<u>勝又 康博</u>
<u>公認会計士</u>	<u>近藤 亮介</u>
<u>公認会計士</u>	<u>村本 大輔</u>
<u>公認会計士</u>	<u>奥津 晶奈</u>
<u>日本公認会計士協会準会員</u>	<u>杉本 貴紀</u>
<u>日本公認会計士協会準会員</u>	<u>石川 築</u>

6. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 金額は単位未満を切捨てし、また%は小数点以下第 2 位を四捨五入している。

なお、報告書中の金額は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第2章 監査対象の概要

1. 我が国における政策

(1) 国の取り組みに関する経緯

国は、平成2年のいわゆる「1.57ショック」（合計特殊出生率（※）1.57）以後、2つのエンゼルプランを経て、平成15年7月「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を制定し、少子化社会対策会議の設置とともに、地方自治体に次世代育成支援のための行動計画の策定を義務付けた。

その後、平成17年には初めて国の総人口が減少に転じ、合計特殊出生率も1.26と過去最低を記録するなど、少子化の進行がますます深刻化する状況を受け、少子化社会対策会議において、平成18年6月に「新しい少子化対策について」、平成19年12月には「子どもと家族を応援する日本重点戦略」が取りまとめられた。

また、平成22年1月には少子化社会対策基本法に基づく「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、「子ども・子育て新システム検討会議」の発足を経て、平成24年8月、「子ども・子育て支援法」（以下、「支援法」という。）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正法」（以下、「改正認定こども園法」という。）、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が成立した。

さらに、待機児童対策としては、平成25年4月に平成25年度から平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することを目標とする、「待機児童解消加速化プラン」が策定された。

（※）1人の女性が生涯に出産する子どもの推定数をいう。

(2) 子ども・子育て支援新制度

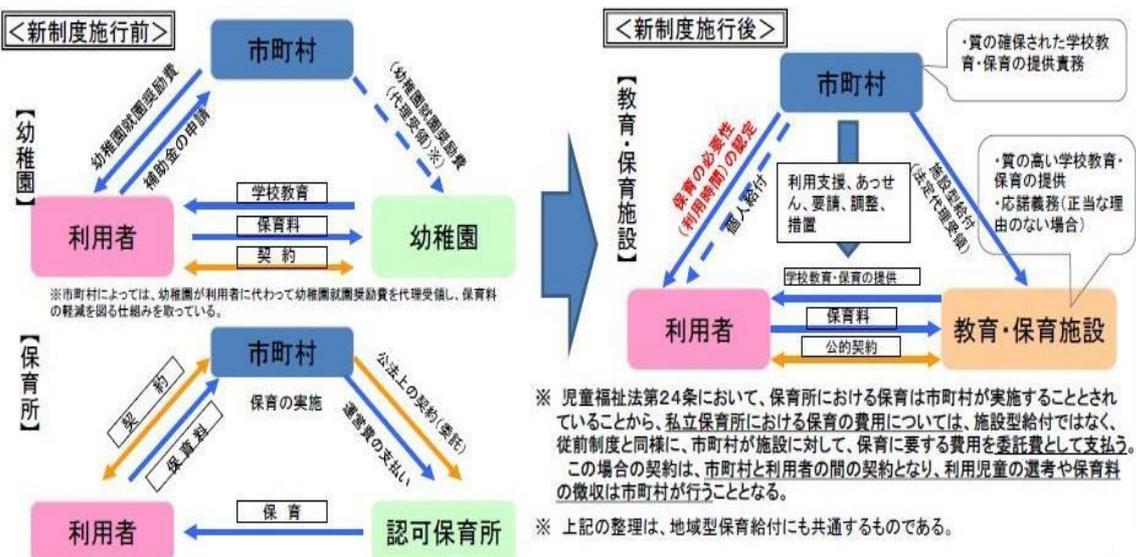
「子ども・子育て支援新制度」(以下、「新制度」という。)は、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法の「保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進」という趣旨の下、平成27年4月にスタートした。

当該新制度は市町村を実施主体とし、国、都道府県は補助等を通じてこれを重層的に支える構造となっている。

その主なポイントは以下の3つである。

①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」及び小規模保育事業等への給付

<子ども・子育て支援新制度 給付方法>



(出典：内閣府子ども・子育て本部「子ども・子育て支援新制度について」)

従来、認可保育所は、市町村の保育実施責任を前提に市町村が利用者（保護者）から保育料を徴収するとともに、保育所に運営費を支払う形式でその財源を確保していた。

また、幼稚園は、設置者負担主義を前提に幼稚園設置者が利用者から保育料を徴収するとともに、利用者に対する幼稚園就園奨励費補助金を代理受領すること等をもって財源を確保していた。

一方、新制度では、支援法及び改正認定こども園法により、教育・保育施設等として認定こども園及び地域型保育事業が整備され、その運営財源については「施設型給付」、「地域型保育給付」という利用者への給付が創設された。なお、実際には、教育・保育施設等が法定代理受領として当該給付費を受領するとともに利用者負担部分を保育料として直接徴収する形で財源を確保する制度となっている（保育所を除く）。

ただし、現在は当該制度に移行しない幼稚園も存在するため、新制度の給付施設と併せて3種類の制度が併存する状況となっている。なお、新制度の「幼稚園」「認定こども園」の1号認定児童については、就園奨励費補助金制度は廃止され、以上の給付制度に組み込まれている。

また、施設型給付等の支給を受けて教育・保育施設等（※）を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。

（※）これ以降、特に断りのない場合「教育・保育施設等」には、保育所、幼稚園及び認定こども園並びに地域型保育事業（小規模保育施設等）が含まれるものとする。

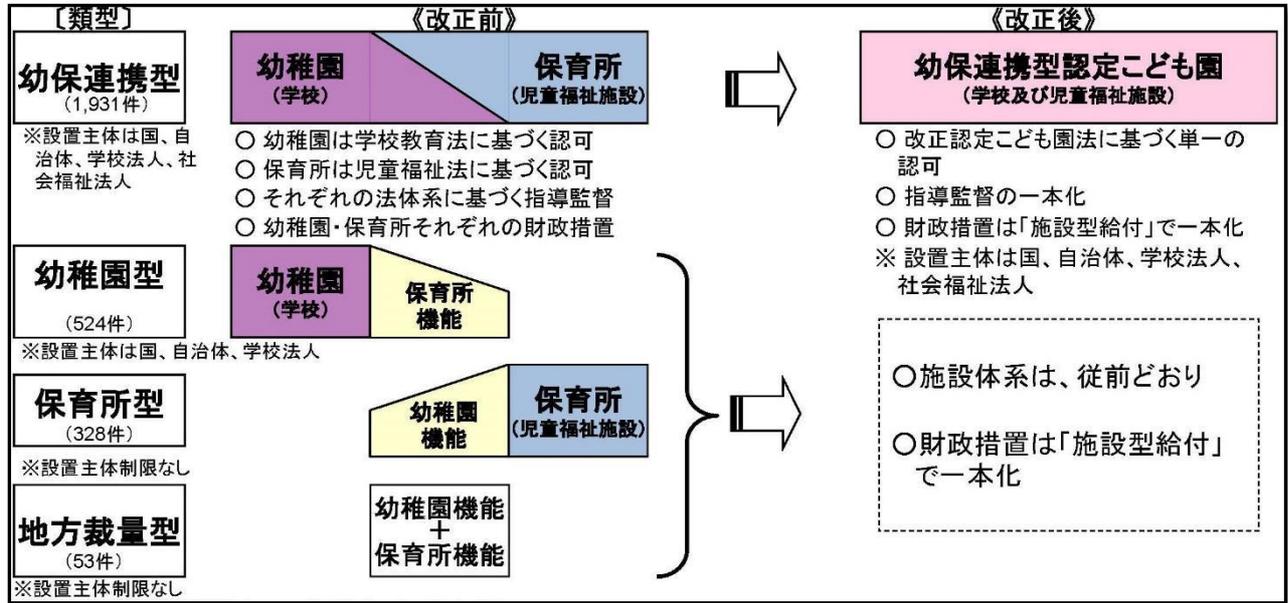
<支給認定区分について>

認定区分	定義	給付内容	対象施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの（支援法第19条第1項1号）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める理由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（支援法第19条第1項2号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める理由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（支援法第19条第1項3号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育事業等

（出典：内閣府子ども・子育て本部「子ども・子育て支援新制度について」から監査人が要約）

②認定こども園制度の改善

<平成 27 年 認定こども園法改正イメージ>



(出典：内閣府子ども・子育て本部「子ども・子育て支援新制度について」)

近年、幼稚園は少子化で定員割れが起こる一方、保育所は共働き家庭の増加に伴って入所児童数が増加し、待機児童が発生している。そのため、平成 18 年に制定された認定こども園法では、保護者の就労状況にかかわらず、幼児期の教育・保育を一体的に行うもの（幼保一体化）として、4 種類の保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設（以下、「旧認定こども園」という。）を設置できることとした。

このような趣旨に基づき創設された旧認定こども園ではあったが、認可や財源措置については幼稚園機能及び保育所機能でそれぞれの所管に分けて行われるなど、その実態は幼保一元化とはかけ離れていた。そのため、新制度では、認定こども園法を改正し、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として「幼保連携型認定こども園」を創設するとともに、認可・指導監督の一本化及び財政措置の施設型給付への一本化を行うこととした。

③地域の実情に応じた子ども・子育て支援

支援法第 59 条により、子ども・子育て家庭等を対象とする以下の事業を実施するための給付金が交付されることとなった。

<支援法 59 条 給付金交付対象事業>

No	事業名	概要
1 号	利用者支援事業	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
2 号	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
3 号	実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
4 号	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
5 号	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
6 号	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業
7 号	乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
8 号	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
9 号	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

No	事業名	概要
10号	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
11号	病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業
12号	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
13号	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

(出典：支援法 59 条を監査人が要約)

また、新制度の実施主体であるすべての市町村は、支援法第 61 条に基づき 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成することとされ、特に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びにそれに対応する提供体制の「確保の内容」及び「実施時期」について定めることとなった。

「量の見込み」とは、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業に係る潜在的な需要量を、利用希望調査や国の示す参酌基準を参考として認定区分及び各事業ごとに定めたものであり、「市町村子ども・子育て支援事業計画」における目標整備量を示すものである。

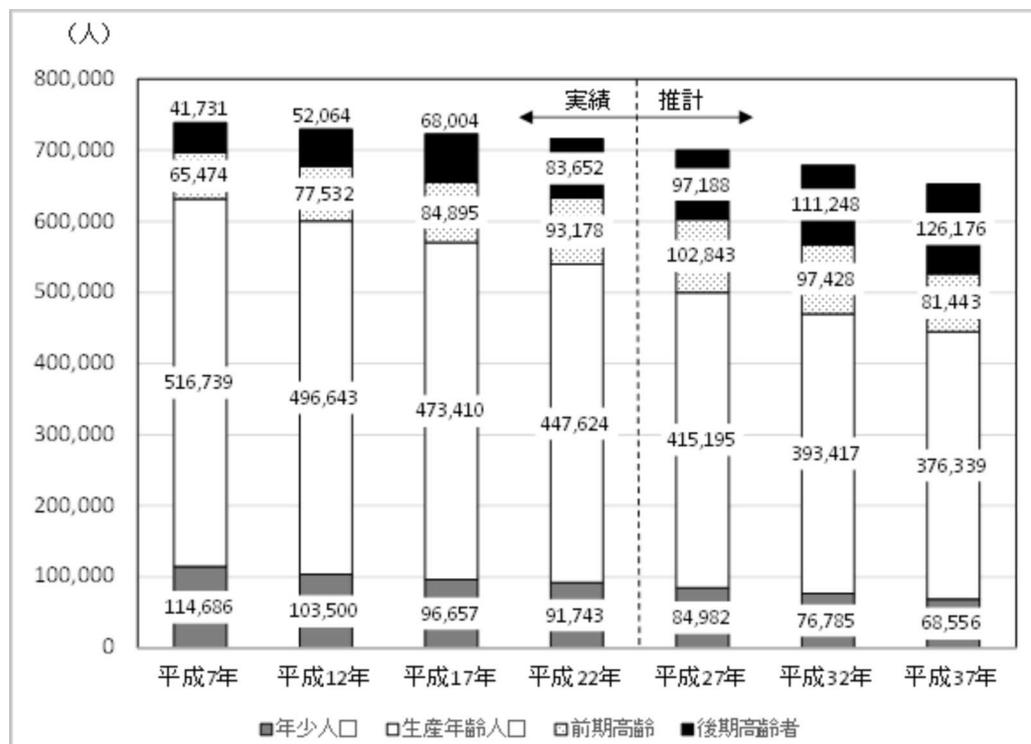
「確保の内容」とは、量の見込みとして設定した需要を満たすために実施する具体的な手段や整備量、供給量を示すものである。

さらに、教育・保育事業における提供体制確保の「実施時期」については、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成 29 年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指すものとしている。

2. 市における子育て環境の現状

(1) 少子化問題

< 静岡市の人口動向及び将来推計（年齢別） >



(出典：「静岡市子ども・子育て支援プラン」)

市の年少人口(0歳から14歳)はその人数だけでなく占める割合も減少傾向にあり、平成7年時点で114,686人と市の人口738,630人に対しおよそ15.5%であったが、平成27年の推計値では84,982人とおよそ12.1%(全市人口700,208人)となっている。

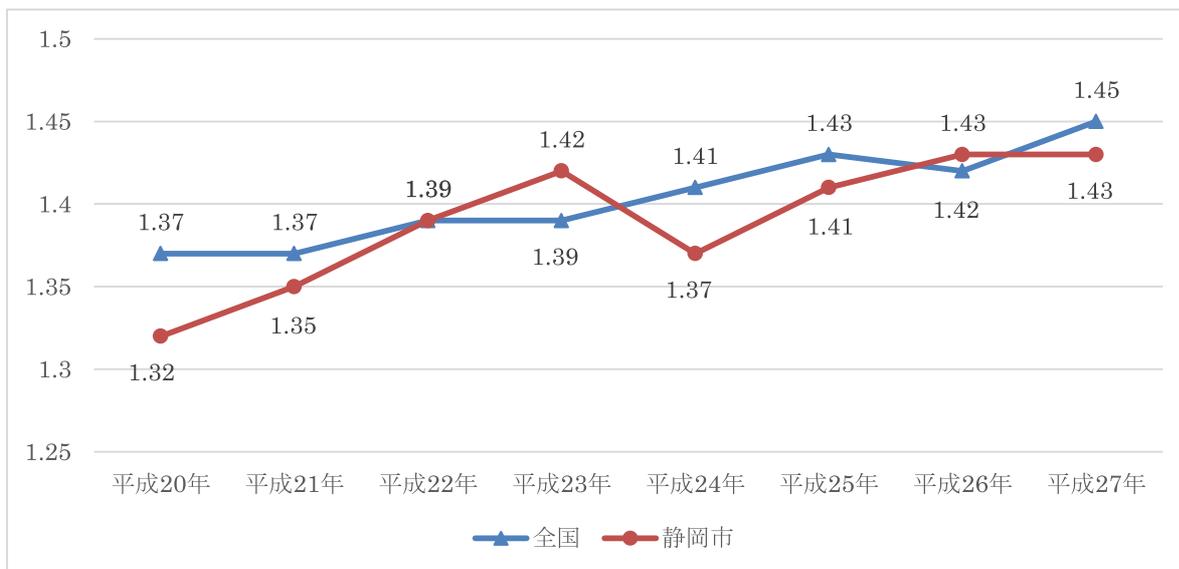
(2) 出生数及び合計特殊出生率

<静岡市の出生数推移>



(出典：「静岡市子ども・子育て支援プラン」より監査人が作成)

<静岡市の合計特殊出生率推移>



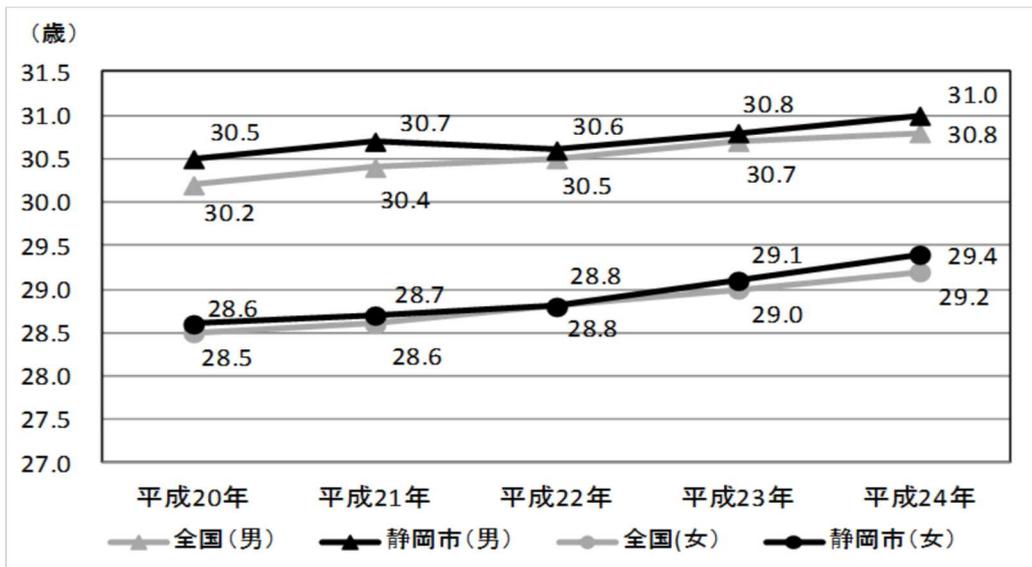
(出典：「静岡市子ども・子育て支援プラン」より監査人が作成)

市の出生数は平成 21 年から平成 23 年は毎年 5,800 人程度であったが、平成 27 年には 5,241 人となっており減少傾向にある。また、合計特殊出生率は、平成 27 年においては 1.43 となっており、全国平均の 1.45 をわずかに下回っている。

また、静岡市子ども・子育て支援プランによると、平成 25 年の市の人口増加率は、 $\Delta 2.7\%$ と政令指定都市全 20 都市中で最も低くなっている。

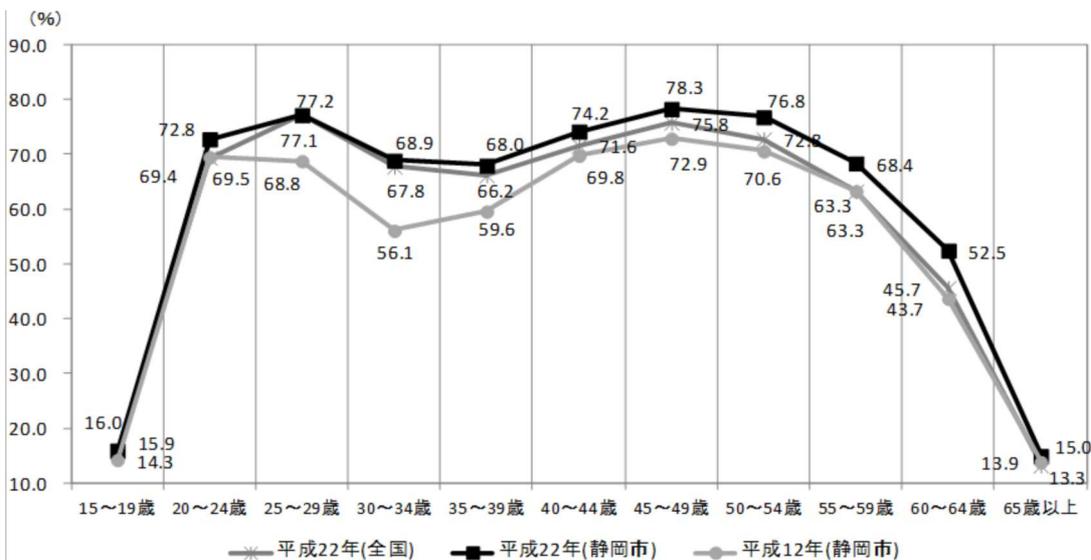
(3) 女性の社会進出

<平均初婚の推移>



(出典：「静岡市子ども・子育て支援プラン」)

<女性の年齢別就業率>

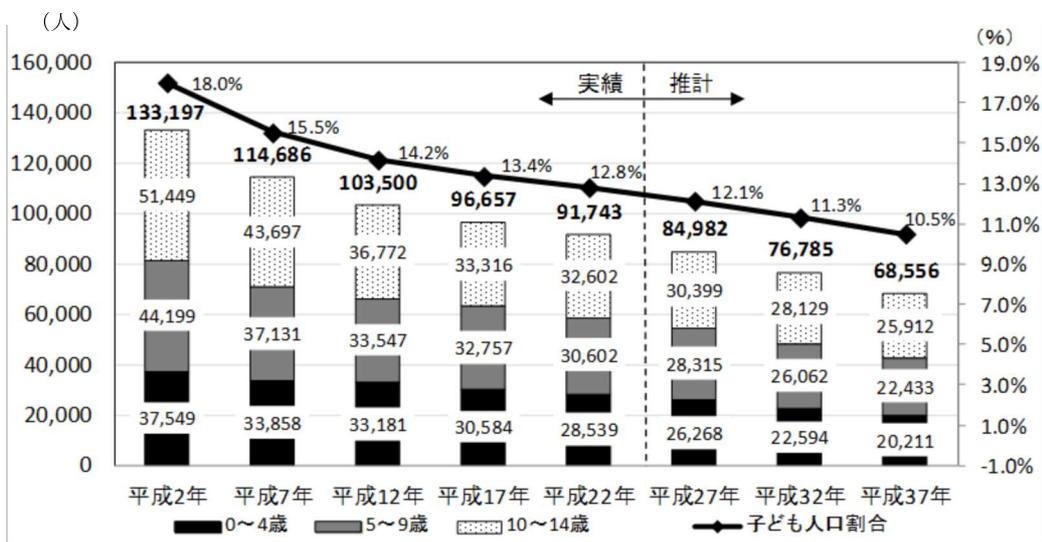


(出典：「静岡市子ども・子育て支援プラン」)

市の平均初婚年齢は、全国平均と同様に上昇傾向にあり、晩婚化が進んでいる。特に、平成24年には男性が31.0歳（全国30.8歳）、女性が29.4歳（全国29.2歳）となっており、男女ともに全国平均よりも高い。また、女性の就業率も全国平均よりも高くなっている。

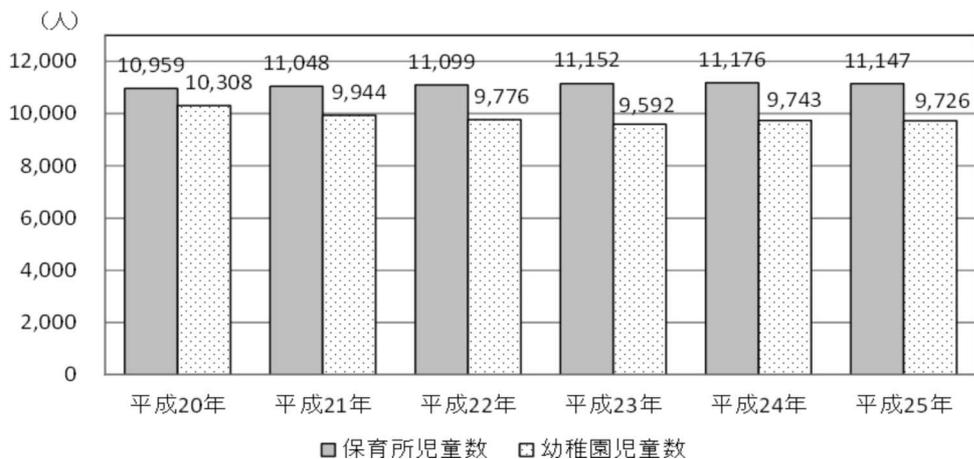
(4) 市の保育需要

<静岡市の子どもの数の推移>



(出典：「静岡市子ども・子育て支援プラン」)

<保育所・幼稚園の児童数の推移>



(出典：「静岡市子ども・子育て支援プラン」)

市の子どもの人口及びその割合は減少傾向にある一方で、保育所や幼稚園を利用する児童の数は横ばいで推移しており、教育及び保育環境の整備需要は今後も高い水準で継続することが考えられる。

3. 市における取り組み

(1) 静岡市子ども・子育て支援プラン（平成 27 年度から）

市では次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画の前期（平成 17 年度から 21 年度）、後期（平成 22 年度から 26 年度）計画に従い、子ども・子育て支援を進めてきた。

新制度においては、「静岡市子ども・子育て支援プラン」（以下、「支援プラン」という。）を支援法第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けたうえで、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年計画として策定した。

支援プランでは、「静岡市は子どもをたいせつにします」を基本理念とし、「子ども本位の視点」に立った施策として、次の 3 点を中心に進めることとしている。

<支援プランの 3 つのポイント>

- ★『ひろげる』～ニーズに応じた支援を拡げていきます。～
認定こども園の普及をはじめとした、幼児期の教育・保育の推進、待機児童対策等
- ★『つなげる』～子どもの育ちに沿って支援をつなげていきます。～
放課後児童クラブを中心とした、総合的な放課後子ども対策等
- ★『ささえる』～すべての子どもの育ちを支えていきます。～
ひとり親家庭への支援等の子どもの貧困対策、里親への支援など社会的養護の充実等

（出典：「静岡市子ども・子育て支援プラン」より監査人が要約）

具体的には、基本理念に基づき、次のような 3 つの大きな基本目標と 5 つの施策目標を定めている。

<基本目標 1：すべての子どもの育ちを支援するまちづくり【子ども支援】>

施策目標 1：子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり

	基本施策	重点事業
(1)	子どもの健やかな心身をはぐくむための支援	認定こども園、幼稚園、保育所等における教育・保育
(2)	子どもの健全育成促進と自立への支援	放課後子ども対策、児童館での体験・交流 他
(3)	虐待を受けている児童など配慮を必要とする子どもとその家庭への支援	児童相談体制の確保、要保護児童対策地域協議会、里親支援、児童養護施設等の子どもへの学習支援・自立支援 他
(4)	発達の遅れや障がいのある子どもとその家庭への支援	児童発達支援センター、放課後等デイサービス 他
(5)	厳しい環境に置かれた子どもとその家庭への支援 【静岡市子どもの貧困対策推進計画】	スクールソーシャルワーカー活用事業、生活困窮世帯等の子どもへの学習・生活支援、放課後児童クラブの利用者負担の軽減 他

施策目標2：子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境づくり

	基本施策	重点事業
(1)	幼児期の質の高い教育・保育の充実	認定こども園、幼稚園、保育所等における教育・保育
(2)	学校における教育環境の充実	学校応援団推進事業 他
(3)	地域や家庭における教育環境の充実	放課後子ども対策

<基本目標2：子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちづくり【親支援】>

施策目標3：喜びと安心感をもって生み育てることのできる環境づくり

	基本施策	重点事業
(1)	結婚・妊娠・出産期から子育て期に至る切れ目のない支援や医療保健体制の充実	しずおかエンジェルプロジェクト推進事業、不妊治療費助成事業、妊娠・出産包括支援事業、子ども医療費の助成 他
(2)	子育て・親支援サービスの充実	子育て支援センター、子ども未来サポーター・保育コーディネーター、親支援プログラムの実施 他
(3)	ひとり親家庭への支援【静岡市ひとり親家庭等自立促進計画】	ひとり親家庭等の子どもへの学習・生活支援、母子家庭等自立支援給付金事業、ひとり親就業支援専門員による支援 他

施策目標4：子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

	基本施策	重点事業
(1)	多様な保育ニーズに対応するための支援	一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、緊急サポートセンター事業、病児・病後児保育事業 他
(2)	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	ワーク・ライフ・バランス啓発事業
(3)	男性の子育てへの参加促進	子育てパトック事業

<基本目標3：地域全体で子どもと子育てを支援するまちづくり【地域子ども・子育て支援】>

施策目標5：地域全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくり

	基本施策	重点事業
(1)	地域における子育て支援活動の促進	静岡市子育て支援団体連絡会、子育てトーク事業 他
(2)	地域における子どもの健全育成活動の促進	放課後子ども対策、世代間交流の推進
(3)	子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保	放課後子ども対策

(出典：静岡市子ども・子育て支援プランの全体像から監査人が要約)

(2) 市における待機児童対策と子ども・子育て支援新制度の導入

①市の待機児童の状況

市における直近の待機児童数の推移は以下のとおりであり、平成28年4月1日時点においては46人となっている。なお、ここでいう待機児童とは厚生労働省における待機児童の定義（平成28年4月26日雇児保発0426第3号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に該当する児童をいう。

<待機児童の推移>

(単位：人)

待機児童数	平成26年	平成27年	平成28年
2号認定児童	39	10	0
3号認定児童	117	131	46
合計	156	141	46

(注) 各年4月1日時点の人数を掲載している。

(出典：市提供資料より監査人が集計)

②待機児童対策及び子ども・子育て支援新制度の導入

市では、国の「待機児童解消加速化プラン」の支援内容を活用する形で平成25年9月に「静岡市待機児童解消加速化計画」を策定し、待機児童の早期解消及び新制度への円滑な移行を図るものとしている。

また、新制度に当たっては、「静岡市子ども・子育て会議」を設置し、「子ども・子育て支援新制度に向けた施策方針」を検討するとともに、平成26年2月には「静岡市立幼稚園・保育所移行方針」を策定し、以下の施策を実施した。

●市立幼稚園、保育所の幼保連携型認定こども園移行

平成27年4月からすべての市立幼稚園、保育所を幼保連携型認定こども園（静岡山間区域については特例地域型保育給付施設）に移行。

●待機児童園の整備

教育・保育施設及び地域型保育事業の定員増加を待機児童対策の前提とする一方、当該施設利用を待機している児童のうち、緊急性の高い児童については、「待機児童園（※）」という施設を整備、受入。

(※) 待機児童園とは、主に育児休業明けなど年度途中で複数の園に利用申請し待機している者のうち、市長が特に保育を行う必要があると認めるものに対し保育所等に入所できるまでの一時的な保育を提供するために設置された施設であり、①一時預かり事業機能と②小規模保育事業機能を有する市独自の施設をいう。

以上を踏まえ、市の支援プランでは、教育・保育施設等の定員増加について、①既存保育施設の定員増、②幼稚園の認定こども園移行、③認定こども園等の新設、④小規模保育事業等の新設をもって、進めることとしている。そして、「待機児童解消加速

化プラン」の目標年次である平成 29 年度末までに、教育・保育施設等の整備をした結果、具体的な成果指標として、「平成 30 年度に年間を通じた待機児童の解消を目指す」こととしている。

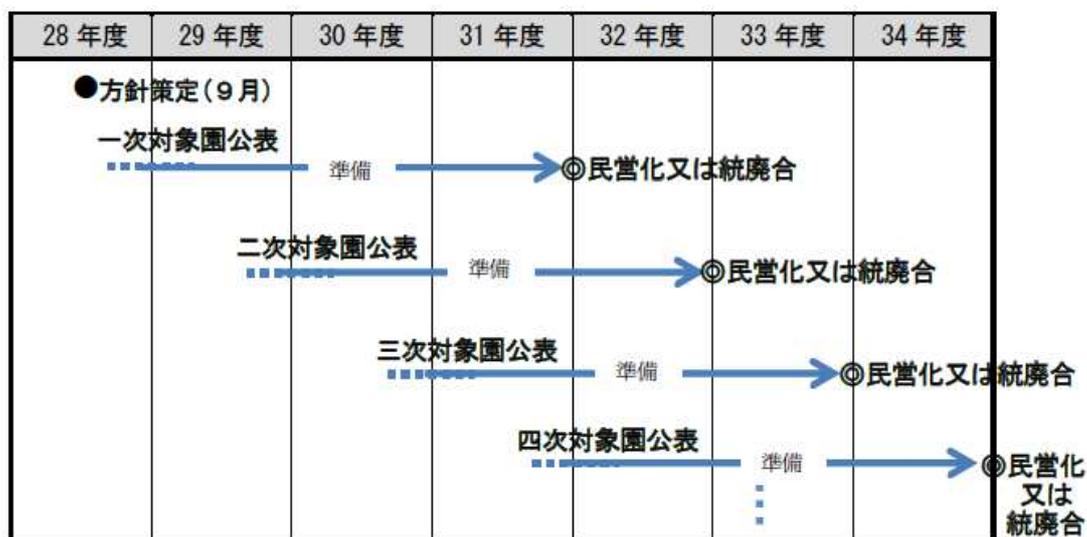
(3) 市立こども園の配置適正化方針

市では、待機児童の解消と質の高い幼児期の教育・保育の提供のために、保育等の定員の拡大や認定こども園の普及を進めている。しかし、市立の教育・保育施設については、現在も老朽化に伴う建替えや耐震性能の向上を必要とする施設が多く存在しているため、財政事情を考慮のうえで、待機児童の解消に向けた取組みと民営化や統廃合を含む配置適正化を同時並行的に進める必要がある。市は、このような認識の下、平成 28 年 9 月に「静岡市立こども園の配置適正化方針」を策定した。

当該方針は、現在及び将来の市立こども園の在り方に関する基本的な考え方を明らかにし、これに関する取組みの進め方やスケジュールなどを定めるものである。

そして、そのスケジュールについては、平成 32 年度から平成 34 年度末にかけて民営化又は統廃合をすることを前提に、具体的な対象園を決定し、公表することを含めた平成 28 年度からの 7 年間を対象期間としている。

<民営化又は統廃合のスケジュール>



(出典：「静岡市立こども園の配置適正化方針」)

4. 監査対象部局及び施設について

(1) 監査対象部局概要

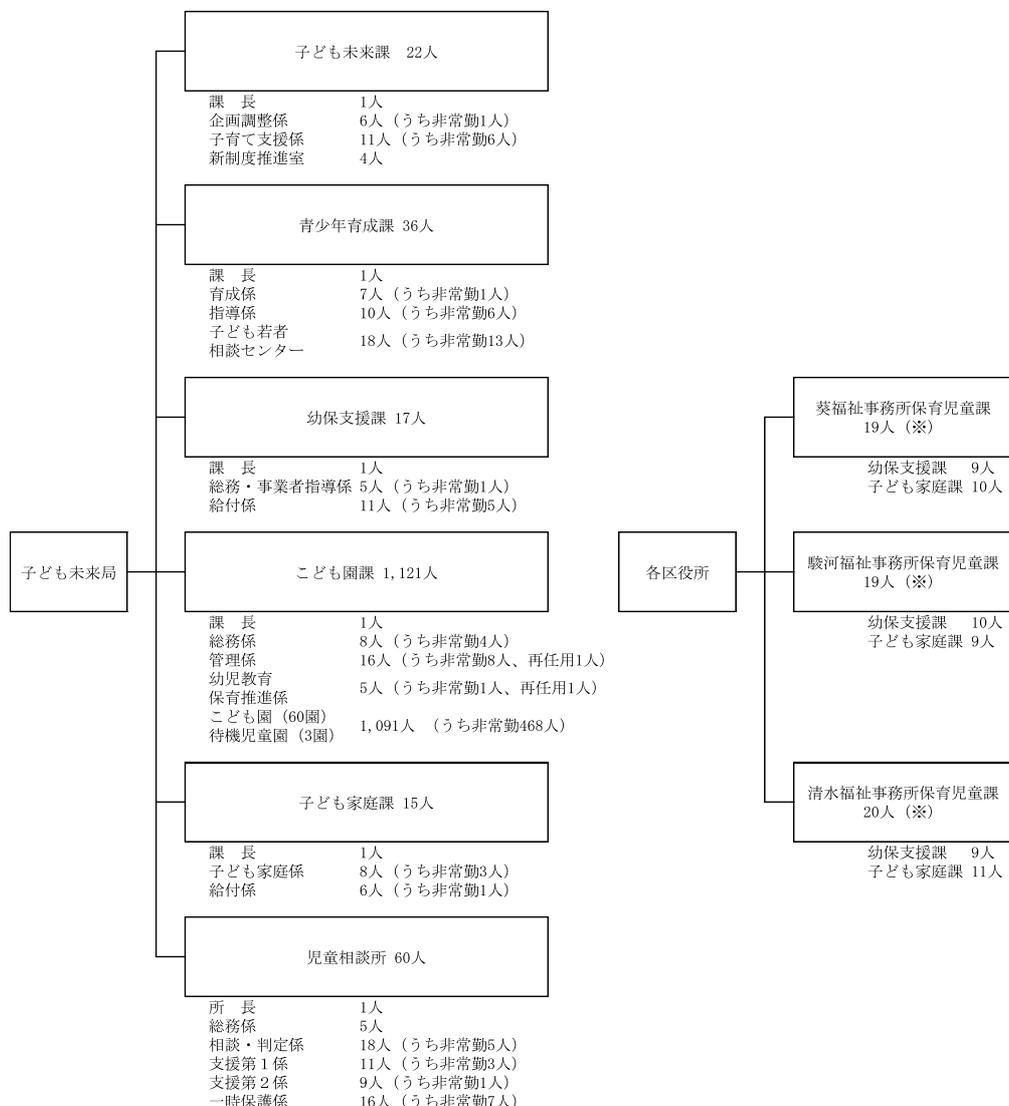
監査対象部局は子ども未来局であり、子ども未来課、青少年育成課、幼保支援課、こども園課、子ども家庭課及び児童相談所の6つから構成されている。ただし、少子化対策を中心に監査を実施するという観点から、児童相談所については事業概要を確認するにとどめている。

一方、子ども未来局のほかに、葵、駿河及び清水の各区役所に保育児童課（※）が配置されている。当該課は子ども未来局ではないが、教育・保育事業等に関する市民窓口として幼保支援課及び子ども家庭課と連携する位置づけにあることから必要に応じて監査対象とした。

（※）平成28年度から「子育て支援課」に名称変更。以下、「子育て支援課」と表記する。

<組織図>

(平成27年4月1日時点)



(出典：市提供資料より監査人が要約)

事務分掌は以下のとおりである。

<子ども未来課>

係名など	主な業務
企画調整係	局における政策立案の調整等に関する事、局内の連絡調整及びとりまとめ、局間の連絡調整に関する事、次世代育成支援に関する事などを扱う。
子育て支援係	放課後児童クラブ、児童館、子育て支援センターの運営、ファミリー・サポート・センター事業などを扱う。
新制度推進室	子ども・子育て支援新制度、保育所・認定こども園等の整備計画・補助に関する事を扱う。

<青少年育成課>

係名など	主な業務
育成係	青少年健全育成施策の企画及び推進、青少年関係団体の育成や連絡調整、青少年の国際交流、若者の結婚支援、成人式、浜石野外センターの運営などを扱う。
指導係	青少年の健全育成及び非行防止の推進、関係機関・健全育成団体との連絡調整、街頭補導、環境浄化活動などを扱う。
子ども若者相談センター	困難を抱える子ども・若者に係る相談や、不登校児童生徒のための適応指導教室、ひきこもり地域支援センターの運営などを扱う。

<幼保支援課>

係名など	主な業務
総務・事業者指導係	こども園・保育所等の認可や指導監査などを扱う。
給付係	私立こども園・保育所等への給付や助成及び幼稚園への就園奨励費、児童福祉及び子ども・子育て支援の電算システムなどを扱う。

<こども園課>

係名など	主な業務
総務係	市立こども園等の施設管理や物品等購入に関する事などを扱う。
管理係	市立こども園等の非常勤・臨時職員の任用、給食の管理及び健康指導などを扱う。
幼児教育・保育推進係	市立こども園等の人事管理及び研修に関する事などを扱う。

<子ども家庭課>

係名など	主な業務
子ども家庭係	要保護児童対策地域協議会の総合調整、養育支援訪問事業、母子保護及び助産の実施に係る費用支弁・徴収、虐待防止推進・啓発事業、不妊治療費助成事業、産後ケア事業などを扱う。
給付係	児童手当、児童扶養手当の支給、子ども医療費、母子家庭等医療費の助成、子育て短期支援事業、子育て支援ヘルパー派遣事業、母子家庭等の支援、母子父子寡婦福祉資金の貸付け事務などを扱う。

<児童相談所>

係名など	主な業務
総務係	児童相談所の運営、児童福祉施設入所等措置費の支弁、入所者負担金の徴収などを扱う。
相談・判定係	児童虐待や子どもの発達の悩み等に対する相談などを扱う。 児童の心理診断や療育手帳の判定などを扱う。
支援第1係 支援第2係	児童虐待通告への対応、児童虐待や子どもの発達の悩みに対する支援・指導、里親に関することなどを扱う。
一時保護係	児童の一時保護に関することを扱う。

(2) 市のこども園、保育所及び幼稚園

平成 28 年 4 月 1 日時点の市内のこども園等の数、定員は以下のとおりである。

<こども園、保育所及び幼稚園の園数、定員>

(単位：人)

区域	市立(※1)		私立等(※2)									
	こども園等		こども園		保育所		小規模保育等		幼稚園		合計	
	園数	定員	園数	定員	園数	定員	園数	定員	園数	定員	園数	定員
葵区	18	1,506	4	450	28	2,605	8	144	18	4,055	76	8,760
駿河区	17	2,088	7	1,306	13	1,270	6	110	12	3,340	55	8,114
清水区	28	2,516	10	1,551	16	1,630	6	108	11	2,280	71	8,085
総計	63	6,110	21	3,307	57	5,505	20	362	41	9,675	202	24,959

(※1) 市立については、こども園のほか、待機児童園（小規模保育機能）の定員 36 人を含んでいる。

(※2) 私立等のうち幼稚園については、国立幼稚園「静岡大学教育学部附属幼稚園」定員 160 人を含んでいる。

<支給認定区分別定員>

(単位：人)

	1号	2号	3号	幼稚園	合計
葵区	472	2,545	1,688	4,055	8,760
駿河区	807	2,400	1,567	3,340	8,114
清水区	936	3,067	1,802	2,280	8,085
合計	2,215	8,012	5,057	9,675	24,959

(注) 市内の私立幼稚園はすべて従来型の幼稚園であるため、支給認定区分とは区別している。

また、平成 28 年 4 月 1 日時点の市立こども園の設置状況は以下のとおりである。

<市立こども園一覧>

(単位：人)

区域	園名	所在地	1号	2号	3号	定員
葵区	上土こども園	古庄四丁目2番11号	0	81	39	120
葵区	安倍口こども園	安倍口新田43番地の1	37	15	0	52
葵区	安倍口中央こども園	安倍口団地3番1号	0	37	23	60
葵区	安東こども園	安東三丁目11番17号	180	60	15	255
葵区	新富町こども園	新富町三丁目21番地の2	0	77	43	120
葵区	瀬名川こども園	瀬名川一丁目21番40号	0	116	39	155
葵区	田町こども園	田町一丁目79番地	0	60	40	100
葵区	長沼こども園	長沼二丁目18番31号	0	97	33	130
葵区	中藁科こども園	大原1237番地	0	51	19	70
葵区	西奈こども園	瀬名三丁目24番25号	70	30	0	100

区域	園名	所在地	1号	2号	3号	定員
葵区	服織こども園	山崎一丁目17番地の1	0	84	36	120
葵区	服織中央こども園	羽鳥本町25番33号	0	91	39	130
葵区	藁科こども園	吉津1番地	37	15	0	52
葵区	清沢こども園	昼居渡66番地の2	9	9	0	18
葵区	梅ヶ島こども園	梅ヶ島544番地の4	9	9	0	18
葵区	井川こども園 ※1	井川548番地の1	0	0	0	0
葵区	大川こども園 ※1	坂ノ上1239番地の4	0	0	0	0
駿河区	大谷こども園	西大谷6番地の8	60	30	0	90
駿河区	小黒こども園	小黒一丁目7番6号	0	71	19	90
駿河区	久能こども園	青沢240番地	30	15	0	45
駿河区	下川原こども園	下川原六丁目8番26号	0	118	52	170
駿河区	高松こども園	敷地二丁目7番14号	0	104	56	160
駿河区	東新田こども園	東新田四丁目1番40号	0	121	49	170
駿河区	登呂こども園	登呂三丁目19番1号	0	107	63	170
駿河区	中田こども園	馬淵四丁目2番29号	0	124	66	190
駿河区	中村町こども園	中村町94番地	0	124	66	190
駿河区	東豊田こども園	池田492番地の2	70	30	0	100
駿河区	東豊田中央こども園	国吉田六丁目7番29号	0	90	55	145
駿河区	広野こども園	広野六丁目11番1号	0	75	25	100
駿河区	富士見台こども園	富士見台二丁目11番44号	0	94	46	140
駿河区	丸子こども園	丸子二丁目18番32号	0	89	41	130
駿河区	用宗こども園	用宗五丁目18番7号	0	54	36	90
駿河区	八幡こども園	八幡二丁目15番20号	0	61	29	90
清水区	飯田北こども園	石川本町11番92号	0	125	45	170
清水区	飯田南こども園	高橋四丁目4番56号	0	90	40	130
清水区	庵原こども園	庵原町1938番地	0	51	19	70
清水区	入江こども園	入江一丁目13番15号	0	88	32	120
清水区	有度北こども園	長崎740番地の1	0	81	39	120
清水区	有度西こども園	中之郷一丁目10番27号	0	76	24	100
清水区	興津北こども園	八木間町478番地	0	62	28	90
清水区	興津南こども園	興津中町562番地	0	37	23	60
清水区	小島こども園	小島町621番地の1	37	15	0	52
清水区	折戸こども園	折戸五丁目8番1号	0	57	13	70
清水区	川原こども園	川原町24番8号	0	90	50	140
清水区	小河内こども園	小河内2693番地の2	30	15	0	45

区域	園名	所在地	1号	2号	3号	定員
清水区	駒越こども園	迎山町4番15号	0	57	23	80
清水区	清水こども園	本町11番32号	0	74	36	110
清水区	高部こども園	押切996番地の2	100	30	0	130
清水区	高部中央こども園	梅ヶ谷459番地の1	0	84	36	120
清水区	辻こども園	辻四丁目7番21号	0	82	48	130
清水区	西久保こども園	西久保438番地の1	0	57	33	90
清水区	原こども園	原45番地の5	0	94	36	130
清水区	三保こども園	三保1601番地	0	67	23	90
清水区	横砂こども園	横砂東町17番5号	0	41	19	60
清水区	和田島こども園	和田島694番地の1	37	15	0	52
清水区	蒲原西部こども園	蒲原中566番地の1	0	37	13	50
清水区	蒲原東部こども園	蒲原5092番地の3	0	57	33	90
清水区	入山こども園	由比入山1964番地	0	22	8	30
清水区	由比こども園	由比377番地の1	60	15	0	75
清水区	由比中央こども園	由比北田146番地	0	64	36	100
合計			766	3,722	1,586	6,074

(※1) 現在休園中のこども園である。

(出典：市提供資料より監査人が要約)

<待機児童園一覧>

(単位：人)

区域	園名	所在地	1号	2号	3号	定員
葵区	葵待機児童園	千代田三丁目3番25号	0	0	6	6
駿河区	駿河待機児童園	登呂三丁目2番29号	0	0	18	18
清水区	清水待機児童園	天神一丁目11番15号	0	0	12	12
合計			0	0	36	36

(注) 待機児童園のうち、小規模保育事業に該当する定員を集計している。

(出典：市提供資料より監査人が要約)

(3) 子ども未来局事業費について

子ども・子育て支援事業を実施する子ども未来局の事業費（歳出額）は、金額及び割合ともに直近3年間で上昇傾向にあり、特に新制度が開始された平成27年度は新たな財源確保がなされたことから、歳出額が増加し約362億円となっている。

<一般会計に対する未来局事業費の割合> (単位：千円)

	一般会計歳出決算額	子ども未来局歳出額	一般会計に占める子ども未来局歳出額の割合
平成25年度	268,998,564	28,039,550	10.4%
平成26年度	273,667,037	29,932,757	10.9%
平成27年度	279,104,100	36,196,243	13.0%

(出典：市提供資料より監査人が集計)

<子ども未来局 各課における歳出額の内訳> (単位：千円)

課名	平成27年度	構成比
子ども未来課	2,196,848	6.1%
青少年育成課	106,536	0.3%
幼保支援課	13,721,724	37.9%
こども園課	2,657,196	7.3%
子ども家庭課	16,517,166	45.6%
児童相談所	996,773	2.8%
子ども未来局合計	36,196,243	100.0%

(出典：市提供資料より監査人が集計)

(4) 視察対象施設一覧

監査対象部局が所管する施設のうち、教育・保育施設等については、その具体的な事業及び施設の管理運営状況を所在地区の特徴を踏まえて確認する観点から、以下を視察対象に選定した。これらの施設について、関係法令、条例、規則、各種マニュアル等に従った施設の使用状況、管理状況を検討するために必要と判断した質問、資料の閲覧及び現物の保管状況の確認などの手続を実施した。

<教育・保育施設等（市立こども園及び待機児童園）>

施設名	安東こども園	小黒こども園	高部中央こども園	小河内こども園
所在地	葵区安東 三丁目 11 番 17 号	駿河区小黒 一丁目 7 番 6 号	清水区梅ヶ谷 459 番地の 1	清水区小河内 2693 番地の 2
築年数	39 年	53 年	32 年	28 年
敷地面積	2,945.00 m ²	1,322.83 m ²	1,744.00 m ²	2,176.00 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	木造
受入号数	1 号、2 号、3 号	2 号、3 号	2 号、3 号	1 号、2 号
定員	255 人	90 人	120 人	45 人

(注) 小河内こども園については、別途山間地域の状況を確認するために選定している。

施設名	駿河待機児童園
所在地	駿河区登呂 三丁目 2 番 29 号
築年数	5 年
敷地面積	1,250.00 m ²
建物構造	軽量鉄骨造
受入号数	3 号
定員	72 人

(注 1) 待機児童園については、市内 3 か所あるうちから最も規模の大きな駿河待機児童園を選定している。

(注 2) 平成 28 年 4 月 1 日時点

また、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）及び児童館については、その具体的な事業及び施設の管理運営状況について確認する観点から、指定管理者及び委託事業者に着目して、以下を視察対象に選定した。これらの施設に対し、関係法令、条例、規則、指定管理に関する協定及び委託契約等に従った施設の使用状況、管理状況を検討するために必要と判断した質問、資料の閲覧及び現物の保管状況の確認などの手続を実施した。

<放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）>

施設名	高部東児童クラブ	美和児童クラブ	どろん子児童クラブ
所在地	清水区押切 2166 清水高部東小学校 西側隣接地 (独立施設)	葵区安倍口団地 2の10 美和児童館内	清水区蒲原新田二丁目 25の1 蒲原西小学校内
委託事業者	高部地区青少年育成 推進委員会	社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会	特定非営利活動法人 子育て支援どろん子
専有面積	152 m ²	71 m ²	63 m ²
定員	70 人	38 人	35 人

(注) 平成 28 年 4 月 1 日時点

<地域子育て支援拠点（子育て支援センター）及び児童館>

施設名	静岡中央子育て 支援センター	清水中央子育て 支援センター	子育て支援センター わとと・あおぞら	美和児童館
所在地	葵区呉服町 2丁目1-1札の辻ビ ル3、4階	清水区島崎町 223 清水ビル 1階	駿河区泉町 4-16 越田ビル 2階	葵区安倍口団地 2の10
運営方法	指定管理者制度	指定管理者制度	業務委託	指定管理者制度
指定管理者 又は 委託事業者	社会福祉法人 静岡市 社会福祉協議会	社会福祉法人 静岡市 社会福祉協議会	特定非営利 活動法人 なのはな	社会福祉法人 静岡市 社会福祉協議会

(注) 平成 28 年 4 月 1 日時点

そのほか、青少年育成施設である浜石野外センターは昭和 56 年施行の建築基準法に基づく耐震基準を満たしていないことから、視察対象に選定し、施設の使用状況、管理状況及び委託契約等に従った運営状況を検討するために必要と判断した質問、資料の閲覧及び現物の保管状況の確認などの手続を実施した。

< 青少年育成施設 >

施設名	浜石野外センター
所在地	清水区由比阿僧 934-6
運営方法	業務委託
委託事業者	NPO 法人ふれあい由比
建築年数	42 年
建物構造	鉄骨造

(注) 平成 28 年 4 月 1 日時点

第3章 監査の結果及び意見

I. 子ども未来課

1. 事務事業の概要

子ども未来課は、局における政策立案の調整及び局内連絡調整等を行うとともに、主に新制度等に基づく、以下の事業を実施している。監査に当たっては、待機児童解消の観点や施設の適切な管理運営の観点から、教育・保育施設等整備の実施状況及び放課後児童クラブ、子育て支援センター等の施設管理に係る事務事業について特に着目した。

<子ども未来課 一般会計>

(単位：千円)

事務事業名	事業目的	事業内容	予算額	決算額
私立こども園・保育所等施設整備費補助金	待機児童解消を図るための保育定員の増加	保育所等の新園、分園及び定員増を伴う大規模修繕及び増築に必要な施設整備費用の助成	799,248	799,247
施設型小規模保育事業整備費補助金	待機児童解消を図るための保育定員の増加	小規模保育事業の設置に必要な施設整備費用を助成	33,244	29,433
私立認定こども園整備事業	子ども・子育て支援新制度への円滑な移行と保育の量の確保のため、認定こども園移行の推進	認定こども園の移行に必要な施設整備費用の助成	201,601	197,569
放課後児童クラブ運営事業	保護者が昼間家庭にいない児童を家庭に変わり保護育成する。	市内76か所の児童クラブを運営	523,648	453,961
放課後児童クラブ整備事業	児童クラブ室を整備し、待機児童の解消を図る。	待機児童の多い地域、今後の利用ニーズが高い地域において児童クラブ室を整備	169,637	140,783
放課後児童クラブ事業補助金	児童クラブを運営する民間事業者に対し、運営に掛かる費用の一部を補助することにより、放課後児童クラブの健全な運営を図る。	民間事業者に対し補助金を交付	42,790	5,845

事務事業名	事業目的	事業内容	予算額	決算額
子育て支援センター運営事業	交流、相談、情報提供等を実施する子育て支援の拠点となる施設の運営により子育て家庭を支援する。	5 か所の子育て支援センターを市直営により運営	22,230	16,893
子育て支援施設運営事業		4 か所の子育て支援センターを指定管理者制度により運営	169,589	167,285
地域子育て支援センター運営委託事業		私立保育園等に地域子育て支援センターの運営を委託	70,308	67,595
ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かりなど、子育て家庭の支援を行い、仕事と子育てを両立しやすい環境を整備する。	会員組織内での子どもの預かり等の援助活動を仲介する事務局の運営を委託	30,063	27,540
児童館運営事業	児童館での遊びを通じて児童の健全な育成を図るとともに、地域の児童健全育成の拠点としての機能を果たす。	市内 11 館の児童館の運営（指定管理者制度 11 館）	201,719	198,668
その他事業	-	-	195,029	92,029
子ども未来課合計			2,459,106	2,196,848

2. 私立こども園・保育所等施設整備費補助金等

事務事業名	i. 私立こども園・保育所等施設整備費補助金 ii. 施設型小規模保育事業整備費補助金 iii. 私立認定こども園整備事業
事業目的	i、ii. 待機児童解消を図るための保育定員の増加 iii. 子ども・子育て支援新制度への円滑な移行と保育の量の確保のため、認定こども園移行の推進
事業内容	i. 保育所等の新園、分園及び定員増を伴う大規模修繕及び増築に必要な施設整備費用の助成 ii. 小規模保育事業の設置に必要な施設整備費用を助成 iii. 認定こども園の移行に必要な施設整備費用を助成
事業予算	i. 799,248 千円、ii. 33,244 千円 iii. 201,601 千円（前年度繰越 46,725 千円を含む）
決算額	i. 799,247 千円、ii. 29,433 千円 iii. 197,569 千円（前年度繰越 46,725 千円を含む）

以上の事業はいずれも教育・保育事業に係る待機児童の解消を図るため、施設の定員増加を伴う整備、新規参入及び私立幼稚園の認定こども園移行の推進目的のために実施されるものである。これについて、支援プランでは地理的条件、人口、交通事情などを考慮し、14 の教育・保育提供区域（以下、「14 区域」という。）を定め、14 区域ごとに教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めている。

なお、市では幼稚園及び 1 号認定児童からは待機児童が発生していないことから、2 号及び 3 号認定児童についての定員の拡大を進めることで待機児童の解消を図るものとしている。したがって、以下では 2 号及び 3 号認定児童についてのみを集計し、検討する。

(1) 教育・保育事業に係る待機児童と施設整備計画

①静岡市子ども・子育て支援プランにおける施設整備計画

市では、新制度で求められる、教育・保育事業の需要量（量の見込み）を充たすために必要な供給量（定員）を確保する目的で、施設整備計画を支援プランにおいて定め、当該計画に従って施設整備を進めることとしている。これに基づき平成27年度は、以下の定員拡充方策により1,163人分の定員を新たに拡充することとしていたが、以下のとおり実績は515人（計画対比△648人）と未達成であった。

<平成27年度施設整備計画>

(単位：人)

	計画	実績	差引
平成27年4月1日の2,3号定員	12,536	12,536	-
平成28年4月1日の2,3号定員	13,699	13,051	-
定員の増加数	1,163	515	△648

<定員拡充方策>

	計画	実績	差引
既存保育施設の定員増	80人 (4か所)	80人 (4か所)	0人 (0か所)
幼稚園の認定こども園移行	795人 (9か所)	117人 (2か所)	△678人 (△7か所)
認定こども園等の新設	180人 (2か所)	210人 (3か所)	30人 (1か所)
小規模保育事業等の新設	108人 (6か所)	108人 (6か所)	0人 (0か所)
合計	1,163人 (21か所)	515人 (15か所)	△648人 (△6か所)

(出典：市提供資料から監査人が集計)

これは、計画上「幼稚園の認定こども園移行」で9か所を整備するとしていたことに対して、実績が2か所（計画対比△678人）に留まったことが主な要因である。当該計画の根拠は、平成26年7月に私立幼稚園に対して実施した意向調査で、移行について「前向きに検討する」と回答した園が9か所であったことである。

しかし、結果は2か所の移行のみであり、そのうち意向調査により把握した9か所から移行した園は1か所のみであった。これは、新制度が開始され

る前で、私立幼稚園を運営する民間事業者の方針が必ずしも定まっていない中で、調査であったことから、実際の意思決定の間に相違が生じたことが原因であり、私立認定こども園整備事業としてもこれをもって事業評価をC評価としている。

②定員と待機児童の状況

以上の結果と直近の待機児童の状況を、支援プランにおける14区域別に示すと以下のとおりである。なお、46人の待機児童はいずれも3号認定児童から生じている。

<14区域別施設整備計画、定員及び待機児童の状況>

(単位：人)

	施設整備計画			定員及び待機児童			
	計画	実績	差引	定員	利用者	差引	待機児童数
静岡中央	105	0	△ 105	1,064	1,135	△ 71	11
静岡北	130	25	△ 105	820	823	△ 3	2
静岡城北	15	15	0	1,017	1,045	△ 28	9
静岡東	108	18	△ 90	951	960	△ 9	6
静岡西北	18	18	0	531	466	65	7
静岡山間	0	0	0	0	0	0	0
静岡東南	303	180	△ 123	888	701	187	4
静岡西南	203	185	△ 18	1,811	1,655	156	0
静岡長田	95	20	△ 75	1,100	934	166	0
清水羽衣	75	0	△ 75	1,356	1,208	148	0
清水有度	111	54	△ 57	1,440	1,381	59	5
清水庵原	0	0	0	1,658	1,549	109	2
清水山間	0	0	0	45	11	34	0
由比蒲原	0	0	0	370	276	94	0
合計	1,163	515	△ 648	13,051	12,144	907	46

(注) 平成28年4月1日時点

(出典：市提供資料から監査人が集計)

平成28年4月の定員は515人の拡充により13,051人となったが、以上の網掛けのとおり、定員拡充が未達成になった静岡中央、静岡北、静岡東及び静岡東南並びに清水有度などの区域で主に待機児童が発生している。

③施設整備計画の見直し

平成 27 年度の施設整備計画の未達成を受け、市では平成 28 年 10 月に計画の見直しを実施している。

<当初計画と修正計画の比較>

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	計
当初計画合計	1,163 人 (21 か所)	1,218 人 (24 か所)	699 人 (17 か所)	-	3,080 人 (62 か所)
修正計画合計	515 人 (15 か所)	548 人 (19 か所)	1,804 人 (45 か所)	119 人 (6 か所)	2,986 人 (85 か所)

(出典：市提供資料から監査人が集計)

以上のとおり、計画終了時の定員拡充を 3,080 人から 2,986 人に若干減少させたものの、平成 27 年度及び 28 年度の整備量を減少させる代わりに、特に平成 29 年度の整備量を増加させることとしている。

なお、平成 30 年度においても一部整備が計画されているが、あくまで当該整備は当該年度半ばまでに実施することとしており、「平成 30 年度に年間を通じた待機児童の解消を目指す」ことを目標とする点については、当初の計画のとおりである。

<平成 29 年度施設整備計画>

	当初計画	修正計画	差引
既存保育施設の定員増	140 人 (8 か所)	150 人 (10 か所)	10 人 (2 か所)
幼稚園の認定こども園移行	415 人 (5 か所)	496 人 (9 か所)	81 人 (4 か所)
認定こども園等の新設	90 人 (1 か所)	870 人 (10 か所)	780 人 (9 か所)
小規模保育事業等の新設	54 人 (3 か所)	288 人 (16 か所)	234 人 (13 か所)
合計	699 人 (17 か所)	1,804 人 (45 か所)	1,105 人 (28 か所)

(出典：市提供資料から監査人が集計)

見直し後の計画においては、認定こども園等の新設により 870 人(10 か所)、小規模保育事業等の新設により 288 人(16 か所)といった、民間事業者によ

る施設の新規参入による定員拡充 1,158 人を中心に合計で 1,804 人と、計画合計の 2,986 人の半数以上を平成 29 年度で確保することとしている。

このような民間事業者による新規参入については、現在、「幼保連携型認定こども園・保育所・小規模保育事業の認可に係る協議」により募集されており、その最新の状況は以下のとおりである。

<認可に係る協議の状況>

(単位：人)

	待機児童数	認定こども園等及び小規模保育事業の新設		
		計画	見込	差引
静岡中央	11	186	90	△ 96
静岡北	2	36	0	△ 36
静岡城北	9	108	108	0
静岡東	6	198	198	0
静岡西北	7	18	0	△ 18
静岡山間	0	0	0	0
静岡東南	4	36	18	△ 18
静岡西南	0	126	234	108
静岡長田	0	108	90	△ 18
清水羽衣	0	18	0	△ 18
清水有度	5	198	108	△ 90
清水庵原	2	126	90	△ 36
清水山間	0	0	0	0
由比蒲原	0	0	0	0
合計	46	1,158	936	△ 222

(出典：事前協議の状況「平成 28 年 12 月 16 日現在」から監査人が集計)

以上の網掛けのとおり、現時点では事前協議者が不足しており、特に静岡中央や清水有度などの区域では計画の拡充人数に対し大幅な開きがある。

(監査意見 1) 施設整備計画の達成の確保と補完的方策の検討について

平成 27 年度の施設整備計画が未達成となったことを受けて、主に民間事業者の新規参入を前提として計画の見直しを実施した。しかし、現状、静岡中央や清水有度などの待機児童が存在する区域で参入に係る事前協議者が不足している状況である。そのため、これらの特に施設整備が求められる区域に集中して事業者の募集を強化するなどの対策に努めることが望ましい。

(2) 市立こども園による教育・保育事業の提供体制

前述のとおり、現在の施設整備計画は主に民間事業者による新規参入を中心としており、これに関する事前協議を開始している。しかし、現時点では当該事業者との間で正式な協議が成立し、平成 29 年度の施設整備計画のとおり新規参入が実現するかどうかについては不確実である。

現状の待機児童 46 人の内訳は以下のとおりであり、45.7%と半数弱は市立こども園から待機児童が発生している。また、定員に対する利用率が 100%に達していない園からも待機児童が発生している。

<待機児童の内訳>

	待機児童数	構成比
市立こども園	21 人	45.7%
私立こども園、保育所等	25 人	54.3%
合計	46 人	100.0%

(注) 平成 28 年 4 月 1 日時点

<市立こども園別の待機児童数>

市立こども園名	待機児童数	定員	利用者数	利用率
新富町 (※1)	2 人	120 人	130 人	108.3%
田町	2 人	100 人	109 人	109.0%
安東	2 人	75 人	78 人	104.0%
上土	2 人	120 人	109 人	90.8%
瀬名川	2 人	155 人	145 人	93.5%
服織	4 人	120 人	112 人	93.3%
服織中央	2 人	130 人	115 人	88.5%
飯田北	4 人	170 人	149 人	87.6%
原	1 人	130 人	117 人	90.0%
合計	21 人	-	-	-

(※1) 新富町こども園については、「静岡市立こども園の配置適正化方針」により、平成 31 年度末までに建て替え、平成 32 年度から民営化することが決定している。

(出典：市提供資料から監査人が集計)

このような状況の中、平成 28 年 9 月の施設整備計画の見直し案に寄せられたパブリックコメントでは、総数 818 件のうち、785 件ものコメントが「市立こども園による量の確保、市立こども園の配置適正化との関係について」という表題で提出されており、その中には「公立こども園で乳児の受入を進め

るべき」という意見も含まれていた。ここでいう乳児とはいわゆる 3 号認定児童を指しているものと考えられ、市民もより多くの 3 号認定児童の受入を期待していることがわかる。

しかし、これに対する市の回答は、「まず、目の前の待機児童解消に向け、民間事業者による施設整備を集中的に行うことを計画している」、「市立園については、配置適正化方針案に記載のとおり、その役割を果すために必要な体制を確保したうえで、建て替え民営化や、統廃合を進めていきたい」となっており、待機児童解消の目標期限である平成 30 年度までに、既存の市立こども園の 3 号認定児童定員を増やす計画はないとのことである。

(監査意見 2) 市立こども園の定員の再検討について

市では、「平成 30 年度に年間を通じた待機児童の解消を目指す」という目標に対しては、民間事業者による新規参入等の方策をもって施設整備することとしており、市立こども園の定員拡充による対応は特に計画していない。

市が民間活力を利用して教育・保育の提供体制を確保すること自体は否定するものではないが、その成否は不確実である。そのため、目標の確実な達成のためには補完的な方策の策定が望まれる。したがって、平成 30 年度までに、待機児童の生じている市立こども園での定員拡充や定員に対する利用率の向上について再検討することが望ましい。

3. 放課後児童クラブの運営及び整備事業

事務事業名	i. 放課後児童クラブ運営事業、ii. 放課後児童クラブ整備事業
事業目的	i. 保護者が昼間家庭にいない児童を家庭に変わり保護育成する。 ii. 児童クラブ室を整備し、待機児童の解消を図る。
事業内容	i. 市内 76 か所の児童クラブを運営 ii. 待機児童の多い地域、今後の利用ニーズが高い地域において児童クラブ室を整備
事業予算	i. 523,648 千円、ii. 169,637 千円
決算額	i. 453,961 千円、ii. 140,783 千円

「放課後児童クラブ」（以下、「児童クラブ」という。）は児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項及び同法第 34 条の 8 の規定に基づき実施される「放課後児童健全育成事業」であり、以上の目的に沿って実施されるものである。

児童クラブは、新制度においては、支援法第 59 条に定める「地域子ども・子育て支援 13 事業」に含まれるとともに、児童福祉法の改正によりその対象範囲の拡大や基準の明確化などがなされている。

市における児童クラブの設置状況は以下のとおりであり、平成 28 年度は市立児童クラブ 75 か所と、私立児童クラブ 9 か所の合計 84 か所が設置されている。なお、児童クラブによっては在籍児童の数により 1 か所で複数の教室を確保しているものがあるため、市ではこれを教室単位（以下、「クラブ室」という。）で区分して市立児童クラブ 99 室、私立児童クラブ 9 室の合計 108 室の設置としている。

（注）厚生労働省による平成 28 年度放課後児童健全育成事業の実施状況集計は平成 28 年 5 月 1 日時点の情報に基づくものとしており、市においても当該時点の情報で公開しているため、特に断りのない場合、以下で記載するデータは平成 28 年 5 月 1 日時点の情報である。

また、監査対象である平成 27 年度の事務事業実施の結果は当該時点の情報に反映されていることから、監査対象に対する考察は、平成 27 年度及び平成 28 年 5 月 1 日時点の情報に対して実施することとしている。

<児童クラブの設置状況>

	市立児童クラブ	私立児童クラブ	合計
児童クラブ設置数	75 か所	9 か所	84 か所
設置クラブ室数	99 室（※1）	9 室	108 室
児童クラブ運営方法	公設運営委託	民間設立民営	—

（※1）定員が設定されていない余裕教室を除く

また、市内の児童クラブは以下のとおりである。

<市立児童クラブ一覧>

(単位：人)

クラブ名	所在地	定員	在籍児童	待機児童
番 町	葵区新富町一丁目 23-1 番町小学校内	90	77	0
新 通	葵区駒形通二丁目 4-47 新通小学校内	38	19	0
駒 形	葵区南安倍二丁目 1-1 駒形小学校内	39	37	0
安 西	葵区安西一丁目 96-3 安西小学校内	48	48	1
田 町	葵区田町五丁目 70 田町小学校内	45	38	0
井宮第一	葵区平和一丁目 7-1 井宮小学校内	38	35	0
井宮第二	葵区平和一丁目 5-6-4 (独立施設)	35	31	0
井宮北	葵区上伝馬 2-1 井宮北小学校内	43	41	0
美 和	葵区安倍口団地 2-10 美和児童館内	38	39	7
足久保	葵区足久保奥組 741-1 足久保小学校内	52	44	0
伝馬町	葵区伝馬町 14-2 伝馬町小学校内	70	54	0
中 央	葵区駿府町 2-80 中央体育館内	61	40	0
葵	葵区城内町 7-9 葵小学校内	51	49	7
横 内	葵区緑町 1-1 横内小学校内	34	35	0
上足洗	葵区上足洗一丁目 8-26 上足洗簡易児童館内	46	30	0
竜 南	葵区竜南一丁目 23-1 竜南小学校内	140	89	0
安 東	葵区安東三丁目 16-1 安東小学校内	116	115	0
城 北	葵区北安東四丁目 27-3 城北小学校内	107	111	6
千代田	葵区沓谷五丁目 47-1 千代田小学校内	70	67	2
沓 谷	葵区沓谷四丁目 23-20 沓谷簡易児童館内	34	27	0
千代田東	葵区川合三丁目 4-1 千代田東小学校内	80	70	0
麻 機	葵区有永 4-2 麻機児童館内	64	60	0
西 奈	葵区瀬名三丁目 23-1 西奈小学校内	76	69	18
西奈南	葵区南瀬名町 1-26 西奈南小学校内	105	91	5
瀬 名	葵区瀬名一丁目 19-30 西奈児童館内	35	9	0
賤機南	葵区松富三丁目 1-46 賤機南小学校内	108	60	3
服 織	葵区羽鳥二丁目 12-19 羽鳥簡易児童館内	29	25	0
羽鳥の場	葵区羽鳥六丁目 27-14 服織児童館内	87	70	0
服織西	葵区新聞 759-1-1 服織西小学校内	27	7	0
南藁科	葵区吉津 400 南藁科小学校内	32	19	0
中 田	駿河区中田二丁目 14-1 中田小学校内	70	62	1
中島第一	駿河区中島 2992-1 中島小学校内	51	49	0

<市立児童クラブ一覧>

(単位：人)

クラブ名	所在地	定員	在籍児童	待機児童
中島第二	駿河区中島 2992 中島児童館内	24	26	4
大里東	駿河区高松 2310 大里東小学校内	38	37	7
新 川	駿河区新川一丁目 10-5 新川簡易児童館内	53	52	31
大 谷	駿河区大谷 3683-2 大谷小学校内	37	37	6
宮 竹	駿河区宮竹二丁目 12-1 宮竹小学校内	67	67	6
森 下	駿河区森下町 2-1 森下小学校内	53	36	7
東豊田	駿河区池田 480-1 東豊田小学校内	90	63	0
西豊田	駿河区曲金二丁目 8-80 西豊田小学校内	76	73	23
豊 田	駿河区小鹿二丁目 26-1 豊田児童館内	17	19	8
富士見	駿河区登呂一丁目 1-1 富士見小学校内	70	63	0
南 部	駿河区南八幡町 11-1 南部小学校内	72	54	0
東源台第一	駿河区国吉田六丁目 7-45 東源台小学校内	40	38	0
東源台第二	駿河区国吉田五丁目 8-14 (独立施設)	39	43	3
長田西	駿河区丸子六丁目 15-65 長田西小学校内	70	74	6
長田南	駿河区広野四丁目 7-1 長田南小学校内	62	56	2
長田東	駿河区東新田三丁目 10-1 長田東小学校内	80	79	7
長田北	駿河区向敷地 890 長田北小学校内	70	61	14
長 田	駿河区上川原 13-1 オーク長田内	22	20	7
川 原	駿河区下川原四丁目 14-1 川原小学校内	70	74	7
辻	清水区辻四丁目 3-40 清水辻小学校内	63	64	10
江 尻	清水区江尻町 14-63 清水江尻小学校内	70	74	0
入 江	清水区追分二丁目 3-1 清水入江小学校内	104	98	3
岡	清水区神田町 4-3 清水岡小学校内	74	92	0
清 水	清水区松井町 15-1 清水小学校内	36	44	9
不二見	清水区新緑町 2-21 清水不二見小学校内	109	87	0
駒 越	清水区駒越東町 2-20 清水駒越小学校内	70	67	0
三保第一	清水区三保 1069-1 清水三保第一小学校内	89	32	0
浜 田	清水区浜田町 11-1 清水浜田小学校内	35	50	0
飯 田	清水区下野中 2-40 清水飯田小学校内	74	71	22
高 部	清水区押切 1115-2 清水高部小学校内	102	89	0
有度第一	清水区有度本町 3-1 清水有度第一小学校内	140	59	23
有度第二	清水区草薙杉道三丁目 19-1 清水有度第二小学校内	107	101	0
袖 師	清水区袖師町 420 清水袖師小学校内	65	72	17
庵 原	清水区庵原町 1723 清水庵原小学校内	44	50	8

<市立児童クラブ一覧>

(単位：人)

クラブ名	所在地	定員	在籍児童	待機児童
興津	清水区興津中町 350-1 清水興津小学校内	70	64	1
三保第二	清水区折戸五丁目 8-2 清水三保第二小学校内	37	30	0
船越	清水区船越三丁目 15-1 清水船越小学校内	60	69	22
飯田東	清水区八坂北一丁目 23-40 清水飯田東小学校内	50	47	2
高部東	清水区押切 2166 押切北公園南側	70	79	24
小島	清水区小島町 619 清水小島小学校内	36	18	0
蒲原東	清水区蒲原 666 蒲原東小学校内	70	23	0
どろん子	清水区蒲原新田二丁目 25-1 蒲原西小学校内	35	22	0
由比	清水区由比 421-20 由比児童館内	25	34	1
合計		4,644	4,025	330

(出典：市提供資料より監査人が要約)

<私立児童クラブ一覧>

(単位：人)

クラブ名	所在地	定員	在籍児童	待機児童
こぐまクラブ	葵区昭府一丁目 2-25	25	25	-
あすぷら（北安東）	葵区北安東二丁目 2-10	60	24	-
あすぷら（鷹匠）	葵区鷹匠二丁目 8-1	60	62	-
パンダ児童クラブ	葵区東草深町 20-23	24	19	-
頂静岡	葵区唐瀬二丁目 9-41	36	6	-
ふぞくASクラブ（常葉大学）	葵区瀬名一丁目 22-1	30	48	-
プチふぁみ	駿河区小鹿一丁目 5-18	20	7	-
なでしこ	駿河区小鹿一丁目 51-30	30	2	-
キッズアフタースクールWINPAL	清水区北脇新田 615-22	40	8	-

(注) 市として、個々の私立児童クラブが定員以上の受入を行うことは想定しておらず、待機児童の解消そのものは市の責務として認識しているため、待機児童は「-」としている。

(出典：市提供資料より監査人が要約)

市立児童クラブは、児童の安全確保や施設の有効利用の観点から、学校施設の余裕教室等を中心に市が設置し、その運営は地域等の民間事業者に委託している。一方、私立児童クラブは、民間事業者が設置、運営をしている。

市立児童クラブの運営委託先は、以下のとおりであり、葵区、駿河区の旧静岡市及び旧由比町、旧蒲原町の一部を含む地区（以下、「静岡地区」という。）では、当該地区に設置される 54 か所の運営について社会福祉法人静岡市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）と一括して委託契約を締結している。

一方、清水区の旧清水市地区及び旧蒲原町の一部を含む地区（以下、「清水地区」という。）では、当該地区に設置される 22 か所の運営について、それぞれの地域における地区青少年育成推進委員会（以下、「地区委員会」という。）及び特定非営利活動法人子育て支援どろん子との間で個別に委託契約を締結している。

これは、新制度以前からの児童クラブ事業の成り立ちや地域性を考慮して決定したものであり、現市の合併以前から継続しているものである。

<運営委託等の概要>

	静岡地区	清水地区
委託先	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 (54 か所) (※1)	地区青少年育成推進委員会 (21 か所) 特定非営利活動法人子育て支援どろん子 (児童クラブどろん子 1 か所)
契約方法	単独随意契約	単独随意契約
契約書	静岡市放課後児童クラブ (葵区・駿河区・蒲原東・由比) 運営 事業委託契約書	静岡市放課後児童クラブ（清水区（蒲原・由比地域を除く））運營業務委託契約書 静岡市放課後児童クラブ（どろん子）運營業務委託契約書
対象児童クラブ数	53 か所 (※1)	22 か所
開所	約 294 日（土曜開所あり）	約 250 日（土曜開所なし）
開所時間	学校開校日：12:00～18:00 学校休校日：8:00～18:00 (土曜含む)	学校開校日：12:00～18:00 学校休校日：8:00～18:00
延長時間	18:00～19:00	18:00～19:00

(※1) 平成 27 年度は 54 か所であったが、川合児童クラブが平成 28 年 3 月 31 日で休所となったため、平成 28 年 5 月 1 日時点では 53 か所となっている。

(1) 放課後児童クラブ待機児童対策

①児童クラブに係る待機児童と施設整備計画

児童クラブについても、地域子ども・子育て支援事業の一つとして支援プランのなかで「量の見込み」、それに対応する施設整備計画について定めることになっている。

これは、児童福祉法改正による利用対象児童の拡大を踏まえて、潜在的に見込まれるニーズを含めたおおむね 6,000 人程度の量の見込みに対して、クラブ室を 97 室から 175 室に拡充する必要があるとしたものである。潜在的ニーズは次第に顕在化すると想定されており、施設整備は平成 27 年度から平成 31 年度末までの 5 年間にわたって段階的に新設又は増設をしようとしている。

<児童クラブの量の見込み>

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
量の見込み	-	175 室					
	-	6,127	6,109	6,084	6,150	6,080	6,080
確保の内容	97 室	107 室	121 室	135 室	151 室	169 室	175 室
	3,575	3,775	4,258	4,686	5,181	5,805	6,064
不足	-	△68 室	△54 室	△40 室	△24 室	△6 室	0 室
	-	△2,352	△1,851	△1,398	△969	△275	△53

(出典：静岡市子ども・子育て支援プランより監査人が集計)

なお、市では高学年の児童の新たな利用として、現在児童クラブを利用している小学校 1 年生から 3 年生が進級した際に、同一の児童クラブを継続して利用したいというニーズが順次、増加していくことを想定している。

また、具体的な整備については、おおむね児童数 50 人以上の小校区において児童クラブを設置することを前提に、現在待機児童が生じている特にニーズ量の多い地域における整備を優先して行い、その次の段階として、その他のニーズ量の多い地域の整備を行っていくこととしている。

②待機児童の状況

市の児童クラブに係る待機児童数は平成 27 年 5 月 1 日時点（※）で 350 人であり、政令指定都市の中でもさいたま市（698 人）に次いで 2 番目に多い都市となっている。

（※）他都市の待機児童数値は平成 27 年度「厚生労働省 放課後児童健全育成事業実施状況」が最新となっているため、平成 27 年 5 月 1 日時点としている。

また、平成 26 年度以降における市の待機児童の推移は以下のとおりである。

<児童クラブの待機児童の推移>

（単位：人）

	平成 26 年度 ①	平成 27 年度 ②	増減 ②-①	平成 28 年度 ③	増減 ③-②
定員	-	4,368	-	4,644	276
利用申込児童数	3,712	4,155	443	4,355	200
小学校 1～3 年生	3,417	3,747	330	3,869	122
小学校 4～6 年生	295	408	113	486	78
利用児童数	3,575	3,805	230	4,025	220
小学校 1～3 年生	3,336	3,549	213	3,697	148
小学校 4～6 年生	239	256	17	328	72
待機児童数	137	350	213	330	△20
小学校 1～3 年生	81	198	117	172	△26
小学校 4～6 年生	56	152	96	158	6

（注）いずれの年も 5 月 1 日時点のデータである。

（出典：市提供資料より監査人が集計）

平成 26 年度から平成 27 年度にかけて利用申込児童数が 443 人増加する一方、利用児童数が 230 人の増加に留まったことから待機児童が 213 人増加した。これは、児童福祉法の改正を受け、児童クラブの利用対象が従来の 10 歳未満（おおむね小学 3 年）の児童から小学 6 年生まで広がったことも要因の一つである。

なお、平成 27 年度から平成 28 年度にかけては児童クラブの整備拡大による定員の増加があったため、待機児童は 20 人減少したものの、依然 330 人と高水準であることから事業評価を C 評価としている。

③児童クラブの定員

このように 300 人台の待機児童が存在する一方で、市立児童クラブの定員そのものは、平成 28 年 5 月 1 日時点で 4,644 人と利用児童数の 4,025 人を上回っている。すなわち、定員設定があるものの実際には利用申込されない定員未達が 619 人生じている

市では、児童クラブについても支援プランで 14 の事業提供区域を設定している。当該区域ごとの定員、在籍児童及び待機児童の状況は以下のとおりであるが、清水庵原を除き待機児童がいる区域でも定員未達が発生している状況である。

<児童クラブの定員と待機児童の状況>

(単位：人)

14 区域	定員	在籍児童	定員未達	定員未達 割合	待機児童
静岡中央	442	362	80	18.1%	8
静岡北	314	250	64	20.4%	10
静岡城北	507	440	67	13.2%	6
静岡東	400	333	67	16.8%	25
静岡西北	175	121	54	30.9%	0
静岡山間	0	0	0	-	0
静岡東南	299	273	26	8.7%	40
静岡西南	498	446	52	10.4%	56
静岡長田	374	364	10	2.7%	43
清水羽衣	510	471	39	7.6%	31
清水有度	523	426	97	18.5%	50
清水庵原	436	442	△6	△1.4%	60
清水山間	36	18	18	50.0%	0
由比蒲原	130	79	51	39.2%	1
14 区域合計	4,644	4,025	619	13.3%	330

(出典：市提供資料より監査人が集計)

市では、児童クラブでの受入れについては、原則として児童の通う小学校の学区単位としており、支援プランで 14 区域を設定した際に「学校区の枠を超えた施設整備や近隣児童クラブの相互利用、民間の活用などの検討が必要となる」とする考え方は示しているものの、今後の施設整備計画は「新たに開設する児童クラブの約 8 割以上を余裕教室等の小学校内の施設で実施していきます。」としている。したがって、基本的には児童クラブを小学校内に設

置し、その学区に合わせることをしている。そのため、余裕教室の追加確保の可否がそのまま待機児童解消の可否につながっている。

一方、待機児童がより多く、緊急性の高い児童クラブについては学校の余裕教室確保ができない場合でも独立施設の建設といった取り組みも実施されているが、こちらについても基本的には必要な小学校の敷地内等に建設することとし、当初から複数の学区の児童を受入れることを前提として児童クラブを設置することは、想定されていない。

(監査意見3) 放課後児童クラブの待機児童解消に関する検討について

市は、各学区における待機児童の解消には余裕教室の確保や独立施設の建設が必要であるが、これには時間を要するため、支援プランに基づく段階的な整備を進めることとしている。しかし、平成28年5月1日時点の児童クラブ待機児童は330人と高水準で存在しており、当該児童についても可能な限り速やかな対策が必要である。

現在、児童クラブ全体としては619人の定員未達が生じているため、市は当該定員未達の内容を詳細に分析し、可能な限り多くの児童を受け入れるために、支援プランに示された「学校区の枠を超えた施設整備や近隣児童クラブの相互利用、民間の活用などの検討が必要となる」といった考え方に即した定員の有効利用について検討することが望ましい。

(2) 放課後児童クラブに関する基準と対応状況

児童クラブは、平成9年から児童福祉法により法定化されたものであったが、関係団体からは以下のような点で制度として不十分であるとの指摘がなされていた。

①公的責任があいまいである点

市町村には児童クラブの「利用の促進」への努力義務のみであった点

②保育所等のような最低基準が定められていなかった。

児童福祉施設ではなく児童福祉事業という位置づけであり、法的な最低基準が明示されていなかった。

③予算措置があいまいで、補助金が不十分であった点

法的に定められた予算措置ではない、「奨励的な補助金」でかつ、金額的にも不十分であった。

(注) 全国学童保育連絡協議会「学童保育の実施状況調査結果」を参考に監査人記載

この点、新制度では、地域子ども・子育て支援事業として市町村が実施主体となることを支援法により明確に位置づけられるとともに、国の省令（平成26年厚生労働省令第63号「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「設備運営基準」という。）により児童クラブの基準を定め、市町村はこれに従い条例で主に設備、職員の資格、配置や児童の集団の規模等の基準を定めることとなった。

< 静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋） >

第1条 この条例は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

①児童クラブの面積

児童クラブは利用する児童の遊び、生活の場として、安心・安全な空間であることが望まれ、そのために一定以上の余裕あるスペースを確保することが求められるものであり、市ではその最低基準を以下の条例で定めている。

< 静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋） >

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下、「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

各児童クラブの専用区画面積を在籍児童数で除して算定した児童一人当たり面積は、以下のような分布となっている。(※)これによると以下のとおり、条例で定めるおおむね 1.65 m²を下回るクラブ室が 15 室あり、すべて市立児童クラブである。

しかし、市では待機児童対策の観点で 1 つの児童クラブについて整備する計画は有しているものの、それ以外の児童クラブについては面積基準に準拠するために必要な施設拡張計画は有していない。

(※) 実際には、すべての在籍児童が毎日通所するとは限らないものの、最大在籍児童数で当該面積基準は満たすべきものと考え算定している。

<児童 1 人当たり面積の状況>

(単位：室)

児童 1 人当たり 面積	1.70 m ² 超	1.65～ 1.70 m ²	1.65 m ² 未満	合計
市立児童クラブ室数	79	5	15	99
私立児童クラブ室数	9	0	0	9
合計	88	5	15	108
うち、平成 28 年度増設予定 (※1)	10	2	0	12

(※1) 市立児童クラブに係るものであり、平成 28 年度は 14 室の整備（新設 2 室、増設 12 室）としている。ここでは既存クラブ室について検討するため増設分のみを記載している。

(出典：市提供資料より監査人が集計)

(指摘事項 1) 面積基準の遵守について

児童クラブは児童福祉法に基づき従前から実施されている事業ではあるが、その運営において満たすべき基準の明確化は平成 27 年 4 月からの新制度によりなされたものである。そのため、直ちにすべてのクラブ室が基準を満たすことは現実的には困難であると思われるが、いつまでも基準に準拠しない状況が許容されるものではない。

そのため、おおむね 1.65 m²以上の基準を満たしていない 15 室については、学校の余裕教室の更なる確保や施設の拡張などの措置を講じる必要がある。また、待機児童対策における整備計画を具体化するに当たっては、面積基準にも十分に留意して施設整備を検討することが必要である。

②児童クラブ在籍児童数と支援の単位

厚生労働省の「放課後児童クラブ運営指針」（平成 27 年 4 月 1 日策定）では、子どもが相互に関係性を構築し、1 つの集団としてまとまりをもって共に生活し、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築くことができる規模を、「支援の単位(※)」、すなわち活動の単位として定義づけている。

市では、支援の単位に関する最低基準を以下のとおり条例で定めているが、その具体的な範囲を規定する明確な基準はなく、児童クラブの教室単位（クラブ室）を実質的に支援の単位としている。

(※) 厚生労働省の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に係る Q&A では、支援の単位について、「児童の安全を確保できる体制の下で、地域の実情に応じて1つのクラブの中で複数の「支援の単位」に分けて対応することも可能」としており、また、「例えば、支援の単位ごとに活動を行う場合にパーテーションで区切るなどの方法も考えられる。」といった考え方が示されている。

< 静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋） >

第 10 条（中略）

4 第 2 項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。

附則第 3 条経過措置（施行日から起算して 5 年を経過する日まではおおむね 70 人以下とする。）

当該支援の単位における、在籍児童数は以下のような分布となっており、条例の本則基準であるおおむね 40 人を超えるクラブ室が 38 室、経過措置であるおおむね 70 人を超えるクラブ室が 4 室ある。

< クラブ室単位における在籍児童の状況 >

（単位：室）

クラブ室単位における在籍児童数	40 人以下	41～70 人	71 人以上	合計
市立児童クラブ室数	57	38	4	99
私立児童クラブ室数	7	2	0	9
合計	64	40	4	108
うち、平成 28 年度増設予定（※1）	6	5	1	12

(※1) 市立児童クラブに関するものであり、平成 28 年度は 14 室の整備（新設 2 室、増設 12 室）として
いる。ここでは既存クラブ室について検討するため増設分のみを記載している。

(出典：市提供資料より監査人が集計)

(指摘事項 2) 支援の単位に関する基準の遵守について

支援の単位における児童の在籍数についても、面積基準同様に条例が定める基準に準拠する必要がある。

そのため、まずは厚生労働省の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る Q&A などを参考に、パーテーション等で区切るなどの方法でクラブ室を細分化する必要性を検討すべきである。また、経過措置基準で

あるおおむね 70 人を超える 4 室（※）については、速やかに基準に準拠するための対策を講じる必要がある。

さらに、支援プランでは支援の単位が最低基準に定められたおおむね 40 人以下の適正規模となるようクラブ室の整備を進めるとしているため、当該基準を超過する 38 室についても、経過措置期間が満了するまでの期間に渡って、基準に準拠するための具体的な検討が必要である。

（※）市では、支援の単位を規定する明文基準はないため、クラブ室単位をもって支援の単位としている

③支援員の配置数

児童クラブの活動は支援の単位ごとに実施することとされており、配置される支援員の数について、市ではその最低基準を以下のとおり条例で定めている。

< 静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋） >

<p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き補助員をもってこれに代えることができる。</p> <p>附則第3条経過措置（施行日から起算して5年を経過する日までは、支援の単位がおおむね41人以上おおむね45人以下である場合は3人以上、おおむね46人以上である場合は4人以上とする。）</p>

児童クラブの支援の単位（クラブ室）に配置されている支援員の人数は以下のとおりであり、条例で定める2人以上の配置を下回るクラブ室はない。しかし、附則で定める経過措置である「支援の単位がおおむね46人以上である場合は4人以上とする。」という基準を下回るクラブ室が以下の網掛けのとおりに4室ある。

< 支援の単位（クラブ室）における在籍児童の状況 >

（単位：室）

支援の単位（※1）における 支援員人数	0人 （※2）	1人	2人	3人	4人 以上	合計
市立児童クラブ室数	1	0	20	42	36	99
私立児童クラブ室数	0	0	1	3	5	9
合計	1	0	21	45	41	108
（内訳）						
クラブ室数（児童40人以下）	1	0	21	32	10	64
クラブ室数（児童41人～45人）	—	0	0	9	4	13
クラブ室数（児童46人以上）	—	0	0	4	27	31
合計						108室

（※1）市では、支援の単位を規定する明文基準はないため、クラブ室単位をもって支援の単位としている。

（※2）平成28年5月1日時点が増設直後で在籍児童0人のクラブ室である。（清水有度第一B室）

（出典：市提供資料より監査人が集計）

(指摘事項 3) 支援員配置基準の遵守について

現状では、条例で定める経過措置基準を満たしていないクラブ室が 4 室ある。

当該経過措置は、支援の単位における児童の在籍数に関する本則の基準（おおむね 40 人以下）から経過措置基準（おおむね 70 人以下）とする基準と併せて運用されているものである。新制度における移行初期の例外的措置であるため、経過措置基準を遵守するための対応が必要である。

(3) 土曜日開所の要否

支援法及び厚生労働省の設備運営基準を受けて、児童クラブの開所日数及び時間についても、以下の条例のとおり定めている。

<静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）>

第 18 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、市における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 8 時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 3 時間

2 放課後児童健全事業者は、放課後児童健全育成事業所の開所する日数について、1 年につき 250 日以上を原則として、市における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

地区別の開所状況は以下のとおりであり、開所日数について、静岡地区で約 294 日、清水地区で約 250 日と相違している状況である。これは、旧静岡市と旧清水市における事業の開始当初から委託者との間で取り決めたものが、そのまま現在の市においても継続されているからである。

<地区別の開所状況>

	静岡地区	清水地区
開所日数	約 294 日（土曜開所あり）	約 250 日（土曜開所なし）
開所時間	学校開校日：12:00～18:00 学校休校日：8:00～18:00 (土曜含む)	学校開校日：12:00～18:00 学校休校日：8:00～18:00
延長時間	18:00～19:00 ※別途延長料 1,000 円/月	18:00～19:00 ※別途延長料 1,000 円/月

子ども・子育て新支援制度開始に当たって平成 25 年度に実施されたニーズ調査（「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」）では、児童クラブに対し「土曜日も開いてほしい」という要望が、平成 20 年調査の 16.5%に比較し 17.5%と上昇傾向になっていた。しかし、清水地区では従来からニーズが少なかったことを理由に、新制度として改めて土曜日開所を行うという判断はしなかった。その一方で、静岡地区では、土曜日を利用する児童の割合がおおむね 10%程度（監査人が任意の 1 か月をサンプルとして確認した実績）であったが、従前からの定めに従い開所している。

ニーズ調査は市内全域を対象に行ったものであるが、既に土曜日開所がある静岡地区から要望が出されることは通常想定されない。したがって、その要望は清水地区から発生していると考えられ、本当にニーズが少なかったのか疑問があると言わざるを得ない。さらに、静岡地区との公平性の観点からも妥当ではない。

なお、以下のとおり、全国的には児童クラブの95%以上が何らかの形で土曜日も開所している。

<全国の土曜日開所状況>

土曜日の開所	児童クラブ数	比率
すべての土曜日開所	13,220 箇所	71.6%
拠点を決めて開所または月数回開所	4,602 箇所	24.9%
土曜日開所なし	654 箇所	3.5%

(出典：全国学童保育連絡協議会 2012 年調査結果から監査人が集計)

(指摘事項 4) 清水地区における土曜日開所の検討について

現状では、清水地区の児童クラブは土曜日に開所していない。この点、土曜日開所のニーズは少なくないと考えられ、また静岡地区との公平性の観点からも、清水地区の土曜日開所について再検討する必要がある。

なお、再検討するに当たっては、地域のニーズや受入の可否に鑑み、新たに土曜日開所が必要な児童クラブを選定することや土曜日開所の代わりに保護者の通所選択に柔軟な取扱いを設けることなどを含め、総合的に検討することが望ましい。

(4) 放課後児童クラブの運営費

児童クラブの運営費については、従前から 1/2 を保護者負担金で賄うことを想定しており、残りの 1/2 を公費負担として、国、県及び市がそれぞれ 1/6 ずつ負担することとしている。(国庫補助金、都道府県補助金を受けたうえで、市町村が事業費として支出する。)

これを踏まえ、市においても公費（市の委託料）と保護者の負担割合がおおむね 1/2 ずつとなることを前提として民間事業者への委託料及び保護者負担金を決定している。

①委託料と保護者負担金

市では、静岡地区、清水地区のそれぞれで以下の事業者に委託しており、当該委託料と保護者負担金額について、両地区とも総額ではおおむね 1/2 となっている。しかし、保護者負担金の月額は静岡地区で 9,500 円、清水地区で 7,500 円と相違している。

<委託料と保護者負担金の割合>

(単位：千円)

	静岡地区	清水地区
委託先	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 (54 か所)	地区青少年育成推進委員会 (21 か所) 特定非営利活動法人子育て支援どろん子 (児童クラブどろん子 1 か所)
委託料金額 (実績)	310,885	126,555
保護者負担金 (実績)	274,077	113,889
負担金の割合	46.9%	47.4%
保護者負担金月額 (軽減制度を除く)	通常月：9,500 円 長期休暇月 (夏休み等) (8 月 14,000 円、3 月 12,000 円)	通常月：7,500 円 長期休暇月 (夏休み等) (児童クラブごとに定める)
負担金の減免制度	あり	あり

そのため、その原因について以下の分析を実施した。

②委託料の積算

児童クラブの運営費は、委託料及び保護者負担金でそれぞれおおむね 1/2 ずつとなることから、両地区の保護者負担金月額の違いには、それぞれの委託料の積算が影響しているものと考えられる。

<委託料の比較>

	静岡地区	清水地区
委託料金額（実績） A	310,885 千円	126,555 千円
平成 28 年 3 月 31 日時点 在籍児童数 B	2,464 人	1,341 人
月間延べ児童数（概算） C = (B × 12 ヶ月)	29,568 人	16,092 人
1 児童 1 月当たり委託料 D = (A ÷ C)	10,514 円	7,864 円
開所日数 E	約 294 日（土曜日開所あり）	約 250 日（土曜日開所なし）
年間延べ児童数（概算） F = (B × E)	724,416 人	335,250 人
1 児童 1 日当たり委託料 G = (A ÷ F)	429 円	377 円

（注）ここでは事業者から平成 28 年 3 月 31 日付で提出される決算情報に基づいている。

静岡地区は土曜日開所があり、年間の開所日数が多くなっているため、その分運営費を賄うための 1 か月当たりの委託料が大きくなる。当該影響を排除して両地区の比較を可能なものとするため、「1 児童 1 日当たり委託料」を算定したところ、静岡地区 429 円、清水地区 377 円となり、静岡地区が 52 円高くなっていることが判明した。

その主な原因は以下のとおりである。

<間接事務費（※1）>

（単位：円）

	静岡地区	清水地区
事務委託料等（実績）	17,580	5,070

（※1）静岡地区は「事務委託費」、清水地区は「事務費」の名称で積算される、支援員等の間接的な事務作業相当を支弁する項目である。

間接事務費について、静岡地区は 54 か所の児童クラブを社会福祉協議会に一括契約で運営委託しており、その全体に対する事務専任担当者 3 人分の年

間人件費に基づいて計算している。一方、清水地区は地区委員会等と個別契約で運営委託しており、個々の児童クラブにおける支援員の見積間接事務時間に市臨時職員賃金単価を乗じて算定している。

両地区の児童数規模はおおむね2倍の差であるが、間接事務費については3倍以上の差となっており、静岡地区のほうが、清水地区より多くの委託料の積算を受けている状況である。通常、間接事務はすべてに児童クラブにおいて発生すると見込まれ、それぞれ同等の費用を賄うために委託料は公平に見積もられる必要があるが、現状は積算結果が異なっている。

<その他の経費>

(単位：千円)

	静岡地区	清水地区
事務委託料等（実績）	14,317	146

また、その他の経費については、静岡地区に14,317千円が積算されている一方で、清水地区では146千円のみとなっていることが判明した。

これは、静岡地区が消耗品費や通信運搬費などの経費を積算に加えて算定している一方で、清水地区では「どろん子児童クラブ」を除き、このような経費を一切積算に加えていないことから生じている差であった。

(指摘事項5) 委託料積算の不均衡の是正について

児童クラブの委託料については、間接事務費やその他の経費に係る積算方法に相違があることに起因して静岡地区のほうが清水地区よりも「1児童1日当たり委託料」が高い金額となっている。

市内、同一の事業の委託料については、それぞれの規模に応じて公平な水準とすべきであり、現状の委託料積算については見直す必要がある。

また、「最小の経費で最大の効果」を挙げるべき観点からは、両地区の運営のうち、効率的な部分についてはこれを採用し、一方で適切な事業運営のために必要である部分については、十分な委託料となるよう積算に反映させるべきである。

(監査意見4) 保護者負担金の公平化について

児童クラブでは、市の委託料と保護者負担金の割合がおおむね1/2ずつとなることを前提としているため、委託料積算の見直しに併せて保護者負担金についても、公平かつ適切な水準となるよう再検討することが望ましい。

なお、全国学童保育連絡協議会の調査によると、保護者負担金の全国平均はおおよそ7,300円程度であるため、このような水準を参考としながら、新制度として適切な負担金の設定をすることが望ましい。

(5) 委託事業者の予算及び決算

市では、児童クラブの運営委託事業者の予算及び決算等の取扱いについては以下のとおりとしている。

<児童クラブの運営委託事業者の予算及び決算等の取扱い>

	静岡地区	清水地区
委託先	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 (54 か所)	地区青少年育成推進委員会 (21 か所) 特定非営利活動法人子育て支援どろん子 (児童クラブどろん子 1 か所)
事業計画及び予算の確認方法	協議会による 事業計画書 (各クラブ個別提出) 事業収支予算書 (協議会で一括提出)	各委員会等による 事業計画書 (各クラブ個別提出) 事業収支予算書 (各クラブ個別提出)
業務報告及び決算の確認方法	協議会による 業務完了報告書 (各クラブ個別提出) 事業収支決算書 (協議会で一括提出)	各委員会等による 業務完了報告書 (各クラブ個別提出) 事業収支決算書 (各クラブ個別提出)
収支残金合計	8,378 千円	5,387 千円
以上の取扱い	市へ返納	各委員会等にて繰越

①委託者決算等の現状

静岡地区の平成 27 年度の予算及び決算の状況は、以下のとおりである。

<静岡地区の収支状況>

(単位：千円)

拠点名	平成 27 年度予算			平成 27 年度決算		
	収入	支出	収支差額	収入	支出	収支差額
54 か所一括	574,062	574,062	0	585,581	577,203	8,378

市は、事業計画書及び業務完了報告書は児童クラブごとに受領しているが、事業収支予算及び決算書については、54 か所の児童クラブで一括して受領しており、児童クラブごとの予算及び決算情報は入手していない。

また、平成 27 年度は、54 か所全体で 8,378 千円の収支差額が発生している。

これについても、運営委託契約書における「委託料の額に過不足が生じたときは、別途変更契約を締結して精算するものとする。」との定めに従い一括して返納を受けている。

一方、清水地区では、事業収支予算及び決算書を含めすべての書類について児童クラブごとに受領している。なお、平成27年度の予算及び決算の状況は、以下のとおりである。

<清水地区の収支状況>

(単位：千円)

拠点名	平成27年度予算			平成27年度決算		
	収入	支出	収支差額	収入	支出	収支差額
辻	12,395	12,395	-	12,390	12,390	0
江尻	15,589	15,589	-	15,498	15,150	348
入江	16,058	16,058	-	15,916	15,916	0
岡	15,248	15,248	-	14,599	14,595	5
清水	7,754	7,754	-	7,815	7,668	146
不二見	13,949	13,949	-	13,655	13,431	225
駒越	10,312	10,312	-	10,301	10,037	264
三保第一	8,357	8,357	-	7,485	7,317	168
浜田	9,138	9,138	-	9,314	9,162	152
飯田	14,067	14,067	-	14,135	14,016	119
飯田東	9,005	9,005	-	9,009	8,718	291
高部	13,804	13,804	-	13,687	13,647	40
高部東	17,162	17,162	-	17,435	15,422	2,013
有度第一	10,576	10,576	-	10,293	10,172	121
有度第二	12,751	12,751	-	12,617	12,617	0
袖師	12,244	12,244	-	12,172	12,008	165
庵原	8,668	8,668	-	8,728	8,669	59
興津	10,592	10,592	-	10,571	10,571	0
三保第二	6,121	6,121	-	5,840	5,812	28
船越	11,684	11,684	-	12,187	12,048	139
小島	6,062	6,062	-	5,676	5,605	71
どろん子	6,096	6,096	-	6,675	5,642	1,033
合計	247,632	247,632	-	246,000	240,612	5,387

以上のとおり、22か所で合計5,387千円の収支差額（以下、「剰余金」という。）が発生している。これについては、運営委託契約書上「委託料に剰余金

が発生した時はその剰余金を返納させることができる。」との定めがあるものの、実際には22か所すべてにおいて、次年度に繰越して各委託者に留保されている。

(指摘事項6) 静岡地区の児童クラブ予算及び決算に係る内訳把握について

現在、市では静岡地区における児童クラブ予算及び決算について、クラブごとの内訳情報を入手しておらず、個別の収支状況が把握できない状況となっている。市は、事業実施主体として静岡、清水両地区の児童クラブに係る財務や運営効率等の状況を比較し、それぞれの実態を十分に把握したうえで必要な内容を委託料積算に反映するなどの対応が求められる。

したがって、静岡地区についても児童クラブ予算及び決算に係る内訳情報を入手する必要がある。

②委託事業剰余金の現状

清水地区については、委託事業者の規模が小さくその資金的余裕が少ないことから、次年度当初の運営経費に充当する目的で剰余金を繰越すことを例外的に認めている。

これについて、清水地区の合計 5,387 千円のうち、金額の大きな以下の2か所の管理状況を確認した。

<剰余金と通帳残高の状況>

(単位：千円)

児童クラブ名	収入 ①	支出 ②	剰余金 ③=(①-②)	通帳残高 ④	差引 (④-③)
高部東	17,435	15,422	2,013	2,013	-
どろん子	6,675	5,642	1,033	1,453	420

(注) 剰余金及び通帳残高は平成28年3月31日時点である。

その結果、「どろん子児童クラブ」において、平成28年3月31日時点における事業収支決算書の剰余金1,033千円と児童クラブ専用の預金通帳の残高1,453千円が不一致となっていることが判明した。

剰余金は収入(前期剰余金の繰越額を含む)と支出の差額によって決算報告されているものであるため、児童クラブの管理する資金と一致するものであるが、これが一致しない場合には以下のような事態が生じている可能性がある。

- | |
|--|
| <p>①決算報告剰余金額が実在資金より過小となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が受ける決算報告に計上されていない不明金が発生している。 <p>②決算報告剰余金額が実在資金より過大となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が受ける決算報告に計上されているはずの金額が滅失している。 |
|--|

今回は①のケースであるが、監査人が確認するまでの間このような状況があることを市は把握できていなかった。

(指摘事項 7) 資金不一致に関する追加調査について

現在、清水地区の児童クラブでは次年度当初の運営経費に充当する目的で剰余金を繰越している。しかし、「どろん子児童クラブ」で事業収支決算書の剰余金額と実際の預金不一致が発見された。市は、委託事業者に当該資金を管理させる責任を有しているため、当該金額の不一致原因については速やかに調査し、適切な対応を検討する必要がある。

また、以上の高部東児童クラブ及びどろん子児童クラブ以外の清水地区 20 か所の剰余金を確認したところ、平均でわずか 117 千円程度であり、中には剰余金がない児童クラブも存在した。

<清水地区の剰余金の現状>

(単位：千円)

拠点名	平成 27 年度決算				
	収入	支出	剰余金	剰余金 (平均)	収入に対する 剰余金の割合
高部東	17,435	15,422	2,013	-	11.5%
どろん子	6,675	5,642	1,033	-	15.5%
これ以外の 20 か所	221,890	219,548	2,342	117	1.1%

(注) 剰余金残高は平成 28 年 3 月 31 日時点である。

(指摘事項 8) 放課後児童クラブ運営事業に係る剰余金の取扱い検討について

市は、清水地区の児童クラブの委託事業者については、規模が小さくその資金的余裕が少ないことを理由に剰余金を返納せずに次年度に繰越すことを認めている。しかし、実際にはこのような資金はほとんど必要ない状況である。したがって、剰余金の取扱いについては検討する必要がある。

③委託事業者の決算モニタリング

以上のとおり、「どろん子児童クラブ」では、事業収支決算書と預金の不一致が検出されていることから、当該児童クラブについて、再確認したところ以下のような点が発見された。

(単位:千円)

拠点名	平成 27 年度予算			平成 27 年度決算		
	収入(※1)	支出	剰余金額	収入※1	支出	剰余金額
どろん子	6,096	6,096	-	6,675	5,642	1,033

(※1) 平成 27 年度収入のうち、280 千円は前年度剰余金の繰越額である。

収入が予算 6,096 千円、決算 6,675 千円と 579 千円も増加しているにもかかわらず、支出は予算 6,096 千円、決算 5,642 千円と 454 千円も減少している。予算をみてもわかるように本来児童クラブ運営事業は剰余金を生むことを想定していないが、剰余金の金額は前年度の 280 千円から 1,033 千円へと大幅に増加している。

以上の点に鑑みても、平成 27 年度の当該児童クラブの事業収支決算書には注意すべき点が存在するが、市ではこのような点に留意して追加の調査を行うなどの対応は実施していなかった。

(指摘事項 9) 委託事業者の事業収支決算書内容の検証について

市では、清水地区の児童クラブについては個別に事業収支決算書を受領しているが、当該内容の検証が不十分であった。

市は、児童クラブに係る委託事業者の財務や運営効率等の状況を把握し、適切に管理させる責任を有している。したがって、事業を委託するに当たっては、受領した事業収支決算書を十分に検証し、必要に応じて追加の調査を実施するなどのモニタリング機能を発揮する必要がある。

(6) 保護者負担金の徴収方法

児童クラブの保護者負担金の徴収方法は、以下のとおりとなっている。

<保護者負担金の徴収方法>

	静岡地区	清水地区	
委託先	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 (54 か所)	地区青少年育成推進委員会 (21 か所)	
		特定非営利活動法人子育て支援どろん 子 (児童クラブどろん子 1 か所)	
負担金の徴収方法	口座振替	現金徴収	定額自動送金

静岡地区では口座振替のみを採用し、仮に振替ができなかった場合や短期入会の場合においても、コンビニ等で利用可能な振込用紙をもって徴収することとしている。すなわち、各児童クラブにおいて負担金に係る現金の受領は行わないものとし、これらに基づく口座振替手数料については、委託者（受託事業者）の負担で支払うこととしている。

一方、清水地区では、保護者からの申出がある場合に金融機関の定額自動送金を採用する児童クラブもあり、その場合の送金手数料は保護者の負担で支払うこととしている。また、自動送金手続を実施しない児童クラブについては、現金にて徴収している。

清水地区では、児童クラブの現場において依然として現金が受領されていることから、現金紛失リスクやそれを管理するための事務負担が残存しているといえる。また、定額自動送金は保護者が手数料を負担する仕組みのものであり、口座振替手数料を事業者が負担している静岡地区との不公平が生じている。

(監査意見 5) 口座振替の利用促進について

両地区の手数料負担の不公平を解消するとともに、負担金の収納効率の向上や各児童クラブの現金取扱いのリスク及び事務負担を避けるため、静岡地区で採用している口座振替を清水地区でも採用することを検討することが望ましい。

(7) 放課後児童クラブにおける備品の管理

児童クラブは業務委託により民間の事業者による運営を任せており、市が購入した備品と事業者が購入した備品が混在している状況である。市では、これらを明確に区別して管理するため、「物品管理マニュアル」、「処務事務お助けマニュアル」等に従い、備品台帳への登録や現物へのシールの貼付を実施することとしている。

なお、物品管理マニュアルでは、備品シールを貼付が困難な物品については直接ペンで備品番号を記入したり、キーホルダーなどで番号を付けたりするなど適当な方法で管理する旨の例示が記載されている。

①備品台帳及び備品シールの配付

拠点視察として訪問したどろん子児童クラブについて、備品の管理状況を確認したところ、市から備品台帳及び備品シールが配付されていないという状況が確認された。

(指摘事項 10) 最新の備品台帳及び備品シールの適切な配付について

どろん子児童クラブでは、備品台帳や備品シールが配付されておらず、いずれが市の購入した備品であるかが確認できなかった。

市の備品の管理については第一義的に市が責任を負っている。そのため、現物の管理を委託事業者に任せるに当たっても、備品の新規購入などに併せて市が備品台帳を各児童クラブに配付し、備品シールの貼付を指示する必要がある。

したがって、今一度すべての市立児童クラブについて最新の備品台帳及び備品シールが配付されているかどうかを確認するとともに、備品シール貼付徹底を指示するなど、適切な対応を行う必要がある。

4. 放課後児童クラブ運営費助成事業

事務事業名	放課後児童クラブ事業補助金
事業目的	児童クラブを運営する民間事業者に対し、運営に掛かる費用の一部を補助することにより、放課後児童クラブの健全な運営を図る。
事業内容	民間事業者に対し補助金を交付する
事業予算	42,790 千円
決算額	5,845 千円

放課後児童クラブ運営費助成事業は、民間の事業者が児童クラブ運営事業を実施する場合に、以下の要件に該当した場合に一定の補助金を交付するものである。

< 静岡市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱（抜粋） >

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体（以下、「補助対象団体」という。）は、静岡市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「基準条例」という。）第 3 条第 1 項に規定する放課後児童健全育成事業者であって、基準条例に定める基準のほか、次に掲げる基準のすべてをみたすものとする。

（1）放課後児童健全育成事業所を年間 250 日以上開所するものであること。

（2）放課後児童健全育成事業所を開所する時間が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間である。

ア 小学校の授業の休業日 1 日につき 8 時間以上

イ 小学校の授業の休業日以外の日 1 日につき 3 時間以上

（3）児童クラブ事業に係る利用の対価として児童クラブを利用する児童（以下、「利用児童」という。）の保護者から徴収する額として補助対象団体が設定する額が、静岡市放課後児童クラブ運営要綱に基づき実施する静岡市放課後児童クラブ運営事業に要する費用の一部として当該事業を利用する児童の保護者から徴収する額との均衡を考慮して市長が別に定める額（※）を超えないものであること。

（4）利用児童を限定しないものであること

（※）市長が別に定める額とは、私立児童クラブの保護者負担金上限額であり、市立児童クラブの保護者負担金のおおむね 1.5 倍程度をいう。

(1) 事業の目標と効果

①量の見込み及び確保の内容における位置づけ

市では、支援プランにおける児童クラブの量の見込み及び確保の内容に、私立児童クラブの事業量を 10 か所（クラブ室単位で 10 室）含めている。そして、平成 31 年度末までに、市立と私立合計で 175 室の確保を行うものとしている。しかし、平成 27 年度以降は、私立児童クラブの具体的な確保目標を定めていない状況である。

②予算の執行状況

<放課後児童クラブ運営費助成事業の実施状況>

	平成 27 年度	平成 28 年度
予算	42,790 千円	32,000 千円
補助対象児童クラブ数	10 か所	8 か所
決算	5,845 千円	-
私立児童クラブ数	(8 か所)	(9 か所)
うち、補助対象児童クラブ数	2 か所	3 か所
予算執行率	13.7%	-

平成 27 年度の事業予算は児童クラブ 10 か所に対し 42,790 千円を見込んでいたが、実際に事業届出した数は 8 か所、そのうち、助成対象は 2 か所であり、助成額は 5,845 千円（予算執行率 13.7%）となっている。このように、予算執行率が低調となっている理由には、特に事業者が徴収する保護者負担金の金額要件（要綱第 2 条（3））が、民間事業者の運営方針と一致しないことが挙げられる。

すなわち、民間事業者が独自の運営方針に基づき市立児童クラブよりも高水準の料金を設定する代わりに、事業の付加価値（例えば、送迎サービス、育成内容、延長サービス等）に注力することで利用者を確保している場合などである。

このような状況であるが、市は平成 27 年度事業評価において当該事業を「補助金事業を適切に行った」として A 評価としている。

指標名	目標値 (年度)	実績値	総合 評価	評価理由
事務処理の 円滑な実施	実施	実施	A	補助金事業を適切に行った。

そのうえで、課題として「特に利用ニーズの高い、待機児童が多い地域については、民間事業者の公募などを検討する。」としているが、公募は実施されておらず、平成28年度では予算を8か所、32,000千円と縮小している。しかしその一方で、事業届出は9か所、助成対象は3か所とそれぞれ増加しており、当該助成事業の民間事業者の参入促進との関連性が不明確である。

(指摘事項11) 私立児童クラブ及び当該助成事業の位置づけについて

放課後児童クラブ運営費助成事業の趣旨は私立児童クラブの新規参入を促進することであるにもかかわらず、市は量の見込み及び確保の内容において、当初の10室以外の目標を有していない。一方、市内には既に10室程度の私立児童クラブが存在しているため、一見すると当該助成事業がなくとも既に目標を達成しているようにみることできる。

加えて、予算執行率が極めて低調となっているため、当該事業の存在意義自体に疑問があると言わざるを得ない。

したがって、市として量の見込み、確保の内容において最終的にどの程度の私立児童クラブの数を目標とするのか、そのために当該助成事業をどのように有効活用するのかについて、再度具体的な検討が必要である。

(指摘事項12) 適切な事業評価の実施について

放課後児童クラブ運営費助成事業に係る事業評価においては、単に助成事業を実施することを指標としてA評価としている。しかし、当該事業の本来の目的は、待機児童解消を含む児童クラブ事業量の確保のために私立児童クラブを運営する民間事業者の参入を促すことである。

したがって、当該助成事業の趣旨に沿った成果を達成するために、適切な指標を設定したうえで、評価する必要がある。

5. 子育て支援センター運営事業及びファミリー・サポート・センター事業

事務事業名	i. 子育て支援センター運営事業 ii. 子育て支援施設運営事業 iii. 地域子育て支援センター運営委託事業
	iv. ファミリー・サポート・センター事業
事業目的	i～iii. 交流、相談、情報提供等を実施する子育て支援の拠点となる施設の運営により子育て家庭を支援する。
	iv. 児童の預かりなど、子育て家庭の支援を行い、仕事と子育てを両立しやすい環境を整備する。
事業内容	i. 5か所の子育て支援センターを直営により運営 ii. 4か所の子育て支援センターを指定管理者制度により運営 iii. 私立保育園等に地域子育て支援センターの運営を委託
	iv. 会員組織内での子どもの預かり等の援助活動を仲介する事務局の運営を委託
事業予算	i. 22,230千円、ii. 169,589千円、iii. 70,308千円
	iv. 30,063千円
決算額	i. 16,893千円、ii. 167,285千円、iii. 67,595千円
	iv. 27,540千円

「子育て支援センター」（以下、「支援センター」という。）は、児童福祉法第6条の3第6項及び同法第34条の11の規定に基づく「地域子育て支援拠点事業」として設置されるものである。市内の支援センターは19か所あり、そのすべてが「地域子育て支援拠点事業」を実施するとともに、静岡中央子育て支援センター、清水中央子育て支援センターの2か所では、一時預かり事業を実施している。

一時預かり事業とは、保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、こども園、保育所及びその他の場所において、一時的な預りを実施する事業である。

市の支援センターでの一時預かりは、こども園等への在園の有無にかかわらず利用することができる。また、土日祝日や早朝夜間をはじめとして、各区域のこども園等の施設で対応できないニーズを補う役割を担っている。そのため、支援プランでは、駿河区においても新たに中央子育て支援センターを開設し、一時預かり事業を拡充することを計画している。

<子育て支援センター運営事業に含まれる事業>

事業	実施拠点数	根拠法令等
地域子育て支援拠点事業	19 か所	児童福祉法第6条の3第6項及び同法第34条の11等
一時預かり事業	2 か所	児童福祉法第6条の3第7項及び同法第34条の12等

また、ファミリー・サポート・センター事業として静岡中央子育て支援センター、清水中央子育て支援センターに当該事業の事務局が設置されており、別途、運営委託している。

ファミリー・サポート・センター事業とは、子どもの一時的な預かりや移動支援などの援助について、「援助を受けたい人（おねがい会員）」と「援助を行いたい人（まかせて会員）」からなる会員組織を設けて相互に援助活動を行うものであり、事務局は会員との連絡、調整や、講習を実施するなどの支援を行っている。

<ファミリー・サポート・センター事業>

事業	実施拠点数	根拠法令等
ファミリー・サポート・センター事業	2 か所	児童福祉法第6条の3第14項及び同法第34条の18の3等

なお、支援センター設置状況及び運営状況は以下のとおりである。

<子育て支援センター一覧>

類型	支援センター名	設立	所在地
一般型	静岡中央子育て支援センター	H12.5	葵区呉服町二丁目 1-1 札の辻ビル 4 階
一般型	地域子育て支援センター 北安東	H7.4	葵区北安東四丁目 29-24 北安東保育園内
一般型	地域子育て支援センター 小百合	H11.4	葵区上伝馬 18-28 小百合キッズホーム内
一般型	地域子育て支援センター しずはた	H11.4	葵区俵沢 109 賤機子ども園内
一般型	城東子育て支援センター	H17.5	葵区城東町 24-1 城東保健福祉エリア 2 階
一般型	地域子育て支援センター 服織	H18.4	葵区羽鳥本町 25-33 服織中央子ども園内
一般型	地域子育て支援センター 東豊田	H13.4	駿河区国吉田六丁目 7-29 東豊田中央子ども園内
一般型	地域子育て支援センター 登呂	H11.4	駿河区登呂三丁目 3
一般型	地域子育て支援センター 丸子	H15.4	駿河区丸子二丁目 18-32 丸子子ども園内
一般型	地域子育て支援センター わとと・あおぞら	H14.4	駿河区泉町 4-16 越田ビル 2 階
連携型	長田子育て支援センター	H27.4	駿河区上川原 13-1 長田児童館内
一般型	清水中央子育て支援センター	H13.1	清水区島崎町 223 清水テルサ 1 階
一般型	地域子育て支援センター ミーゴランド	H9.4	清水区八木間町 478 興津北子ども園内
一般型	地域子育て支援センター あげぼの	H13.4	清水区駒越東町 9-7 曙保育園内
一般型	地域子育て支援センター すぎの子	H9.4	清水区入江一丁目 13-30 杉の子保育園内
一般型	地域子育て支援センター 草薙ふたば	H10.4	清水区草薙 359-6 草薙ふたば子ども園内
一般型	地域子育て支援センター ゆめの木	H13.4	清水区下野町 12-68 あいわ保育園内
一般型	蒲原子育て支援センター	H22.4	清水区蒲原新田 1-21-1 蒲原市民センター内
連携型	由比子育て支援センター	H20.4	清水区由比 421-20 由比児童館内

(注) 一般型とは、常設の支援センターを設けて実施する形態であり、連携型とは、児童館、その他の児童福祉施設に支援センター機能を設けて実施する形態である。

(出典：市提供資料より監査人が要約)

<子育て支援センターの運営状況>

支援センター略称	運営	委託料等 (千円)	利用人数 (単位：人)		
		平成 27 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
静岡中央	指定管理	56,265	47,293	48,351	48,602
北安東	委託	7,616	2,175	1,988	1,572
小百合	委託	7,616	10,687	10,775	9,912
しずはた	委託	8,700	1,092	988	950
城東	指定管理	7,809	21,004	23,348	25,643
服織	直営	-	8,374	7,401	7,920
東豊田	直営	-	5,212	7,189	5,348
登呂	直営	-	18,565	19,079	15,873
丸子	直営	-	8,195	8,086	6,037
わとと・あおぞら	委託	9,000	6,533	6,077	6,758
長田	委託	2,431	-	-	37,322
清水中央	指定管理	50,499	13,295	13,410	12,747
メリーゴーランド	直営	-	6,455	6,281	3,842
あけぼの	委託	7,616	4,379	4,239	4,018
すぎの子	委託	7,616	2,933	2,971	3,841
草薙ふたば	委託	7,616	9,989	10,006	7,233
ゆめの木	委託	7,616	6,805	8,032	7,340
蒲原	指定管理	9,779	12,010	10,256	8,805
由比	委託	1,768	3,549	3,330	3,147

(出典：市提供資料より監査人が要約)

(1) 子育て支援センターにおける一時預かり事業の利用料

静岡中央子育て支援センター及び清水中央子育て支援センターのいずれも、新制度における一時預かり事業を実施しているが、その利用料については、現状以下のような相違が生じている。

<子育て支援センターにおける一時預かり事業利用料>

	静岡中央子育て支援センター	清水中央子育て支援センター
1時間あたり 利用料	3歳未満 600円 3歳以上 500円	年齢にかかわらず 800円
1日あたり利用料	(3歳未満)以下の合計 2時間以下 600円×利用時間 2～4時間以下 500円×利用時間 4時間超 400円×利用時間 (3歳以上)以下の合計 3歳未満の利用料金から1時間あたり100円ずつ減額	5時間未満 800円×利用時間 5～11時間 4,000円
月あたり利用料	なし	3歳未満 45,500円 3歳以上 35,000円

(出典：市提供資料より監査人が要約)

静岡中央子育て支援センターでは、預かり利用料は1時間あたり600円を基本として年齢や利用時間によって減額されるものとなっている。一方、清水中央子育て支援センターでは、1時間あたり800円であり、1日当たりの金額は4,000円を上限としている。加えて、清水では月預かりサービスがあり、その利用料が設定されているが、静岡側にはこのようなサービスはない。

それぞれのセンターは合併前の旧静岡市、旧清水市においてそれぞれ設立されたものであり、以下のような観点に基づいて利用料設定がなされ、いずれも合併時の利用料金を引き継いでいる。

<子育て支援センターにおける一時預かり利用料(1時間あたり)設定の経緯>

静岡中央子育て支援センターは、主に葵区の中心街を利用する市民向けのサービスとして、時間単位の預かりを中心としており、周辺の認可外保育施設が実施する類似サービスとの金額的均衡を図った結果として現在の金額に設定した。
清水中央子育て支援センターは、主に清水区の個人事業者向けのサービスとして、月単位預かりを中心としており、時間単位利用料については、ファミリー・サポート・センターの利用料金に合わせる形で現在の金額に設定した。

(2) ファミリー・サポート・センター事業の活動報酬

ファミリー・サポート・センター事業の活動報酬（利用料）は以下のとおりとなっている。

<ファミリー・サポート・センターの活動報酬（利用料）>

	静岡中央子育て支援センター	清水中央子育て支援センター
1時間あたり 活動報酬（平日）	7:00～19:00 600円 これ以外の時間帯 700円	7:00～19:00 600円 これ以外の時間帯 700円
1時間あたり 活動報酬（土日祝）	7:00～19:00 700円 これ以外の時間帯 800円	7:00～19:00 700円 これ以外の時間帯 800円

（出典：市提供資料より監査人が要約）

当該活動報酬は、ファミリー・サポート・センター会員による子育て支援活動の終了後、「おねがい会員」から「まかせて会員」へと支払われる報酬であり、市が受領するものではないが、その金額は静岡及び清水で特段の相違は設けていない。

なお、前述の清水中央子育て支援センターにおける一時預かり事業の1時間あたり利用料800円はファミリー・サポート・センター事業の活動報酬（利用料）の一番高い額に合わせる形で設定したものとされている。

（指摘事項13）子育て支援センターにおける一時預かり事業利用料について

静岡、清水の両中央子育て支援センターで実施される一時預かり事業のうち、時間単位預かりについては、サービス内容に特段の差異がないにもかかわらずその利用料に相違が生じている状況である。市内の同一の事業において、利用者が負担する金額に相違がある現状は適切なものとは言えない。また、清水側では利用料設定時にファミリー・サポート・センター活動報酬との整合性に留意していたにもかかわらず、現在はこれとも不整合となっている。

したがって、支援センターにおける一時預かり事業の利用料について、サービスに見合う適切な水準の利用料を、市内の利用者が公平な負担で利用することができるよう見直す必要がある。

(3) 子育て支援センターにおける備品の管理

支援センターは指定管理者制度や業務委託により民間の事業者による運営を任せているものが多数あり、市が購入した備品と事業者が購入した備品が混在している状況である。市では、これらを明確に区別して管理するため、物品管理マニュアル、処務事務お助けマニュアル等に従い、備品台帳への登録や現物へのシールの貼付を実施することとしている。

①備品台帳及び備品シールの配付

拠点視察として訪問した静岡中央子育て支援センターについて、備品の管理状況を確認したところ、冷蔵庫等シールが貼付されていない備品が散見された。

その原因は、市から最新の備品台帳や備品シールの一部が配付されていないことから、指定管理者としてはこれを貼付することができなかったということであった。

(指摘事項 14) 最新の備品台帳及び備品シールの適切な配付について

静岡中央子育て支援センターでは、最新の備品台帳や備品シールの一部が配付されておらず、その結果として備品シールの貼付漏れが発見された。

市所有の備品の管理については第一義的に市が責任を負っている。そのため、現物の管理を指定管理者等に任せるに当たっても、市が備品の新規購入などに併せて最新の備品台帳を各支援センターに配付し、備品シールの貼付を指示する必要がある。

したがって、今一度すべての支援センターについて最新の備品台帳及び備品シールが配付されているかどうかを確認し、備品シール貼付徹底を指示するなど、適切な対応を行う必要がある。

②現物資産の備品台帳への登録

拠点視察として訪問した清水中央子育て支援センターでは、最新の備品台帳や備品シールは配付されていたものの、当該台帳に登録のないピアノが確認された。

その原因としては、当該ピアノが支援センター設立当初に購入したものか、寄附等を受けたものかという経緯が不明となっており、台帳に登録されないままとされていたことが挙げられる。また、当該支援センターでは定期的な現物確認手続を実施するに当たっては、既に台帳登録されているデータについてのみ確認しており、現物が存在するものの台帳に登録されていない備品を改めて台帳登録すべきか否かについては留意されていなかった。

(指摘事項 15) 現物資産の備品台帳への登録について

清水中央子育てセンターでは、取得の経緯が不明であることを原因にピアノの台帳登録が漏れていた。特にピアノのように高額物品が市の所有備品である場合は台帳登録すべきである。さらに、今後このような登録漏れを防止する観点から、定期的な現物確認手続を実施するに当たっては、既に台帳登録されているデータにのみならず、他に登録すべき備品の漏れがないかについて十分に留意して実施する必要がある。

6. 児童館運営事業

事務事業名	児童館運営事業
事業目的	児童館での遊びを通じて児童の健全な育成を図るとともに、地域の児童健全育成の拠点としての機能を果たす。
事業内容	市内 11 館の児童館の運営（指定管理者制度 11 館）
事業予算	201,719 千円
決算額	198,668 千円

児童館は、支援法に定める事業とは別に、児童福祉法第 40 条の規定に基づき設置される児童厚生施設の一つであり、上記の目的に沿って実施されるものである。

特にその活動内容は以下のようなものが想定されている。

- (1) 遊びによる子どもの育成
- (2) 子どもの居場所の提供
- (3) 保護者の子育ての支援
- (4) 子どもが意見を述べる場の提供
- (5) 地域の健全育成の環境づくり
- (6) ボランティアの育成と活動
- (7) 放課後児童クラブの実施
- (8) 配慮を必要とする子どもの対応

市では、18 歳までの子どもを対象に以下のような活動を実施している。また、一部の児童館では児童クラブを併設し、並行して運営を行っている。

●「子どもの遊び場、体験の場」

児童館を子どもの居場所として開放し、設置した遊具を通じた自由な遊びや、季節行事の催し、各種教室を通じた体験を提供する。

●「子育て家庭の交流の場」

保護者同士の交流やリフレッシュのための行事を企画し、実施する。

●「地域住民の出会いの場」

子どもとのかかわりの中で、地域住民が出会い、つながる場所として、また、地域のコミュニティ拠点として、地域団体と連携した行事等を実施する。

現在、市内に設置されている児童館は以下の 11 館であり、すべて指定管理者により「児童厚生員」（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条に規定する「児童の遊びを指導する者」）を配置し、各種教室・クラブ活動、子育て支援相談及び地域活動への参加などを中心に、年次計画に従って運営している。

<児童館一覧>

(単位：人)

児童館名	設立	所在地	利用者数		
			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
安東児童館	S63.4	葵区安東二丁目 16-12	39,497	40,400	41,463
服織児童館	H13.4	葵区羽鳥六丁目 27-14	30,155	35,040	32,159
美和児童館	H2.4	葵区安倍口団地 2-10	21,954	23,663	23,899
麻機児童館	H7.4	葵区有永 4-2	31,628	33,578	34,241
西奈児童館	S59.4	葵区瀬名一丁目 19-30	28,312	27,638	27,232
長田児童館	H9.4	駿河区上川原 13-1	80,329	78,036	81,714
中島児童館	H12.4	駿河区中島 2992	30,331	31,008	33,374
豊田児童館	S56.4	駿河区小鹿二丁目 26-1	35,376	27,424	24,221
蒲原白銀児童館	H8.4	清水区蒲原 721-4	20,108	19,388	19,844
由比児童館	H15.10	清水区由比 421-20	16,879	15,434	15,844
草薙児童館	H24.5	清水区草薙一里山 3-1	42,281	44,473	43,230

(出典：市提供資料より監査人が要約)

(1) 児童館の配置、整備

児童館の利用状況は以下のとおりであり、全体の利用人数及び 1 日平均利用者数ともに 5 年連続で上昇傾向である。

児童館は新制度には含まれないものの、児童福祉施設として児童クラブや子育て支援センターを併設するケースを通じて、現在の新制度を支える存在であるといえる。

<児童館の利用状況>

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
年間延べ利用者数	338,406	346,476	376,850	376,082	377,221
開館日数	288 日	290 日	291 日	290 日	290 日
市内児童館数	10 館	10 館	11 館	11 館	11 館
1 日平均利用者数	1,175	1,194	1,295	1,296	1,300

(出典：指定管理者提出資料より監査人が集計)

また、市における児童館の分布については以下のとおりである。

<市内 18 歳までの人口に対する児童館の設置状況>

(単位：人)

人口	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
静岡市全体	117, 298	116, 790	115, 117	113, 799	112, 364
児童館数	10 館	10 館	11 館	11 館	11 館
葵区	41, 632	41, 571	41, 329	41, 066	40, 633
児童館数	5 館	5 館	5 館	5 館	5 館
駿河区	36, 218	36, 086	35, 393	34, 982	34, 637
児童館数	3 館	3 館	3 館	3 館	3 館
清水区	39, 448	39, 133	38, 395	37, 751	37, 094
児童館数	2 館	2 館	3 館	3 館	3 館

(出典：市統計データより監査人が集計)

従来は、旧清水市には児童館がなく、平成 24 年度までは合併した旧蒲原町、旧由比町に所在していた児童館が各 1 か所ずつ設置されていただけであった。その後、平成 25 年度に草薙児童館が新設されたため、現在は清水区に 3 か所設置された。

しかし、草薙児童館は清水区の西端に位置しており、依然としてニーズが見込まれる清水区の全域を賄うには児童館が不足しているといえる。

これに対して、市では「児童館配置構想」として、由比、蒲原地区を除く清水区を東西南北 4 区域にそれぞれ 1 館（児童館類似施設を含む）設置することとしており、現在は、東部地域に既存の児童館類似施設、西部地域に草薙児童館が設置されるところまで完了している。なお、近く南部地域には他の施設との合築による設置が予定されているため、北部地域を除きその配置構想は実現しつつある。

(監査意見 6) 児童館の配置及び整備について

市では、現在の児童館の偏在を是正しそれぞれの地域に児童館の機能が有効に行き渡るよう、「児童館配置構想」をもってその配置及び整備を検討している。市内の児童館は利用が増加しており、市内の子育て環境整備の一環として一定の役割を果たすべき施設であるといえる。そのため、市内の地域拠点の偏在を是正して適切な運営となるよう、「児童館配置構想」の適切な遂行が望まれる。

(2) 児童館における備品の管理

児童館は指定管理者制度により民間の事業者による運営を任せており、市が購入した備品と事業者が購入した備品が混在している状況である。市では、これらを明確に区別して管理するため、物品管理マニュアル、処務事務お助けマニュアル等に従い、備品台帳への登録や現物へのシールの貼付を実施することとしている。

(監査意見7) 児童館における備品の管理

監査人が視察した美和児童館では、物品管理マニュアル等に基づく現物の備品台帳登録、台帳登録された備品へのシールの貼付ともに適切に実施され、貼付が困難な備品についても物品管理マニュアルに例示される考え方に即して、台帳登録資産の写真にシールを貼付する、備品を収納する棚にシールを貼付して管理する方法などの対応がなされていた。

したがって、他の児童館、他の施設においてこのような管理ができていない箇所がある場合には、当該児童館の管理方法を参考にされることが望ましい。

II. 青少年育成課

1. 事務事業の概要

青少年育成課は、青少年の健全な成長等を推進することを目的に、不登校児童やひきこもりへの支援、補導活動など、以下の事業を実施している。監査に当たっては、特に浜石野外センターの施設及び財産管理状況に着目した。

<青少年育成課 一般会計>

(単位：千円)

事務事業名	事業目的	事業内容	予算額	決算額
ひきこもり対策推進事業	ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、本人やその家族等を支援することにより、本人の自立を推進することを目的とする。	①ひきこもり地域支援センターの開設 ②面接相談、電話相談 ③居場所・家族教室の運営、訪問支援、広報啓発活動	21,265	20,797
しずおかエンジェルプロジェクト推進事業	少子化の要因の一つである晩婚化・晩産化を抑制する。	①男女の出会いの機会創出 ②結婚についての意識啓発及び情報提供 ③地域ぐるみで結婚を応援する気運の醸成	12,927	11,642
補導センター運営費	青少年の非行防止及び良好な環境を推進する。	補導活動実施。立入調査、社会環境調査の実施。広報啓発活動の実施	9,869	9,515
浜石野外センター運営費	市民の体育の向上とレクリエーションの増進を図り、野外活動を通じて健全な青少年の育成その他社会教育の振興に資する。	施設の維持管理	9,656	8,922
清水地域青少年健全育成事業費補助金	学校・家庭・地域・行政等の連携による地域ぐるみの青少年健全育成活動を展開し、「地域ふれあい・あいさつ運動」等市民運動を推進する。	青少年健全育成団体へ補助金を交付し、青少年の健全育成に掛かる広報啓発活動を実施する。	8,779	8,799
その他の事業	-	-	53,342	46,861
青少年育成課合計			115,838	106,536

2. 浜石野外センターの施設管理及び事務執行

事務事業名	浜石野外センター運営費
事業目的	市民の体育の向上とレクリエーションの増進を図り、野外活動を通じて健全な青少年の育成その他社会教育の振興に資する。
事業内容	施設の維持管理
事業予算	9,656 千円
決算額	8,922 千円

浜石野外センター（以下、「浜石」という。）は、昭和 48 年 3 月に当時の静岡市、清水市、由比町、蒲原町及び富士川町の 2 市 3 町で構成される静清庵地区広域市町村圏協議会が策定した「静清庵地区広域市町村圏計画」において、心身ともに健全な青少年を育成するための施策の 1 つとして、中間地点の由比町に建設された施設である。平成 20 年 11 月の静岡市と由比町の合併に伴い市の公共施設となり、現在は民間の事業者管理委託している。

なお、青少年育成課では、主に青少年の健全な成長等を推進することを目的に、浜石において以下の事業を実施している。監査に当たっては、特に施設の管理運営に着目した。

<施設概要>

所在地	清水区由比阿僧 934-6
設置条例	静岡市浜石野外センター条例
運営形態	委託
委託事業者	特定非営利活動法人ふれあい由比

<施設情報>

施設群/分類	学校教育施設/青少年育成施設・キャンプ場
築年数	43 年
耐震対応	0.0%
構造	鉄筋造、平屋建
面積	敷地面積 36,125 m ² 、延床面積 732 m ²
宿泊棟 A	30 人×2 室、60 人×1 室
宿泊棟 B	4 人×2 室、6 人×2 室
その他宿泊施設	テントサイト 6 人×15 サイト、ログハウス 6 人×2 棟
その他施設	炊事棟 2 棟、便所棟 1 棟、シャワー室 1 棟
休所日	12 月 29 日～1 月 3 日

(1) 浜石野外センターの耐震状況

浜石は公共施設であり、市がアセットマネジメント基本方針に基づき大規模地震災害に対する防災機能を高めるために策定している「静岡市公共建築物耐震対策推進計画」(以下、「耐震対策推進計画」という。)の対象である。

同計画において、居室を有する延べ床面積 200 m²以上の建築物については耐震診断を行い以下のいずれかに分類することとしている。

<耐震診断分類>

- | |
|-------------------------------------|
| I : 耐震性能が優れている |
| II : 耐震性能がやや劣る |
| III : 耐震性能が劣り、建築基準法における耐震性能を満たしていない |

(出典：静岡市公共建築物耐震対策推進計画 別紙1より監査人が編集)

浜石の診断対象施設は宿泊棟であり、その耐震性能はIIIに分類されている。

<浜石野外センター外観(宿泊棟B)>



<浜石野外センター基礎部分拡大(宿泊棟B)>



(出典：監査人撮影)

耐震対策推進計画においては、耐震性能Ⅲの施設は補強、建替、解体、使用停止のいずれかの方法により、平成30年度末までゼロにする目標を掲げている。

なお、浜石は耐震性能Ⅲとして建築基準法の要件を満たしていないことから、都市局建築総務課が平成21年4月に耐震化を検討している。その結果、既に築35年が経過し耐震補強工事には1億円程度を要するため、費用対効果の検討が必要であるという結論となっている。

しかし、所管課である青少年育成課では、目標期限まで残り2年余りとなった現在に至っても、耐震化の計画の目途は立っていない状況である。

(指摘事項16) 浜石野外センターの耐震対策等の方針決定について

浜石野外センターは、耐震対策推進計画が定める目標に準拠して、平成30年度末までに補強、建替、解体、使用停止のいずれかの方法による対応を完了すべきであるが、現時点では何ら方針が決定されていない。

耐震化のために補強、建替を実施する場合には工事実施期間のみならず、庁内での調整、業者選定等が必要であり、解体又は使用停止にするとしても、利用者及び委託先の理解を得る必要がある。いずれも相応の期間を要すると考えられるため、目標期限に向けて早急に方針を決定する必要がある。

(2) 管理委託業務実施報告書の報告日付

浜石の委託事業者である特定非営利活動法人ふれあい由比は、月次報告書類である、管理委託業務実施報告書（以下、「月報」という。）を、翌月10日までに提出することとなっている。

この点、監査人が平成27年度の状況を確認したところ、月報は毎月1日に提出されており、12月分の報告日も平成28年1月1日に報告されていた。さらに、市では当初1月5日に受領印を押印して受領していたものを、1月1日に訂正した上で受領としていた。しかし、1月1日は元旦であるため、以上の訂正は不自然かつ事実に基づかない不適切な処理であると考えられる。

(指摘事項17) 管理委託業務実施報告書の報告日付について

月報の目的は対象月末までの業務内容を報告することであり、市は報告書類作成のための時間的余裕を認めて翌月10日までの提出と定めているにもかかわらず、報告日付を1日に統一することに意義はない。それどころか、本来の日付と異なる日付で受領することは不適切な事務処理である。そのため、市は実際に受領した日を受領日とする必要がある。

(3) 管理委託業務日誌の報告時間

浜石の開所時間は14時までになっており、委託事業者は契約の定めに従い毎日の運営業務の結果を日報として提出することとなっている。しかし、委託事業者の日報の提出が13時前後に行われている日が散見された。

(指摘事項18) 業務日誌の報告時間について

業務日誌が業務終了前の13時に受領されている。施設は14時まで開所しているにもかかわらず、13時に日報を提出した場合、残り1時間の間に発生したできごとが市で報告されず、把握できないこととなる。日報には当日の施設利用者を報告する項目もあることに加え、その日の運営状況を所管課が把握するための機能もある。そのため、適切な運営状況の報告を徹底する観点から、業務完了後の日報作成を徹底させたいうえで受領する必要がある。

(4) 浜石野外センターにおける備品の管理

浜石において使用される備品は、原則として市が購入したものであり、委託事業者はその管理を含めて運営を委託されている。したがって、市では、これらを適切に管理するため、物品管理マニュアル、処務事務お助けマニュアル等に従い、備品台帳への登録や現物へのシールの貼付を実施することとしている。

①現物資産の備品台帳への登録

浜石に訪問した際に、市の所有備品が適切に備品台帳に登録されているかどうかを確認したところ、台帳に登録されていないホワイトボード、冷蔵庫、洗濯機を発見した。

原因としては、旧由比町との合併時に備品台帳への登録が漏れてしまったこと及び他の施設で廃棄扱いとしたものを譲り受けたが再登録していないことが挙げられる。

合併した場合の備品の取扱いについては、非経常的な事象に起因していることから、物品管理マニュアル等に特段の取扱いは定められていない。しかし、現在の市の財産になったことは明白であり、備品台帳に登録すべきであった。他の施設から譲り受けたものについては市の物品管理マニュアルの考え方に従い備品台帳に登録をすべきであった。

(指摘事項 19) 現物資産の備品台帳への登録について

実際に使用している市所有の備品については、物品管理マニュアルや実態判断に基づき備品台帳に登録すべきであるが、浜石において未登録の備品が散見された。

したがって、今一度使用中の備品が台帳へ網羅的に登録されていることを確認する必要がある。また、このような登録漏れを防止する観点からも、定期的に行われる現物確認を行う際には、登録すべき備品の漏れがないかについて留意すべきである。

②備品シールの貼付漏れ

備品台帳に登録されている備品に適切にシールを貼付して現物管理しているかどうかについて確認したところ、テント等に備品シールが貼付されていないことを発見した。

その理由を確認したところ貼ってもすぐにはがれてしまう、あるいは貼るスペースがないということであったが、物品管理マニュアルに基づく考え方では、シールを貼付できない備品であっても、他の代替的な方法をもって備品台帳に登録されている現物を特定できるように管理する必要があるとされ

ているため、これに基づき必要な対応を行うべきであった。

(指摘事項 20) 備品シールの貼付漏れについて

テント等に備品シールが貼付されていなかった。物品管理マニュアルでは、現物を特定できるように貼付しにくい備品については他の代替的な方法により備品番号を明確にすべきことが明記されている。

したがって、物品管理マニュアルの考え方に即して備品台帳に登録されている現物を特定できるように管理する必要がある。

なお、他の拠点においては、台帳登録資産の写真に備品シールを貼付したり、備品を収納する棚に備品シールを貼付して管理するなど様々な対応がなされていたため、これらを参考に対応することが必要である。

(5) 浜石野外センター運営事業の有効性及び効率性

浜石の事業評価において、来場者数（以下、「利用者数」という。）を成果指標とし、それが達成されたことをもって総合評価をAとしている。

指標名	目標値 (年度)	実績値	総合 評価	評価理由
来場者数 (利用者数)	3,000 人	4,146 人	A	地元の団体と意見交換を行い、広報の強化を行ったことにより、目標を上回ることができた。

浜石の利用定員と利用者実績の関係は以下のとおりである。

<浜石野外センター施設の利用定員と利用者実績>

	1日 当たり 利用定員	年間 利用定員 (※1)	平成 26 年度	平成 27 年度	差引
			利用者数	利用者数	
宿泊棟A	120 人	43,080 人	832 人	1,038 人	206 人
宿泊棟B	20 人	7,180 人	961 人	910 人	△51 人
その他宿泊施設	102 人	36,618 人	723 人	785 人	62 人
宿泊施設合計	242 人	86,878 人	2,516 人	2,733 人	217 人
その他 (※2)			371 人	1,413 人	1,042 人
合計			2,887 人	4,146 人	1,259 人

(※1) 1日当たり利用定員に年間開所日数 359 日を乗じて算定している。

(※2) 平成 27 年度から申請を要しない施設（トイレ等）の利用者も来場者数に含めている。

(出典：市提供資料より監査人が集計)

平成 27 年度の利用者数 4,146 人について、前年度との比較では利用者全体で 1,259 人増加し、そのうち、宿泊施設の利用者は 217 人増加している。

一方、施設の利用定員は例えば、宿泊棟 A であれば、1 日当たり最大 120 人、年間最大 43,080 人まで利用でき、宿泊施設全体では年間最大 86,878 人まで利用できる規模である。したがって、利用定員と実際の利用者数には相当な差があることがわかる。実際には毎日すべての定員が埋まることは想定されないが、過去の年間利用者数の状況を確認したところ以下のとおりであった。

<浜石野外センター 利用者数推移>



(出典：市提供資料より監査人が集計)

以上のとおり、昭和 59 年度には年間 19,473 人の利用者が記録されていたこともあるが、その後は継続的に利用者が減少している。

したがって、平成 27 年度の利用者数も 4,146 人も依然として低調なままであると言わざるを得ない。この点を踏まえ、施設の利用可能規模に見合った適切な稼働率を確保すべきとの観点からは、当該事業評価の目標利用者数 3,000 人は不十分であったと考えられる。

また、浜石は耐震対策推進計画に基づく耐震性能がⅢであるため、補強又は建替をする場合には 1 億円程度を要することが試算されている。加えて、以下のとおり施設運営のために年間で 8,251 千円の支出超過が生じている。

<浜石野外センターの収支状況>

	平成 27 年度
収入	964 千円
支出	9,215 千円
差引	8,251 千円

(出典：静岡市アセットマネジメント基本方針 公共建築物の施設カルテ)

したがって、利用者数が逡減しているなか、以上のコストをかけて事業運営を継続することが、市の事業目的に照らして有効かつ効率的なものであるかどうかという点について、疑問があると言わざるを得ない。

(指摘事項 21) 適切な事業評価の実施について

浜石野外センター運営事業に係る事業評価においては、利用者数 3,000 人を指標とし、それを達成したことをもって A 評価としている。しかし、当該目標値は過去の利用者数に比較して低いものであり、今後の施設活用を推進するための目標としては不十分である。

したがって、当該施設運営事業の正確な成果測定をするために、適切な指標を設定したうえで、評価する必要がある。

(監査意見 8) 浜石野外センター運営事業のあり方の検討について

浜石野外センターの運営を維持するためには、1 億円程度のコストをかけて耐震対策を講じる必要がある。運営維持に必要なコストと現在の利用者数を対比したうえで、当該施設の運営事業が「最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という地方自治法の趣旨に照らした費用対効果の面で有益であるかどうか留意して、事業継続の要否を十分に検討することが望ましい。

Ⅲ. 幼保支援課

1. 事務事業の概要

幼保支援課は、こども園・保育所等の認可、指導監査、私立こども園・保育所等への給付や助成及び幼稚園への就園奨励費に関する事など、以下の事業を実施している。

監査に当たっては、当該給付、助成及び指導監査等の適切な事務執行に着目した。

<幼保支援課 一般会計>

(単位:千円)

事務事業名	事業目的	事業内容	予算額	決算額
市立こども園等給付費	市立こども園における保育・教育の実施に際し、児童の身体的・精神的及び社会的な発達に必要な保育水準を確保する。	国が定めた給付費単価に基づき、市立こども園に対して給付費を支弁する。	2,856,754	2,853,133
私立こども園・保育所等給付費	私立こども園・保育所等における保育・教育の実施に際し、児童の身体的・精神的及び社会的な発達に必要な保育水準を確保する。	国が定めた給付費単価に基づき、私立こども園・保育所等に対して給付費を支弁する。	8,710,660	8,211,207
私立こども園・保育所等延長保育事業費補助金	私立こども園・保育所等における延長保育の実施を促進することにより、多様な働き方に対応した保育や安心して子育てのできる環境を整備する。	通常の開所時間を超えた保育（延長保育）を実施する私立こども園・保育所等に対し、事業実施に係る経費を補助する。	46,304	46,304
私立こども園・保育所等一時保育事業費補助金	保護者の疾病や育児疲れのとき等に利用できる、私立保育所等における一時保育の実施を促進することにより、安心して子育てのできる環境を整備する。	一時保育を実施する私立こども園・保育所等に対し、事業実施に係る経費を補助する。	121,952	95,810

事務事業名	事業目的	事業内容	予算額	決算額
保育士確保対策事業費	市内保育施設における必要な保育士の確保を図る。	就労を希望する保育士と保育事業者のマッチングを行うとともに、再就職前研修を実施する。	5,908	4,977
私立こども園・保育所等運営費補助金	私立こども園・保育所等における保育・教育環境の向上や職員の処遇改善等を図ることにより、各施設の円滑な運営と振興を図る。	私立こども園・保育所等が実施する保育環境改善や職員処遇改善・資質向上、多様な保育支援のための事業に係る経費の一部を補助する。	1,370,749	1,341,095
私立こども園・保育所等小規模施設整備費等補助金	私立こども園・保育所等における最適な保育環境の確保を図る。	安全確保や保育・教育環境向上を目的とする私立こども園・保育所等の行う施設改修に係る経費の一部を補助する。	15,973	15,899
実費徴収に伴う補給給付事業	世帯の経済状況等に関わらず必要な教育・保育が受けられるよう保護者の経済的負担を軽減する。	生活保護世帯に対し、特定教育・保育を受けた場合に保育所等が徴収する日用品や文房具等の購入に要する費用を助成する。	5,796	1,032
幼稚園型一時預かり事業費補助金	1号認定の保護者が受けられる一時預かり事業の実施を促進することにより、多様な働き方に対応した保育や安心して子育てのできる環境を整備する。	私立認定こども園・施設型幼稚園の行った一時預かり事業に係る経費の一部を補助する。	22,962	10,896
幼稚園教諭免許・保育士併有促進事業費	認定こども園に必要な人材である保育教諭の確保を図る。	幼稚園教諭・保育士資格のどちらかを有している場合、もう片方の免許・資格を取得するための経費の一部を助成する。	9,500	1,750

事務事業名	事業目的	事業内容	予算額	決算額
利用者負担額助成 事業補助金	私立幼稚園から認定こども園に移行した園において、移行に伴う保護者の負担額が生じた場合、保護者の経済的負担の軽減を図る。	私立幼稚園から認定こども園に移行した園において、利用者負担額が従前の額を上回る場合に、卒園までの経過措置として従前の額とすることに伴う減収分を補助する。	25,549	25,521
私学振興補助金	私立学校の教育振興や保護者の経済的負担の軽減を図る。	学校法人が設置する私立学校に対し、教材等の購入経費の一部を補助する。	179,091	177,625
私立幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園教育の振興や保護者の経済的負担の軽減を図る。	入園料・保育料を減免する幼稚園に対し、補助金を交付する。	841,673	840,185
その他の事業	-	-	110,043	96,290
幼保支援課合計			14,322,914	13,721,724

2. 私立こども園・保育所等給付費（施設型給付費）

事務事業名	私立こども園・保育所等給付費（施設型給付費）
事業目的	私立こども園・保育所等における保育・教育の実施に際し、児童の身体的・精神的及び社会的な発達に必要な保育水準を確保する。
事業内容	国が定めた給付費単価に基づき、私立こども園・保育所等に対して給付費を支弁する。
事業予算	8,710,660 千円
決算額	8,211,207 千円

当該給付費は、教育・保育施設等について毎月初日の児童数により金額を算出し、月末に全園に対して運営費として給付するものである。

各園からの給付費の請求書を閲覧したところ、日付が同一の筆跡によるものと認められる請求書が多数見受けられた。この点について所管課に確認したところ以下の回答があった。

各施設より毎月 5 日頃までに当月分の請求書を提出（郵送）してもらい、当課の確認を経て、月末に給付を行っています。この際、会計課へ提出（原則、支払日の 2 週間前まで）するまでに、当課で行う確認期間が大変短くタイトな日程となっています。

このため、請求日付が空欄で提出された請求書について、施設より再提出を待つて処理を行うと給付が間に合わない恐れがあります。また、給付費は支援法施行規則第 18 条において、毎月支給するものとされており、施設の運営に支障をきたすことのないように、このような場合には施設の同意を得たうえで当課において会計課への提出期限に合わせた日付を記入しております。

したがって、日付が同一の筆跡によるものと認められる請求書は、事務手続に支障をきたさないよう市にて記入されたものである。

この点について、平成 25 年 8 月に会計検査院が提出した「裁判所における会計処理等に関する会計検査の結果について」において以下の記載がある。

< 「裁判所における会計処理等に関する会計検査の結果について」(抜粋) >

国における対価の支払の時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(昭和 24 年法律第 256 号。以下、「支払遅延防止法」という。)等により、当該時期を書面により明らかにする場合は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については 40 日、その他の給付に対する対価については 30 日以内の日としなければならないとされている。また、対価の支払いの時期を書面により明らかにしない場合は、相手方が支払請求をした日から 15 日以内の日と定めたものとみなすこととされている。

このように、国が支払請求を受けた日又は相手方が支払請求をした日がいづであるかによって支払期限が定まることから、請求書において、これらの日付を明確にすることは重要である。そこで、提出された請求書に日付の記載がない場合は、相手方に対して請求日付の記載を要請すること、また日付の記載のない請求書を受領した場合でも支払期限が定まるように、受領した日付を記録しておくこととされている。

以上によると、請求書日付により支払期限が定まることから、提出された請求書に日付の記載がない場合は請求書の日付記載を要請し、仮に日付が未記載のまま受領した場合であっても、支払期限を定めるために受領日付を記録しておくこととされている。

しかし、当該給付費の請求書を閲覧したところ、庁内での受領日を確定させる受領印が押印されているものを発見することはできなかった。

(指摘事項 22) 請求書の日付について

請求書の日付を市で記入することは、相手が同意しているとしても適切な処理であるとはいえ、相手方が日付を記入した請求書を受領する必要がある。また、請求書に日付の記載がない場合であっても、市が受領した日付で受領印を押印し、事務処理がなされた日付を適切に記録する必要がある。

3. 私立こども園・保育所等延長保育事業費補助金

事務事業名	私立こども園・保育所等延長保育事業費補助金
事業目的	私立こども園・保育所等における延長保育の実施を促進することにより、多様な働き方に対応した保育や安心して子育てのできる環境を整備する。
事業内容	通常の開所時間を超えた保育（延長保育）を実施する私立こども園・保育所等に対し、事業実施に係る経費を補助する。
事業予算	46,304 千円
決算額	46,304 千円

(1) 実績報告書の検証

私立こども園・保育所等延長保育事業費補助金（以下、「延長保育事業費補助金」という。）は就労形態の多様化などに伴い、やむを得ない理由により、延長保育を利用する保護者の負担を軽減する目的で、教育・保育施設等の経費を補助する事業である。市では、補助金の対象及び金額について以下のとおり定めている。

<静岡市民間保育所等延長保育事業費補助金交付要綱（抜粋）>

(1) 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

別表（第4条関係）

補助対象経費	民間保育所等延長保育事業の実施に要する経費。ただし、補助事業に要する経費として市長が不相当と認める経費を除く。						
補助金の額	<p>2 延長保育事業</p> <p>民間保育所等が支出した補助対象経費の額から徴収金、寄附金その他の収入の額を控除して得た額と次の算定方法により算出した額を1事業当たり年額として得られる合計額とを比較していずれか少ない額</p> <p>第4条 保育所及び認定こども園</p> <table> <tr> <td>(延長時間 30 分)</td> <td>300,000 円</td> </tr> <tr> <td>(延長時間 1 時間)</td> <td>1,342,000 円</td> </tr> <tr> <td>(延長時間 2～3 時間)</td> <td>2,166,000 円</td> </tr> </table>	(延長時間 30 分)	300,000 円	(延長時間 1 時間)	1,342,000 円	(延長時間 2～3 時間)	2,166,000 円
(延長時間 30 分)	300,000 円						
(延長時間 1 時間)	1,342,000 円						
(延長時間 2～3 時間)	2,166,000 円						

補助対象経費については、「民間保育所等延長保育事業の実施に要する経費。ただし、補助事業に要する経費として市長が不相当と認める経費を除く」と規定されているが、具体的な費目等は明示されていない。

一方、延長保育は、教育・保育施設等における通常の開所時間を超えた保育の提供であり、国の要綱にて延長保育事業を実施するにあたり以下のとおりの職員を配置する必要があると規定されている。

<国延長保育事業実施要綱別紙（抜粋）>

4 実施方法(1)一般型③配置職員

配置する職員の数（以下、「基準配置」という。）は乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。

ア 民間保育所等 基準配置により保育士を配置すること。ただし、実施場所1につき保育士の数は2名を下回ることはできない。

そのため、延長保育を行う場合には最低2人の保育士を配置する必要がある。当該の人員費が補助対象経費として最も大きな割合を占めることになる。

また、補助金額については、「民間保育所等が支出した補助対象経費の額から徴収金、寄附金その他の収入の額を控除して得た額と次の算定方法により算出した額を1事業当たり年額として得られる合計額とを比較していずれか少ない額」と規定されており、補助対象経費から一定の項目を控除した実績金額と要綱に定める金額のいずれか少ない額とされている。

以上の点から、補助金交付対象となっているA園から提出された実績報告書及び収支決算書（以下、「実績報告書等」という。）について確認した。

<A園の収支決算書（実績）>

収入	金額
補助金	1,342,000円
利用料	319,200円
合計	1,661,200円

支出	金額
人件費	1,637,820円
給食費	23,380円
合計	1,661,200円

補助対象経費は人件費及び給食費で 1,661,200 円であり、当該金額から徴収金である利用料 319,200 円を控除した 1,342,000 円と補助基準額 1,342,000 円（※）のうち少ない額として、1,342,000 円を補助金額としている。

（※）A 園は延長時間が 1.0 時間であるため、補助基準額は 1,342,000 円となる。

このように、実績報告書等による収支は一致しており、結果的に補助基準額の全額が補助金と支出されている。補助対象経費は「民間保育所等が支出した補助対象経費の額」であるため、当該人件費等が延長保育に実際従事した部分に係るものである必要がある。

そのため、実績報告書等の人件費計上額の妥当性の検証方法を所管課に確認したところ、以下の回答があった。

短時間認定は、従事職員が補助事業の配置職員であるか、申請書及び毎月の雇用状況報告書で確認し、実績報告書でその給与明細を確認することでその妥当性を検証しています。標準時間認定については、国実施要綱 4 (1) ③で職員配置が基準配置によるものとされており、施設では基準配置職員のローテーションや時間外で対応しています。そのため従事職員の給与は通常保育部分と当該事業の部分は区別されておらず、当該事業の給与を基準配置職員の給与明細等から確認するのが難しいため、実績報告書における園からの報告額が適正であると判断しています。

以上によると、保育士の雇用状況報告書や給与明細により補助事業の配置職員であることは確認しているものの、延長保育に関する個別具体的な従事状況（担当保育士の人数や従事時間等）に基づく検証は実施されていなかった。

延長保育事業については、例えば、各園に日誌や月報にて従事保育士及び従事時間を記録させ、実際の給与に基づく時給等に乗じれば、多大な事務労力をかけずとも事業に要した人件費の算出が可能であると考えられるが、このような仕組みは特になく、結果として教育・保育施設等からの報告額をそのまま適正として受け入れることとなっている。

（指摘事項 23）実績報告書の十分な検証の実施について

延長保育事業費補助金は、補助対象経費と補助基準額の比較により補助金額が決定されるため、補助対象経費の正確性については十分な確認を行ったうえで適切な補助金支給を行う必要がある。

市は各園に対して延長保育事業に要した人件費の集計を適切に行わせるための体制を早急に構築するとともに、市においても十分な実績報告書内容の検証をする必要がある。

(指摘事項 24) 実績報告書及び関連書類の見直しについて

現在の実績報告書に加えて事業に要した人件費を適切に報告させる書式等の受領は行っていない。報告させる項目の見直しを行い検証可能な実績報告書及び関連書類を提出させるようにする必要がある。

(2) 交付申請書の提出日付

延長保育事業費補助金に係るすべての交付申請書の日付が平成 27 年 4 月 1 日付けとなっており、市における受領印も 4 月 1 日付けになっている。一方で交付申請書に記載されている平均対象予定児童数に関して、事業終了後に提出される実績報告書の数値と比較したところ、すべての交付申請書において 11 月までの予定児童数が実績報告書の実績児童数と同数になっていた。この理由を所管課に確認したところ、以下の回答であった。

補助金の申請は、例年 11 月から 12 月が提出時期となっています。したがって提出時期までに到来した月はすでに利用人数が確定していることから、到来月分について実施計画書と実績報告書の利用人数が一致することになります。

当該事業は国庫補助事業であり、例年 7 月から 9 月に国より当該年度の要綱が示され、これを受けて市の要綱を改正した後に、施設からの補助金申請が始まるため申請書の提出時期が 11 月から 12 月となる。しかし、補助対象事業が 4 月から始まっているため申請書の日付及び受領印日付を 4 月 1 日で行っていたとのことである。

(指摘事項 25) 交付申請書の提出日付について

国の補助金に関する事業であり、交付申請書の提出時期が 11 月から 12 月になるのはやむを得ないと考えられる。しかし、受領印の意義を考えると、実際に受領した日以外の日付で押印することは問題があり、実際の日付に合わせた事務処理を行う必要がある。

4. 私立こども園・保育所等一時保育事業費補助金

事務事業名	私立こども園・保育所等一時保育事業費補助金
事業目的	保護者の疾病や育児疲れのとき等に利用できる、私立保育所等における一時保育の実施を促進することにより、安心して子育てのできる環境を整備する。
事業内容	一時保育を実施する私立こども園・保育所等に対し、事業実施に係る経費を補助する。
事業予算	121,952 千円
決算額	95,810 千円

<静岡市民間保育所等一時預かり事業補助金交付要綱（抜粋）>

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）及び経費（以下、「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

<別表（第3条関係）>

補助事業	補助金の交付の対象となる施設	補助対象経費	補助金の額	
1 一般型	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園 ・保育所 ・小規模保育事業 	一時預かり（一般型）に要する人件費及び事業費	補助金の額は、補助対象経費の額から徴収金、寄付金その他の収入の額を控除して得た額と下表の左欄に掲げる年間延べ利用児童数に応じ同表の右欄に定める基準額とを比較していずれか少ない額とする。	
			年間延べ利用児童数	基準額 (1保育所当たり年額)
			300人未満	1,473,000円
			300人以上900人未満	1,580,000円
			900人以上1,500人未満	2,840,000円
			1,500人以上2,100人未満	4,100,000円
			2,100人以上2,700人未満	5,360,000円
			2,700人以上3,300人未満	6,620,000円
			3,300人以上3,900人未満	7,880,000円
3,900人以上	9,140,000円			

(1) 実績報告書の内容の適切な検証について

平成 27 年度において 57 園の民間保育所一時預かり実施事業者が補助金の交付を受けている。以下で年間延べ利用児童数が同水準となっている事業者の実績報告書を比較する。

<実績報告書の比較>

	A 保育園	B 保育園	C こども園
年間延べ利用児童数	106 人	100 人	106 人
うち非型	24 人	87 人	25 人
緊急	69 人	13 人	12 人
私的	13 人	一人	69 人
補助申請額	1,473,000 円	1,473,000 円	1,473,000 円
確定額	290,441 円	793,450 円	1,473,000 円
実績報告書内訳			
収入			
補助金	290,441 円	793,450 円	1,473,000 円
利用料	200,000 円	155,000 円	203,200 円
合計	490,441 円	948,450 円	1,676,200 円
支出			
人件費	421,841 円	598,187 円	1,676,200 円
給食費	37,100 円	30,500 円	－円
保育材料費	30,000 円	319,763 円	－円
器具什器費	1,500 円	－円	－円
合計	490,441 円	948,450 円	1,676,200 円

以上の 3 園は年間延べ利用児童数が 300 人未満であるため補助基準額は 1,473,000 円となる。このうち、A 保育園と B 保育園では補助対象経費の額から徴収金を控除した金額が補助基準額を下回っているため、補助対象基準額以下の金額で補助金の交付が行われている。

また、A, B, C の 3 園の支出内容を比較すると年間の利用実績はほぼ同じであるにもかかわらず、実績報告書上の人件費に大きな差が生じていることがわかる。この理由を所管課に確認したところ、以下の回答であった。

人件費については、事業実施にあたり必要となる職員配置について、国実施要綱及び交付要綱等国基準に配置職員の常勤・非常勤等の規定がないため、施設により差が生じることとなります。

さらに、実績報告書等の人件費計上額の妥当性の検証方法を所管課に確認したところ、以下の回答であった。

従事職員が補助事業の配置職員であるか、申請書及び毎月の雇用状況報告書で確認し、実績報告書でその給与明細を確認することでその妥当性を検証しています。

①人件費計上額の妥当性

A 保育園における人件費の資料は以下のとおりである。

実施計画書													
一時預かり事業の担当保育士 4人（保育士 A, B, C, D）													
実績報告書													
一時預かり事業の担当保育士 5人（保育士 A, E, F）													
＜一時預かり利用状況＞													
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
人数	6	14	20	19	8	5	7	6	11	8	1	1	106
実績報告書添付資料（賃金台帳写し）													
A に対する給与支給額 合計 43,208 円（4 月、6 月～9 月）													
E に対する給与支給額 合計 163,084 円（4 月～8 月）													
F に対する給与支給額 合計 215,549 円（10 月、12 月～3 月）													
上記 3 人に対する支給額合計 421,841 円													

これらの情報から以下の点について事実と報告書で不整合が生じていることが判明した。

i 実施計画書で報告している保育士は A、B、C、D の 4 人であるが、その 4 人中実績報告書に記載のある保育士は A のみである。実施計画書が実際に提出されたのは平成 27 年 11 月であり、その時点で E、F に対する給与が一時預かり事業から支払われているにもかかわらず、実施計画書には E、F の氏名は記載されていない。

ii 実績報告書で担当保育士が 5 人となっているのに対し、具体的な氏名が記載されているのは A、E、F の 3 人のみである。

iii 人件費は具体的な氏名の記載のある 3 人分が集計されているが、3 人分について 11 月は人件費の支給がなされていない。しかし、一時預かりの利用状況で報告されているとおり、11 月は 6 人の一時預かり利用がある。

以上のとおり、事実と実績報告書で不整合が生じており、市の検証が不十分であったと考えられる。

②保育材料費支給の妥当性

また、B 保育園の実績報告書では以下の報告がなされている。

<保育材料費明細（※1）>

内容	金額	請求日または領収日
一時保育用ベッド	61,900 円	H27/11/1
スーパーターボ三輪車 4 台	89,000 円	H27/7/31
大型三輪車	61,000 円	H27/7/31
日除けテント	96,000 円	H27/7/31
ハイクッションマット	16,400 円	H27/8/18
合計	324,300 円	

（※1）実績報告書の添付領収証から監査人が集計

B 保育園の実績報告書において保育材料費は 319,763 円で計上されているが、領収証等の合計は 324,300 円であった。この点について所管課に確認したところ以下の回答であった。

報告書の額と領収書の合計額の一致についての確認が漏れたため、本来、領収書の合計額で支払うところ、報告書記載の額で支払ったものです。

以上のとおり、市の検証が不十分であったため、事実と実績報告書で不整合が生じ領収書と異なる金額で支給することとなったと考えられる。

（指摘事項 26）実績報告書の十分な検証の実施について

一時預かり等事業費補助金についても、補助対象経費と補助基準額の比較により補助金額が決定されるため、補助対象経費の正確性については十分な確認を行ったうえで適切な補助金支給を行う必要がある。

市は各園に対して一時保育等事業に要した人件費及び保育材料費等の集計を適切に行わせるための体制を早急に構築するとともに、市においても十分に実績報告書内容の検証をする必要がある。

（2）交付申請書の提出日付

延長保育事業費補助金と同様に一時預かり等事業費補助金についても、すべての交付申請書の日付が平成 27 年 4 月 1 日付けとなっており、市における受領印も 4 月 1 日付けになっていた。

(指摘事項 27) 交付申請書の提出日付について

国の補助金に関する事業であり、交付申請書の提出時期が 11 月から 12 月になるのはやむを得ないと考えられる。受領印押印の意義を考えると、実際受領した日以外の日付で受領印を押印するのは不適切であり、実際の日付に合わせた事務処理を行う必要がある。

5. 私立こども園・保育所等運営費補助金

事務事業名	私立こども園・保育所等運営費補助金
事業目的	私立こども園・保育所等における保育・教育環境の向上や職員の処遇改善等を図ることにより、各施設の円滑な運営と振興を図る。
事業内容	私立こども園・保育所等が実施する保育環境改善や職員処遇改善・資質向上、多様な保育支援のための事業に係る経費の一部を補助する。
事業予算	1,370,749 千円
決算額	1,341,095 千円

<静岡市民間保育所等補助金交付要綱（抜粋）>

第 1 条 静岡市は、市内の民間保育所等の運営を総合的に支援することにより、保育環境の向上及び保育士等の処遇改善並びに民間保育所等の円滑な運営及び振興を図るため、保育環境の向上に資する事業等を実施する民間保育所等に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（平成 18 年静岡市条例第 5 号）、静岡市補助金等交付規則（平成 15 年静岡市規則第 44 号。以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（中略）

第 5 条 補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

第 7 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ民間保育所等補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 3 号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

別表（第 3 条関係抜粋）

補助事業	補助対象施設	補助対象経費	補助金額
3 多様な保育支援事業 (1) 一時保育を支援する事業	保育所 認定こども園	一時預かり事業に要する経費	静岡市民間保育所一時預かり事業補助金交付要綱による一時預かり事業を実施している民間保育所等 1 施設当たり 年間延べ利用児童数 300 人以

補助事業	補助対象施設	補助対象経費	補助金額
			上 600 人未満 年額 360,000 円 600 人以上 900 人未満 年額 600,000 円 900 人以上 1,200 人未満 年額 840,000 円 1,200 人以上 1,500 人未満 年額 1,080,000 円 1,500 人以上 1,800 人未満 年額 1,320,000 円 1,800 人以上 2,100 人未満 年額 1,560,000 円 2,100 人以上 年額 1,720,000 円
(2) 山間地通園バスの運行の支援を図る事業	賤機こども園	旧へき地保育所の所在した地域に居住する児童を通園させる目的で市の補助により購入したバスを利用して民間保育所等に通園するために必要な経費	次に掲げる経費の区分に従い算定した額の合計 ア バス運転手賃金 日額 4,000 円×運行日数 イ 送迎保育士時間外手当 保育士平均時間外単価×4 時間×運行日数 ウ 燃料費 148 円×70 リットル×給油回数 エ 車両管理費 点検、修繕、車検等に必要とする実費の額 オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要であると認める実費の額
4 認定こども園移行支援事業 認定こども園への移行を支援する事業	認定こども園に移行した又は認定こども園に移行する幼稚園、保育所	認定こども園への移行準備及び事務、保育料徴収事務等を行う非常勤職員等並びに移行に係る各種備品等を整備するために必要な経費	1 施設当たり ア 次年度に認定こども園移行を予定する施設 年額 2,500,000 円 イ 認定こども園 年額 1,500,000 円

(1) 要綱上の補助金支給額の適切な明示

「私立こども園・保育所等運営費補助金」について、市の民間保育所等補助金交付要綱の別表（第3条関係）に補助事業、補助対象施設、補助対象経費、補助金額の内容が定められているが、補助対象経費に対してどのような方法で補助金交付額を決定するかについては特に記載されていない。この点について所管課に確認したところ、以下の回答であった。

現在は、要綱上に記載はありませんが、要綱別表記載の補助金額を補助金額の上限として支払をしております。

一方、前述の「私立こども園・保育所等延長保育事業費補助金」や「私立こども園・保育所等一時保育事業費補助金」については、補助金交付額の決定方法として、補助対象経費（※）と一定の基準金額を比較して、いずれか少ない金額とする旨が記載されており、当該基準金額が上限であることが交付要綱上に明示されている。

（※）収入がある場合、補助対象経費から一定の収入額を控除した金額

いずれの補助金についても、補助対象事業に係る経費を補助するものとしている点では共通しているが、現状の私立こども園・保育所等運営費補助金では、補助対象経費と基準金額を比較するなど、補助金交付額の決定方法が要綱上に記載されておらず、補助金交付対象者の側から見て当該補助金の上限が明確にされていない状況である。

(指摘事項 28) 要綱上の補助金支給額の適切な明示について

私立こども園・保育所等運営費補助金は保育環境改善や職員処遇改善・資質向上、多様な保育支援のための事業に係る経費の一部を補助するものであるため、補助対象経費に基づく補助金交付額の決定方法及びその上限を明確にすることが求められるが、市の民間保育所等補助金交付要綱ではこれが明示されていない。

したがって、現在の要綱記載を整理のうえ補助金交付額の決定方法を明示する必要がある。

(2) 補助金申請書、実績報告書等の提出日付

当該補助金の交付申請書を確認したところ、すべての申請書の日付が平成27年4月1日で作成され、市における受領印も同日付で押印されている。申請書において、保育環境向上事業の障害児保育に係る職員の支援を行う事業における児童の障害の状況を証明する医師の診断書が添付されているが、診

断日付が4月1日以降のものが散見された。この点について市の所管課に確認したところ、以下の回答であった。

前年度からの継続申請児童の診断書は、前年10月以降で年度内に医師から発行された診断書等で対応していますが、新規申請児童については取得まで時間がかかることから4月1日以降の発行日となる場合があります。施設からの当初申請は例年5月から6月に始まりますが、平成27年度までの補助金申請書（実施計画書等）は当該年度の4月1日付けで受付をしているため、診断書の取得時期との差が生じています。

申請書の提出は、実際には5月から6月にされているのにもかかわらず、提出日付4月1日、受領印4月1日で処理をしている受付は、事実に基づく事務処理をしているとはいえない。

また、事業実施後に提出する実績報告書はすべて平成28年3月31日付で作成され、受領印も同日付で処理されているが、実際は4月に入ってから提出とのことである。

静岡市補助金等交付規則（以下、「補助金規則」という。）第12条に以下のとおり実績報告について規定がある。

< 静岡市補助金等交付規則（抜粋） >

（1） 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1. 補助事業等の成果を記載した実績報告書
2. 決算書
3. 前2号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

市では、当該規則に加えて「地方財務実務提要」において、平成27年度の補助金を当該年度の歳出として確定するためには、「履行の確認(検査)」について、3月31日までに行う必要があるとされることから、3月31日に実績報告書を提出、受領したこととして事務処理することとしている。

しかし、当該補助事業には、年度の末日まで実績が確定しない事業も含まれており、3月31日に実績報告書を提出することは現実的ではない。

この点、総務省の「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」（平成27年12月）において、「相手方の行為の履行があった日の属する年度を歳出の会計年度所属区分とする現行制度の基本的な考え方は維持しつつ、当該行為の完了が、支出負担行為を行った日の属する会計年度の末日までであり、

かつ、当該会計年度の次年度に当該行為の完了の確認等が行われ、一定期間内に当該行為の履行があったと認めたものについては、当該行為の完了があった日の属する年度に区分することとすべきである」などの提言がなされている点からも、実績報告書等を形式的な期限に併せて処理する会計制度の硬直化については一定の問題意識が示されているところである。

したがって、「履行の確認(検査)」とは、あくまで当該補助事業の完了の確認であって、実績報告書の受領をいうものではない。そのため、今後、実績報告書以外の方法により事業の完了の事実を確認することとするのであれば、実績報告書の提出が4月であっても速やかに提出されていると考えることは十分可能である。

あわせて、このような事務処理であれば、実際に提出遅延となった補助事業者の書類を明確にすることができ、事務処理の透明性を図ることができる。

(監査意見9) 補助金申請書、実績報告書等の提出日付について

交付申請書、実績報告書など各種文書の提出期限を現実的に実施可能な日付で設定するとともに、実際に受領した日付で受領印を押印するなど、事実に基づく提出文書管理を行うことが望ましい。

(3) 補助対象施設以外の保育所への補助金交付

当該事業は、要綱別表(第3条関係)において補助対象施設を「静岡市民間保育所一時預かり事業(以下、「一時預かり事業」という。)を実施している民間保育所等」とし、市は国庫補助事業である一時預かり事業に対し、独自に補助金を支給している。

しかし、Y保育園については、国庫補助事業から一時預かり事業による補助金の支給が行われていないにもかかわらず、当該事業における一時保育を支援する事業において36万円の補助金支給を行っている。この点について、市の所管課に確認したところ以下の回答であった。

<p>Y保育園については、国庫補助を受けずに一時保育を実施しており(「一時保育預かり事業」未実施)、一時保育を支援する事業の要件を満たしていないため、本来36万円は支払うべきものではありませんでした。こちらについては、今後、返納の手続きを進める予定です。</p>

また、対象でない保育園に対する補助金支給を行った原因について、市の所管課に確認したところ以下の回答であった。

当該事業は平成 27 年度に要綱改正を行っています。平成 26 年度までは①国庫補助事業（一時預かり）を実施している施設、②国庫補助事業を実施していない施設について、それぞれ補助を行っていましたが、国庫補助の改正に伴い、当該事業を見直し、平成 27 年度からは国庫補助を実施している施設のみを対象としました。Y 保育園については、国庫補助事業が未実施でありましたが、平成 26 年度まで補助対象として補助金を交付していたため、前例踏襲のまま支給を行ってしまいました。

(指摘事項 29) 補助対象施設以外の保育所への補助金交付について

補助対象施設以外の保育所への補助金交付は不適切な処理である。今後は、要綱改正を行った部分について、その改正を反映させるような体制の構築をする必要がある。

(4) 変更承認申請書未作成

K 幼稚園の民間保育所等補助金（認定こども園移行支援事業）の申請書及び実績報告書は以下のとおりであった。

	交付申請書	実績報告書
用途	通園バス	遊具（ボルダリングウォール）
金額	2,500,000 円	2,500,000 円

交付申請書において、平成 28 年 3 月に通園バスを購入する事業計画としており、この申請を受けて市は交付決定通知している。

一方で事業報告書では通園バスではなく、遊具（ボルダリングウォール）を購入したとの報告がなされている。要綱第 7 条にて事業の変更を行う場合は変更承認申請書を提出しなければならないと規定されているが、以上の補助金事務手続において変更承認申請書は提出されていない。この点について、所管課に確認したところ、以下の回答であった。

認定こども園への移行は、当該施設に係る体制、運用等が大きく変わるものです。そのため、移行前年度や移行直後に係る必要経費の見込みが立てにくく、当初申請以降、その内容に変更が生じることが見込まれます。内容変更の都度、変更申請を求めると業務に支障がでると考えられることから、補助金額の変更が生じる場合を除き、補助金額内の支出内容の変更については、軽微な変更として変更申請は求めておりません。ただし、この場合においても、口頭により施設から事前確認があり、対象経費として認められるか、その変更内容について、市が確認、了承した上で実施されています。

他園の交付申請書では、事務机、椅子、看板改修、封筒、名刺印刷など比較的少額な支出を事業費に計上している実施計画書がある。そのような実態及び事務手続きの煩雑さを踏まえると、軽微な変更については変更承認申請書にかえて口頭による了承とする取り扱いは、ある程度やむを得ないものと考えられる。

しかし、当該案件のように比較的多額の補助事業そのものを変更している場合であっても、変更承認申請書の対象外とする扱いは、変更内容を十分に吟味した形跡が残せておらず、適切なものとは考え難い。

(指摘事項 30) 変更承認申請書未作成について

静岡市民間保育所等補助金交付要綱第 7 条では、補助事業の変更等については、変更承認申請書を提出すること規定しているため、補助事業に変更がある場合は原則として変更承認申請書を提出させる必要がある。

一方、口頭による了承とする取り扱いの実務上の例外に過ぎず、このような例外はより限定的に適用されるべきである。したがって、補助金額変更の有無にかかわらず、変更承認申請の提出を免除する場合の変更内容及び金額的基準を明確にする必要がある。

(5) 補助対象経費の明確化

認定こども園移行支援事業の補助対象経費は別表上「認定こども園への移行準備及び事務、保育料徴収事務等を行う非常勤職員等並びに移行に係る各種備品等を整備するために必要な経費」と定められている。

平成27年度に報告されている当該事業の補助対象経費に以下のものが含まれていた。

施設名	事業費等	金額	購入等年月日
U こども園	キャノン複合機	842,400 円	H27/10/15
K 幼稚園	遊具 (ボルダリングウォール)	2,500,000 円	H27/11/27
S 幼稚園	購入地住宅解体費	1,863,000 円	H27/4/23

この点について所管課に確認したところ、以下の回答であった。

経費については、移行に伴い新たに必要となった備品、遊具、生じた解体費用として考えております。

現在、認定こども園移行に要する経費を明確に例示されたものはなく、対象園はそれぞれの判断で以上のような経費を補助対象経費として申請している。また、それぞれの園は他園において補助経費として承認されたものを把握することはできず、当該補助を申請していない園が大半を占めている。

加えて、複合機や遊具等は、すべての園において必要なものである一方で、こども園移行に起因して必要となる経費かどうかは不明確である。

補助事業の内容が対象園に明確に示されない現状では、恣意的な申請をした園が優遇されている可能性があり、各園に補助を受ける機会を公平に提供しているとは考え難い。

(指摘事項 31) 補助対象経費の明確化について

補助対象経費の具体例が不明確である現状は、園ごと補助申請に恣意性が介入する余地があり、公平性が保たれているとはいえない。そのため、補助対象経費を具体的に例示することを検討する必要がある。

(6) 山間地通園バス運行の支援を図る事業の見直しの必要

山間地通園バスの運行の支援を図る事業は中山間地に位置する玉川地区の市立保育所の廃止に伴い、廃止園の所在した地域に居住する児童が、市補助により購入したバスを利用して民間保育所に通園するために必要な経費について補助を行っているものである。市立保育所が廃止された後の平成14年度からの制度であり、玉川地区から賤機こども園に通園する児童が対象となっている。

平成27年度以前10年間の利用児童数及び市の補助金額は以下のとおりである。

<利用児童及び補助金額>

年度	利用人数	補助金額	1人あたり補助金額
平成18年度	18人	2,449,953円	136,108円
平成19年度	17人	2,354,133円	138,478円
平成20年度	16人	2,365,843円	147,865円
平成21年度	18人	2,741,684円	152,315円
平成22年度	18人	2,578,601円	143,255円
平成23年度	13人	1,901,820円	146,293円
平成24年度	14人	2,139,810円	152,843円
平成25年度	11人	1,903,458円	173,041円
平成26年度	11人	2,028,899円	184,445円
平成27年度	6人	2,163,701円	360,616円

(出典：市提供資料より監査人が集計)

当該バスの利用人数は、平成18年度に18人、平成27年度6人と大幅に減少している。一方、児童1人あたりの補助金額は、平成18年度の136,108円から、平成27年度は360,616円と約2.6倍になっている。児童1人あたりの補助金額がこの水準まで上昇してしまった現状ではバスの運行支援以外に、より効率的な補助の仕方があるのではないだろうか。

(監査意見10) 山間地通園バス運行の支援を図る事業の見直しについて

当該制度の導入から15年が経過しようとしており、利用人数や補助コストの面で大幅に状況が変わってきている。今後の利用動向に留意のうえ、バス運行支援以外の補助も含め、より効果的かつ効率的な補助のあり方を再検討することが望ましい。

(7) 認定こども園移行支援事業の支給額

認定こども園移行支援事業は一定期間の時限措置となっている。一定期間の終期については、市における認定こども園の整備状況を見ながら決定することであり、現時点において終期は決まっていない。この一定期間の間は次年度に認定こども園移行を予定する施設は年額 2,500,000 円、認定こども園に移行した施設は年額 1,500,000 円の交付を受けることができることになっている。補助対象経費は「認定こども園への移行準備及び事務、保育料徴収事務等を行う非常勤職員等並びに移行に係る各種備品等を整備するために必要な経費」とあるが、この中でこども園移行後に発生すると想定される主な経費として、自園徴収となる保育料徴収事務負担が多くなることによる人件費負担が挙げられるとのことであった。

(監査意見 11) 認定こども園移行支援事業の支給額について

現在は年間 1,500,000 円という金額設定を行っているが、この金額はこども園移行前に設定された金額であり、実際にこども園に移行した後にどの程度の事務負担が生じるかどうかは今後実績値として明らかになってくる。今後は、実際の事務負担の増加に伴う各園の負担増加の適正額について適切に検証して補助金水準の妥当性を検証することが望ましい。

6. 私立こども園・保育所等小規模施設整備費等補助金

事務事業名	私立こども園・保育所等小規模施設整備費等補助金
事業目的	私立こども園・保育所等における最適な保育環境の確保を図る
事業内容	安全確保や保育・教育環境向上を目的とする私立こども園・保育所等の行う施設改修に係る経費の一部を補助する
事業予算	15,973 千円
決算額	15,899 千円

(1) 支出命令書の添付書類

平成 27 年度において 11 の施設に対し、15,899 千円の補助金が交付されている。

支出命令に係る書類を閲覧したところ、施設ごとに支出命令書の添付書類として検収済み報告書、交付確定通知書、民間保育所施設等整備事業完了報告書などがファイリングされており、これら書類と共に補助金交付要綱が両面印刷で 17 枚、計 187 枚がファイルされていた。

(指摘事項 32) 支出命令書の添付書類について

支出命令決裁の都度、補助金交付要綱を印刷し添付されているが、当該要綱が市のホームページにも掲載されている点を考えると、用紙の浪費をしていることとなる。当該要綱の添付の必要性については検討が必要である。

7. 幼稚園教諭免許・保育士併有促進事業費

事務事業名	幼稚園教諭免許・保育士併有促進事業費
事業目的	認定こども園に必要な人材である保育教諭の確保を図る。
事業内容	幼稚園教諭・保育士資格のどちらかを有している場合、もう片方の免許・資格を取得するための経費の一部を助成する。
事業予算	9,500 千円
決算額	1,750 千円

< 静岡市保育教諭確保等のための保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金交付要綱（抜粋） >

第1条 静岡市は、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得及び保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得を支援することにより幼保連携型認定こども園に必要な保育教諭の確保を図り、並びに幼稚園教諭免許状を有する者による保育士資格取得特例の活用を促進することにより保育士の増加を図るため、保育士資格及び幼稚園教諭免許状の取得について支援を行う施設等に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（平成18年静岡市条例第5号）、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

事業予算 9,500 千円に対し、決算額は 1,750 千円と予算に対する執行率は 18.4%と低調になっている。この理由を所管課に確認したところ、以下の回答であった。

平成27年度は事業初年度であり、予算要求時に補助対象人数を95人、補助対象経費を補助上限額から20万円と多く見込みましたが、実績は対象者が48人、補助対象経費も10万円前後であり見込みより少なかったため、執行率が低くなったものです。

また、市が公表している事業評価の中で平成27年度における当該事業の事業評価の内容は以下のとおりである。

指標名	目標値 (年度)	実績値	総合 評価	評価理由
交付決定	100%	100% (20園)	A	補助金の適切な交付により、保育教諭の確保が図られた。

事業評価においては、対象とした 20 園全件で行われたことをもって実績値 100%とし、総合評価も A 評価としている。

一方、執行率が低くなっていることの回答から、予算要求時に 95 人を見込んだ補助対象人数の実績が 48 人であり、見込みに対して約 50%の利用人数であったことが分かるが、予算要求時に見込んだ補助対象人数を達成していないことは事業評価において反映されていない。

また、事業評価の今後の課題は「特になし」とされているが、待機児童の解消を実現するためには幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ人材の絶対数の増加を実現させることが重要な課題であると考えられる。

以上を踏まえると、交付園を成果指標とすることが最も適切であったとは考え難い。

(指摘事項 33) 適切な事業評価の実施について

幼稚園教諭免許・保育士併有促進事業費は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ人材の絶対数の増加を実現するための事業であるため、補助対象人数が見込に達しない状況にもかかわらず、補助金交付園の目標達成のみをもって総合評価を「A」とすることは適切ではない。

市民の満足度の高い成果重視の行政運営を推進するという事業評価の目的を果すため、補助金交付園ではなく補助対象人数を成果指標とする必要がある。

8. 利用者負担額助成事業補助金

事務事業名	利用者負担額助成事業補助金
事業目的	私立幼稚園から認定こども園に移行した園において、移行に伴う保護者の負担増が生じた場合、保護者の経済的負担の軽減を図る。
事業内容	私立幼稚園から認定こども園に移行した園において、利用者負担額が従前の額を上回る場合に、卒園までの経過措置として従前の額とすることに伴う減収分を補助する。
事業予算	25,549 千円
決算額	25,521 千円

< 静岡市利用者負担額減額事業補助金交付要綱（抜粋） >

第 7 条 静岡市は、幼保連携型認定こども園の設置を促進し、もって子どもを安心して育てることができる環境の整備に資するため、利用者負担額減額事業を実施する幼保連携型認定こども園の設置者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成 15 年静岡市規則第 44 号。以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

当該補助金は直接的には幼保連携型認定こども園の設置者に交付するものであるが、当該こども園の在園児の利用者負担額がこども園移行以前の負担額（※）と同額にするため、その差額分をこども園に対して交付している。こども園移行以前の負担額を算定する際に、就園奨励費補助金相当額を算出する必要があるため園児の保護者から以下の同意書を入手している。

（※）当該こども園が幼稚園だったときに設定していた保育料－就園奨励費補助金

平成〇年〇月〇日

同意書

(宛先) 静岡市長

静岡市において静岡市利用者負担額減額事業補助金交付要綱（平成 27 年度の補助金から適用。）（以下、「要綱」という。）に基づく補助金の交付を行うに当たり、要綱第 2 条第 8 号に規定する就園奨励費補助金相当額を算定するため、静岡市が保有する私の住民基本台帳、市民税情報に関する資料を閲覧し、及び使用すること並びにその情報に基づき算定した就園奨励費補助金相当額について、在園する施設へ通知することに同意します。

同意者氏名	父		祖父（同居）	
	母		祖母（同居）	

父又は母が不存在のため、署名できない場合は理由を選びその日付を記入してください。

《死別・離婚・未婚・行方不明・別居・調停中・その他[]、年 月 日》

(注)

- 1 同意者氏名は、父母、同居の祖父母それぞれご本人が署名してください。
- 2 本同意書による閲覧する住民基本台帳、市民税情報に関する情報は、就園奨励費相当額の算定にのみ使用します。

就園奨励費補助金相当額の算定は世帯所得がベースとなるため世帯内の所得を把握するために父、母及び同居祖父母の本人署名が必要となる。

実際に記入された同意書を確認したところ、父、母欄に同一人物による署名であると思われる同意書が何件か見受けられた。この点について所管課に確認したところ以下の回答であった。

平成 27 年度については、署名の妥当性まで確認できず、本人が署名したものと判断して処理を行いました。平成 28 年度からは、施設及び保護者に対する説明資料等による周知や施設に対し保護者への呼びかけの協力を依頼するなどして、本人による署名の徹底について対応していく予定です。

(指摘事項 34) 同意書における適切な署名の入手について

同意書入手の際に署名欄の筆跡を確認し、疑わしいものがあれば提出者に確認することが必要である。また、確認により自筆でないことが判明した場合、再提出をさせて確実に本人の署名を入手する体制を構築する必要がある。

9. 私学振興補助金

事務事業名	私学振興補助金
事業目的	私立学校の教育振興や保護者の経済的負担の軽減を図る
事業内容	学校法人が設置する私立学校に対し、教材等の購入経費の一部を補助する。
事業予算	179,091 千円
決算額	177,625 千円

< 静岡市私立学校振興補助金交付要綱（抜粋） >

（趣旨）

静岡市は、市内の私立学校の教育振興並びに市内の私立学校に在籍する市内在住の児童、生徒及び園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条の規定により設立された学校法人（以下、「学校法人」という。）に対し、私立学校の運営に要する経費について予算の範囲内において私立学校振興補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては静岡市補助金等交付規則（平成 15 年静岡市規則第 44 号。）によるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（定義）

この要綱において「私立学校」とは、学校法人によって設置された市内の小学校、中学校、高等学校及び幼稚園をいう。

2 この要綱において「在籍児童等の人数」とは、学校基本調査規則（昭和 27 年文部省令第 4 号）第 1 条に定める学校基本調査による毎年 5 月 1 日現在の私立学校に在籍する児童、生徒又は園児の数のうち市内に在住する者の数をいう。

（補助対象経費）

補助対象経費は、私立学校が実施する教材等整備事業に要する経費のうち次に掲げるものとする。

教育研究用機器備品、その他機器備品及び図書の購入費

教材及び消耗品の購入費

通信費、光熱水費、印刷製本費、修繕費、車輛燃料費及び損害保険料

前 3 号に掲げるもののほか、市長が当該私立学校の運営に必要と認める経費

（補助金額）

補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以内の額を上限として市長が定める額とする。

幼稚園 別表幼稚園の項 1 校又は 1 園当たり基準額の欄に掲げる額と同項 1 人当たり基準額の欄に掲げる額に在籍児童等の人数を乗じて得た額と同項 1 クラス当たり基準額の

欄に掲げる額に認可学級数を乗じて得た額とする。
 小学校又は中学校 別表小学校又は中学校の項 1 校又は 1 園当たり基準額の欄に掲げる額と同項 1 人当たり基準額の欄に掲げる額に在籍児童等の人数を乗じて得た額を加えて得た額とする。
 高等学校 別表高等学校の項 1 校又は 1 園当たり基準額の欄に掲げる額と同項 1 人当たり基準額の欄に掲げる額に在籍児童等の人数を乗じて得た額を加えて得た額とする。

<別表（第 5 条関係）>

区分	1 校又は 1 園当たり 基準額	1 人当たり基準額	1 クラス当たり 基準額
幼稚園	1,150,000 円	7,438 円	68,000 円
小学校又は中学校	200,000 円	2,888 円	/
高等学校	200,000 円	6,184 円	

(1) 前金払いの実施

補助金の交付対象となるすべての私立学校において前金払いが行われている。前金払いの申請書は市からの「私立学校振興補助金に係る資料の提出について（依頼）」において様式が定められており、各私立学校は以下の様式に住所、法人名、代表者名を記入して提出している。

平成 年 月 日	
(あて先) 静岡市長	
住所	
法人名	
代表者	印
補助金の前払いについて	
平成 27 年度静岡市私立学校振興補助金について、私学振興を図るため、下記の理由により前金払いをしてくださるようお願いいたします。	
記	
次の運営費にあて、事業内容などの充実を図るためには、資金不足を生じるため	
<ol style="list-style-type: none"> 1 教育研究用機器備品、その他機器備品及び図書の購入費 2 教材及び消耗品の購入費 3 通信費、光熱水費、印刷製本費、修繕費、車輛燃料費及び損害保険料 	

静岡市補助金等交付規則では、補助金の支払に関する以下の規定がある。

< 静岡市補助金等交付規則（抜粋） >

第 15 条 補助金等の支払は、第 13 条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払いし、又は前金払いすることができる。

以上のように、補助金の支払は原則として確定払いであるが、例外処理として、「特に必要があると認めるとき」には前金払いをすることができることとされている。

市の私学振興補助金については、対象となるすべての私立学校において前金払いが行われており、その申請理由は前金払いをうけないと資金不足が生じると記載されている。しかし、市において資金不足の生じる可能性に関する検討は行われておらず、また、監査人が前金払いを申請した私立学校の決算書を抽出して確認したところ、資金不足に陥る可能性のある学校は見当たらなかった。

(監査意見 12) 補助金の前金払いの妥当性の検討について

前金払いはあくまで例外的な支払方法であり、その必要性および支払時期を十分に検討する必要がある。市は、前金払いを申請した学校の決算書について十分に検討し、前金払いの妥当性について検討することが望ましい。

(指摘事項 35) 前金払いとする理由の記載について

私学振興補助金については、前金払いをうけないと資金不足が生じることが理由として記載しているが、実際には資金不足に陥る可能性は見受けられなかった。

前金払いは例外的な支払方法であることから、これを行う場合には適切な理由を根拠として記載する必要がある。

(2) 実績報告書の記載内容及び補助金の制度設計の見直し

要綱に定められているとおり、当該補助金は補助対象経費を特定しているものの、実際の補助金額の算定上は第 5 条及び別表で定められているとおり、運営学校数、児童数及びクラス数によって決まっている。平成 27 年度においては補助対象経費が別表で定められた金額を下回る学校法人はなかった。

事業実施明細書を確認したところ、ある私立学校では光熱水道費に関し電気代を集計しているが、集計月は 5 月から 2 月までとなっており、3 月及び 4

月分の電気代は集計されていない。当該私立学校は交付補助金 3,607,682 円に対し、補助対象経費は 3,609,239 円となっている。

他の学校でも通信費として電話代を 8 か月分だけ集計し、交付補助金額を若干超える補助対象経費となっている学校が多数見受けられる。

要綱上、補助対象経費として示されている各種の支出の各私立学校決算額の合計は、補助金額を十分に超える金額となっている。このような事実から実績報告書の作成は形式を整えるだけのものであり、私立学校側での実績報告書の作成時間や、市での実績報告書の検証時間などの事務負担を増大させるだけになっている可能性がある。

(監査意見 13) 実績報告書の記載内容及び補助金の制度設計の見直しについて

実績報告書の提出の要否を検討し、不要であると判断した場合、簡素な制度設計にすることが望ましい。例えば、補助対象経費という概念をなくし、運営学校数、児童数及びクラス数で補助金額を算定及び交付を実施する、実績報告書中の決算内訳書の作成を不要にするなどにより、事務作業を軽減することを検討することが望ましい。

(3) 支給対象とする学校法人の選別

現在は、市内に在住する児童及び生徒又は園児の数を基準に各学校に対する補助金の交付額が決定されており、私立学校の財務状況は補助金の交付要件に影響を与えていない。

(監査意見 14) 支給対象とする学校法人の選別について

当該補助金の趣旨は私立学校の教育振興及び保護者の経済的負担の軽減となっている。一方、実際にはすべての私立学校に対し、一律の基準で補助金を交付することとなっている。

効率性の観点から、私立学校の財務状況を反映した補助金交付の在り方を検討することが望ましい。

10. 私立幼稚園就園奨励費補助金

事務事業名	私立幼稚園就園奨励費補助金
事業目的	幼稚園教育の振興や保護者の経済的負担の軽減を図る
事業内容	入園料・保育料を減免する幼稚園に対し、補助金を交付する。
事業予算	841,673 千円
決算額	840,185 千円

(1) 補助金趣旨の適切性

文部科学省の交付要綱では事業の趣旨を以下のとおり記載し、「保護者の経済的負担の軽減」「公・私立幼稚園間の保護者負担の較差是正」「幼稚園教育の振興」の3点を趣旨としている。

一方、市の交付要綱では、第1条で「私立幼稚園の振興」が定められており、当該補助金の趣旨であることが分かる。

<文部科学省幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（抜粋）>

第2条 この補助金は、家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図るため、市町村が実施する就園奨励事業に対して国がその経費の一部を補助し、幼稚園教育の振興に資することを目的とする。

<静岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（抜粋）>

第1条 この要綱は、私立幼稚園の振興を図るため、静岡市が静岡県の認可した私立幼稚園の設置者（以下、「設置者」という。）に交付する私立幼稚園就園奨励費補助金（以下、「補助金」という。）に関し、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

以上の国の趣旨と市の趣旨を比較すると、国が保護者に対しても言及していることに対し、市は幼稚園に対してのみ言及している。

(監査意見15) 補助金趣旨の適切性について

補助金の直接の交付対象は各私立幼稚園であるが、その最終的な便益を受けているのは保護者である。市も国と同様、補助金趣旨に保護者の経済的負担の軽減に対する記載をすることが望ましい。

11. 利用者負担額算定業務

利用者負担額の算定に係る主要業務はおおむね以下のスケジュールで行われている。

項目	内容	時期
同意書の入手	入所者から市民税情報を閲覧使用するための同意書を入手	10月1日から随時
データ使用許可	市民税課に市民税データの使用許可願を提出 市民税課で起案決裁を行い使用が許可される	4月当初
データの入手	市民税課より対象者の市民税データを入手	4月当初
幼保支援課システムへの取り込み	幼保支援課の利用者負担額算定システムへデータを取り込む	4月当初
保育料通知書の発行	各世帯に対し保育料通知書を発行する	4月中旬

市民税データを利用するにあたり、市民税課に対し使用許可願を提出している。幼保支援課からの使用許可願には以下の内容が記載されている。

幼保支援課 市民税データ等の使用について（伺い）	
1 使用目的	利用者負担額の算定に使用するため
2 使用データ	市民税賦課ファイル
3 使用項目	所得税額・市民税額
4 根拠法令等	子ども・子育て支援法 第16条
5 同意書	別紙入所申込書（同意書）のとおり
6 使用者	子ども未来局幼保支援課 葵福祉事務所子育て支援課 駿河福祉事務所子育て支援課 清水福祉事務所子育て支援課

この使用許可願を受けて、市民税課で起案決裁がなされている。市民税課における当該起案文書で決裁されている内容は以下のとおりである。

市民税課 市民税データ等の使用について（回答）	
1 使用目的	施設型給付費、地域型保育給付費支給の利用者負担額の算定に使用するため
2 使用データ	市民税賦課ファイル 平成 27 年度当初分、平成 26 年度及び平成 25 年度の最新分
3 回答文	別紙案のとおり
4 依頼文	別紙のとおり
5 根拠法令	子ども・子育て支援法 第 16 条 この法律により直接に守秘義務が解除されるわけではないため、データの閲覧に関しては、同意書を提出した者に限定する。

幼保支援課では「市民税データ等の使用について（回答）」にて使用許可の連絡を受けており、記載されている使用条件は以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 「静岡県個人情報保護条例」及び「静岡県個人情報保護条例施行規則」を遵守すること。 2 使用範囲については、同意書の提出によって税情報の開示を了承した者の保育料算定に限るものとする。 3 使用範囲及び閲覧項目、データ使用及び閲覧日時等について、依頼内容を厳守すること。 4 不要になった出力帳票を処分するときは、焼却その他復元できない方法によること。 5 依頼文書については、毎年度提出すること。 |
|---|

（1）市民税データ等の使用許可手続における文書間の不整合

以上の項目 3 において「閲覧日時等について、依頼内容を厳守すること」との記載があるが、幼保支援課からの依頼文書には閲覧日時に関する記載はない。

また、依頼文書には使用データに関する年度の指定はされていないが、市民税課の起案文書には「平成 27 年度当初分、平成 26 年及び平成 25 年度の最新分」と年度の記載がされている。この点について市民税課に確認したところ、以下の回答であった。

<p>前年度（平成 26 年度）の依頼文書では、「平成 26 年度当初分、平成 25 年度及び平成 24 年度の最新分」として依頼があり、当課においてデータの使用を許可しています。平成 27 年度の手続きの際、使用データの範囲に変更の連絡がなかったため、平成 26 年度と同様であると判断しました。</p>

さらに、市民税課の起案文書には「平成 27 年度当初分、平成 26 年及び平

成 25 年度の最新分」と具体的な使用許可年度が記載されているが、幼保支援課への回答文書には使用許可年度の記載が行われていない。この点について、市民税課に確認したところ、以下の回答であった。

幼保支援課への回答文書に年度の記載はありませんが、使用データの範囲に変更等の連絡がなかったため、平成 26 年度と同様の表現で回答しました。

平成 26 年度は保育園の保育料算定、平成 27 年度は認定こども園の保育料算定と大きく制度が変わっている。このような状況で前年と同様であると判断して、文書間において不整合が生じている状況である。

(指摘事項 36) 市民税データ等の使用許可手続における文書間の不整合について

市民税データは非常に重要な情報であり、データの使用に関しては細心の注意を払う必要がある。依頼元部署と依頼先部署間において適切に手続きを行う必要がある。

(指摘事項 37) 市民税データ利用文書の日付について

市民税課に対する依頼文書、市民税課からの使用許可の回答文書は両方とも平成 27 年 4 月 1 日付けで作成されている。しかし、担当者に確認したところ、実際は 4 月 1 日に依頼から回答に至るまでの処理は行われておらず、市民税課から回答文書が提出されたのは 4 月初旬であったとのことである。文書日付を実際の処理日でない日付で行うことは不適切である。4 月 1 日付で処理しなければならない文書である場合は、事前準備を入念に行い、実際の処理を 4 月 1 日付で行い文書発行する必要がある。

12. 指導監査業務

< 静岡市社会福祉法人等指導監査実施要綱（抜粋） >

第1条 この要綱は、社会福祉事業の適正な実施の確保及び健全な発達を図るため、社会福祉法人、社会福祉施設及び施行事務について、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下、「法」という。）に基づき実施する指導監査に関し、必要な事項を定めるものとする。

第9条 指導監査を行った職員は、指導監査終了後、速やかにその結果について復命書により福祉総務課長等（子ども未来局幼保支援課長を含む）に報告するものとする。

指導監査は以上記載の「静岡市社会福祉法人等指導監査実施要綱」に基づき実施されており、市において児童福祉施設等（※）に対する指導監査を実施している。指導監査の実施にあたっては、その運営等が法定通知等に基づき適正に行われているかどうかの確認を行う「監査」の側面と、児童福祉施設等の抱えている課題や問題点等の解決について共に考え、健全で安定した運営が行われるよう誘導していく「指導」の側面とを、効果的に実行していくことを基本として実施している。

（※）認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業

平成27年度の重点監査指導事項は以下のとおりであった。

1. 子ども・子育て支援新制度に基づく適切な施設運営
2. 会計事務の適正化（新会計基準への適正な移行→社会福祉法人・個人立保育所等）
3. 防災体制の見直しと充実・強化
4. 福祉サービスの質と向上
5. 職員の確保、定着及び資質向上のための取組み
6. 最低基準の遵守
7. 重大な問題を有する児童福祉施設等の指導

平成27年度において市立こども園に対する指導監査は平成27年7月から平成27年8月にかけて実施されている。一方で、実施した指導監査に対しての復命は平成28年3月に行われている。実施要綱では、「指導監査終了後、速やかに」復命するものとされており、実施してから半年以上経過してからの復命が速やかであるとは考え難い。この点について所管課に確認したところ以下の回答であった。

通常、指導監査は、市立園を5月から6月に、私立園を6月から2月に順次実施していますが、平成27年度は、新制度に移行したことに伴い、要綱や調書の大幅な見直しなどに時間を要し、通常のスケジュールより2ヶ月遅れて監査を実施しました。これに伴い、私立園の監査期間が大幅に短くなった中で、監査の実施が最優先事項であったことから、限られた期間で、これを優先したため、市立園の復命に遅延が生じたものです。

平成27年度においては、新制度への移行及び市立園においては認定こども園等への移行を行ったことに伴い、例年と比べ短期的な日程により実施せざるを得ない状況であった。しかし、私立こども園等に対して実施した指導監査については「指導監査終了後、速やかに」復命されており、市立こども園等に対する指導監査の復命だけが遅れていることの理由にはならない。

(指摘事項 38) 復命の遅延について

指導監査実施後6か月を超えての復命は「速やかに」復命されているとはいえない。今後は要綱を遵守し「指導監査終了後、速やかに」復命を行う必要がある。

(監査意見 16) 指導監査の実施内容について

指導監査は市の社会福祉法人等指導監査実施要綱に基づいて行われており、市からの補助金交付の有無に関係なく実施されるものである。このため、前述の重点監査指導事項のように、対象施設の経営状況の確認が主要内容となり、収入等については会計処理の妥当性という観点からのみ確認されることとなる。そのため、補助金実績報告書に焦点を絞った内容の確認は行われていない。実際に園に訪問して行う指導監査は、書類による検証のみで行われている補助金実績報告書の内容を詳細に検証する機会となり得る。今後、指導監査において補助金実績報告書の検証を指導事項に含めることを検討することが望ましい。

IV. こども園課

1. 事務事業の概要

こども園課は、市立こども園等の施設管理や物品等購入、非常勤・臨時職員の任用及び人事管理及び研修に関することなど、以下の事業を実施している。監査に当たっては、特に財務事務の適正な執行の観点から各種事業の実施状況に加え、施設及び財産管理状況に着目した。

<こども園課 一般会計>

(単位：千円)

事務事業名	事業目的	事業内容	予算額	決算額
市立こども園等及び病児・病後児保育運営事業	市立こども園、待機児童園、病児・病後児保育室における教育・保育の実施及び施設の維持管理を図る。	①市立こども園等における教育・保育の実施 ②市立こども園等の管理運営	2,041,466	1,719,091
市立こども園等施設整備事業	市立こども園等において安全に教育・保育が実施できるよう施設の環境整備を図る。	①衛生管理、屋根、遊具の修繕 ②AED等の備品整備	28,914	22,947
保育教諭資格併有促進事業	市立こども園職員の資格併有を促進するため、幼稚園教諭免許又は保育士資格の資格取得費用等を助成する。	①幼稚園教諭免許の更新の支援 ②幼稚園教諭免許、保育士資格の取得の支援	19,595	6,270
市立こども園建設事業	安東こども園に0～2歳児の受入れを行うための乳児保育室を整備する。	①乳児保育室の整備	45,152	41,550
その他事業	-	-	934,981	867,338
こども園課合計			3,070,108	2,657,196

2. 市立こども園等及び病児・病後児保育運営事業

事務事業名	市立こども園等及び病児・病後児保育運営事業
事業目的	市立こども園、待機児童園、病児・病後児保育室における教育・保育の実施及び施設の維持管理を図る。
事業内容	市立こども園等における教育・保育の実施 市立こども園等の管理運営
事業予算	2,041,466 千円
決算額	1,719,091 千円

(1) 市立こども園等における備品の管理

①現物資産の備品台帳への登録

園への訪問時、園の備品が適切に市の備品台帳に登録されているかどうか確認したところ、台帳に登録されていない備品として、小黒こども園で体重計、ベッド、4人乗りベビーカーを、高部中央こども園でキーボードを発見した。これらの台帳への登録が漏れてしまった原因は不明であった。

いずれの備品も、取得時に適切に台帳登録されるべきものであった。

(指摘事項 39) 現物資産の備品台帳への登録について

監査人が視察した小黒こども園及び高部中央こども園で、備品台帳に登録すべき備品の登録漏れが複数あった。台帳への登録がなかった場合、紛失等があったとしてもその事実が発見されないおそれがあるため、今一度使用中の備品が台帳へ網羅的に登録されていることを確認する必要がある。また、このような登録漏れを防止する観点からも、定期的な現物確認の際には、登録すべき備品の漏れがないかについて留意すべきである。

②備品シールの貼付漏れ

園への訪問時、備品台帳に登録されている備品に適切にシールを貼付して現物管理しているかについて確認したところ、駿河待機児童園で3WAY ロッキングチェア 1 点に備品シールが貼付されていないことを発見した。原因は、担当者が貼付を失念したためであった。

(指摘事項 40) 備品シールの貼付漏れについて

監査人が視察した待機児童園で備品シールが貼付されていない備品があった。備品台帳に登録されている備品は、台帳との対応関係が明確となるように備品シールを貼付するなどの方法により現物管理することが必要である。

(2) PTA 会計事務の実施者

保護者等が運営する団体として、市立こども園には、PTA と保護者会が存在している。これは、新制度以前から旧幼稚園では PTA が、旧保育所では保護者会がそれぞれ組織されて引き継がれたものである。

また、それぞれの構成員等は以下のとおりである。

<PTA 及び保護者会の取扱いの現状>

	設置団体	構成員	会計事務
旧幼稚園	PTA	保護者及び園職員	保護者又は園職員
旧保育所	保護者会	保護者	保護者

各団体の会計事務については、PTA では保護者又は園職員が実施し、保護者会では保護者が実施するなど、団体によってその取扱いに相違が生じている。

特に PTA の会計事務は実施者が園によって異なっている。現状は、その取扱い方針を個々の園で検討している状況であり、市として統一的な対応方針は示されていない。

(監査意見 17) PTA 会計事務の管理のあり方について

市立こども園の PTA 会計事務の取り扱いは、園の職員が行っている場合と、保護者が行っている場合があり、その取扱い方針を個々の園で検討している状況である。新制度における市立こども園の運営を円滑にするためには、市として、各園の状況を十分に把握し、PTA 会計事務を園職員と保護者のどちらが行うべきか再度検討し、統一した方針を示すことが望ましい。

(3) 待機児童園の有効活用

①待機児童と待機児童園

市では、「平成30年度に年間を通じた待機児童の解消を目指す」ことを目標としており、施設整備計画により定員拡充を図り、その達成をもって年度途中における待機児童についても解消することとしている。しかし、平成27年4月で141人、10月で228人と待機児童がおり、年度途中で待機児童が増加する状況となっている。

保護者の育児休業が終了するなどの理由で年度途中に発生した待機児童は、既に保育定員が埋まっているなか、保護者自身が保育を行うことが困難となっているものであり、その緊急性の度合いは高い場合が多くなる。市では、緊急性の高い年度途中の待機児童対策に特化すべく、「待機児童園」を設置している。

待機児童園が行う事業の概要は以下のとおりである。

i. 待機児童園の概要

区分	葵待機児童園 (愛称：あおば)	駿河待機児童園 (愛称：おひさま)	清水待機児童園 (愛称：まりん)
設置年月日	平成26年10月1日	平成22年10月1日	平成25年10月1日
定員	24人	72人	48人
対象年齢	0歳～2歳		
事業内容	<u>一時預かり事業 (0～2歳児)</u> 複数の園に利用を申請し待機している者のうち、市長が特に保育を行う必要があると認められるもの <u>小規模保育事業 (1・2歳児)</u> 特定地域型保育 (小規模保育) を受けようとする3号認定児童		

ii. 一時預かり事業の特徴

・両親ともにフルタイム勤務、2か所以上の認可保育所に申込んだが入所できなかったなど、入所対象者を限定している。

・本来の入所希望園に空きができた場合は、希望園に移ってもらうようにしており、入所期間を限定している。

(※) ここでいう「一時預かり」は、子育て支援センターやこども園等で行われている「一時預かり」と同じ用語であるが、内容は以上のように異なるものである。

以上のとおり、「一時預かり事業」が待機児童園における特有の機能である。これは、待機児童解消に向けた取り組みの一つであるとともに、保育所に入

所できなかった児童のなかでも特に緊急性の高い児童を一時的に預かるという役割を持っている。また、設置期間を5年から10年としており、待機児童が解消するまでの間に活用することを目的とした時限的な施設であることも大きな特徴である。これらのことから、待機児童園は、年度途中の待機児童対策という特別な目的を持った施設であるといえる。

②待機児童園の運営状況

前述のとおり、待機児童数は年度を通じて増加していくため、待機児童園で受け入れる児童数は、年度末に近づくにしたがって増えていく。以下は、平成27年度の各待機児童園の定員と、平成28年3月(※)の園児数との比較である。

※ 定員との比較のため、年度中で最も園児が多くなる3月の園児数を示す。

<各待機児童園の定員充足率>

園名	平成27年度 定員 (A)	平成28年3月 園児数 (B)	定員充足率 (B/A)
葵待機児童園【あおば】	18人	17人	94.4%
駿河待機児童園【おひさま】	54人	27人	50.0%
清水待機児童園【まりん】	36人	30人	83.3%

(注)「一時預かり事業」と「小規模保育事業」のうち、緊急性の高い児童を預かるための、「一時預かり事業」のみの定員と園児数を示している。

(出典：市提供資料より監査人が集計)

以上のとおり、駿河待機児童園の定員充足率は50.0%であり、他の2園と比較して明らかに低くなっている。その理由として次の事実が認められる。

平成28年3月時点の園児数をもとに、駿河待機児童園における市として定める保育教諭必要人数を求めると、18人となる。一方、実際の保育教諭人数は22人であるが、パートタイム勤務の職員がいることや土曜日勤務があることを考慮すると、保育教諭必要人数の18人と比較すべき人数は、実質的には18人から19人程度である。すなわち、現状の保育教諭人数では、今以上の児童受け入れをすることが難しいといえる。

(監査意見18) 待機児童園の有効活用について

駿河待機児童園の定員充足率は50.0%と、他の2園と比較して明らかに低くなっている。

待機児童園は、緊急性の高い年度途中の待機児童対策に特化している点で、市の待機児童対策において特に重要な施設であるといえる。しかし、当該施

設が定員を満たしていないという現状は、施設の設置趣旨に照らした運用が果たせていないという点で、不十分である。

保育教諭を追加で配置して園児の受け入れを増やす必要性など、市は現状をよく分析のうえ、待機児童園の有効活用について十分な検討を行うことが望ましい。

3. 市立こども園等施設整備事業

事務事業名	市立こども園等施設整備事業
事業目的	市立こども園等において安全に教育・保育が実施できるよう施設の環境整備を図る。
事業内容	衛生管理、屋根、遊具の修繕、AED等の備品整備
事業予算	28,914千円
決算額	22,947千円

(1) 市立こども園の耐震対策

暮らしの充実（安心・安全）の確保を目標に掲げる市では、子どもたちにとって安心・安全で快適な教育・保育環境を整えることは急務である。そのなかでも、市立こども園の耐震対策は特に緊急性の高い課題である。これを受けて、市としては、各種の方針及び計画を策定したうえで対応を図っている。

①市立こども園の耐震対策にかかわる方針及び計画

市立こども園の耐震対策に関係した方針及び計画には、以下の3つがある。

i. 静岡市アセットマネジメント基本方針（平成26年4月）

<静岡市アセットマネジメント基本方針（抜粋）>

本市では、計画的に効率よく公共施設の整備や維持管理を行い寿命を延ばしたり、公共施設の利活用促進や統廃合をすすめることで将来負担の軽減を図り、都市経営上の健全性を維持する「アセットマネジメント」（中略）の基本的な方向性を示すため、静岡市アセットマネジメント基本方針を策定しました。

静岡市アセットマネジメント基本方針（以下、「アセットマネジメント基本方針」という。）は、市の公共施設について、分野横断的にアセットマネジメントの基本的な取組の方向性を示したものである。対象期間は、平成26年度から平成55年度までの30年間である。また、対象範囲は、市の所有するすべての公共施設であり、市立こども園はこれに含まれる。

ii. 静岡市公共建築物耐震対策推進計画（平成 27 年 4 月）

< 静岡市公共建築物耐震対策推進計画（抜粋） >

（2）目的

大規模地震災害に対して、市民の生命を守り、防災機能を高め、復旧を早期実現するため、静岡市が設置し管理する建築物の構造及び非構造部材を含めた耐震化を計画的に促進することにより、安心・安全な都市づくりを推進する。

静岡市公共建築物耐震対策推進計画（以下、「耐震対策推進計画」という。）は、アセットマネジメント基本方針における「公共施設」のうち、「公共建築物」の耐震対策を、アセットマネジメント基本方針との整合を図りつつ具体的に計画したものである。

耐震対策推進計画では、居室を有する延べ床面積 200 m²以上の建築物については耐震診断を行い、耐震診断分類ごとに目標期限を定めて必要な対策を実施することとしている。

< 耐震診断分類（再掲） >

I：耐震性能が優れている

II：耐震性能がやや劣る

III：耐震性能が劣り、建築基準法における耐震性能を満たしていない

（出典：静岡市公共建築物耐震対策推進計画 別紙 1 より監査人が編集）

< 目標 >

平成 30 年度末	耐震性能が未診断の建築物をゼロにする。 耐震性能がⅢの建築物をゼロにする。 耐震性能がⅡかつ避難所等である建築物をゼロにする。
平成 34 年度末	耐震性能がⅡの建築物をすべてゼロにする。

（出典：静岡市公共建築物耐震対策推進計画より外部監査人が編集）

iii. 静岡市立こども園の配置適正化方針（平成 28 年 9 月）

静岡市立こども園の配置適正化方針（以下、「配置適正化方針」という。）は、市立こども園について、アセットマネジメント基本方針を含む適正配置に関するこれまでの取組みの方向性を引き継ぎ、老朽化対策と待機児童対策の両方を考慮したうえで配置適正化の方針を示したものである。

具体的には、建築から 30 年以上経過しているなど、特に老朽化が著しい園のなかから、毎年度 2 園から 3 園程度を目安として対象園が決定され、建替

え民営化（※）、統廃合等が行われる。

（※）民間事業者による建設に対しては国の補助や事業者の負担があり、市の財政負担が抑えられるため、建替えの場合は、基本的には民営化する方針である。

このスケジュールに従えば、平成34年度末までに、8園から12園程度が建替え民営化、統廃合等の対象になる。

なお、一次対象園については、既に新富町こども園と興津南こども園が選定・公表されている。新富町こども園は、平成31年度末までに建替え、次年度の4月1日より民営化、興津南こども園は、平成31年度末で廃止の予定である。

②市立こども園の耐震対策の現状

以下は、平成28年4月1日時点における、市立こども園の建築年度及び耐震性能等の一覧である。

<14区域別のこども園の耐震診断状況>

区域	園名	建築年度	建築から30年以上経過	耐震性能
静岡中央	新富町こども園	S39 (1964)	○	Ⅱ
	田町こども園	S47 (1972)	○	I a
静岡北	安倍口こども園	H8 (1996)		I a
	安倍口中央こども園	S47 (1972)	○	I b
静岡城北	安東こども園	H17 (2005)		I a
静岡東	西奈こども園	H3 (1991)		I a
	長沼こども園	S44 (1969)	○	I b
	上土こども園	S56 (1981)	○	I a
	瀬名川こども園	S51 (1976)	○	I b
静岡西北	藁科こども園	S57 (1982)	○	I a
	服織こども園	H22 (2010)		I a
	中藁科こども園	S58 (1983)	○	I a
	服織中央こども園	H11 (1999)		I a
静岡山間	井川こども園	S49 (1974)	○	I b
	清沢こども園	H16 (2004)		I a
	梅ヶ島こども園	S55 (1980)	○	I a
	大川こども園	S59 (1984)	○	I b
静岡東南	久能こども園	S59 (1984)	○	I a
	大谷こども園	S63 (1988)		I a
	東豊田こども園	H2 (1990)		I a
	東豊田中央こども園	S53 (1978)	○	Ⅱ
	小黒こども園	S37 (1962)	○	Ⅱ

区域	園名	建築年度	建築から30年以上経過	耐震性能
静岡西南	中田こども園	S46 (1971)	○	I a
	中村町こども園	S49 (1974)	○	I a
	八幡こども園	S45 (1970)	○	II
	登呂こども園	H10 (1998)		I a
	富士見台こども園	S50 (1975)	○	II
	高松こども園	S55 (1980)	○	I a
静岡長田	用宗こども園	S54 (1979)	○	I a
	丸子こども園	H15 (2003)		I a
	下川原こども園	S50 (1975)	○	I a
	東新田こども園	S54 (1979)	○	I a
	広野こども園	S55 (1980)	○	I a
清水羽衣	清水こども園	H21 (2009)		I a
	川原こども園	H20 (2008)		I a
	駒越こども園	S50 (1975)	○	I a
	折戸こども園	S41 (1966)	○	II
	三保こども園	S38 (1963)	○	II
清水有度	高部こども園	H4 (1992)		I a
	入江こども園	S48 (1973)	○	I a
	飯田北こども園	H11 (1999)		I a
	高部中央こども園	S58 (1983)	○	I b
	有度西こども園	S60 (1985)	○	I b
	有度北こども園	S52 (1977)	○	I a
清水庵原	辻こども園	S62 (1987)		I a
	飯田南こども園	H22 (2010)		I a
	西久保こども園	H19 (2007)		I a
	横砂こども園	S55 (1980)	○	I a
	原こども園	H22 (2010)		I a
	庵原こども園	S32 (1957)	○	I b
	興津南こども園	S37 (1962)	○	II
	興津北こども園	H8 (1996)		I a
清水山間	小島こども園	H2 (1990)		I a
	小河内こども園	S63 (1988)		I a
	和田島こども園	S59 (1984)	○	I a
由比蒲原	由比こども園	S52 (1977)	○	I a
	由比中央こども園	H15 (2003)		I a
	入山こども園	S54 (1979)	○	I a
	蒲原西部こども園	S48 (1973)	○	I a
	蒲原東部こども園	H2 (1990)		I a

(出典：静岡市立こども園の配置適正化方針 (参考資料1) をもとに監査人が一部加工)

以上の網掛けのとおり、耐震性能がⅡとなる園が 8 園あり、これらは更に以下のように分類できる。

i. 耐震性能がⅡかつ避難所である

1. 新富町こども園
2. 東豊田中央こども園
3. 小黒こども園
4. 八幡こども園
5. 富士見台こども園
6. 三保こども園

ii. 耐震性能がⅡかつ避難所でない

7. 折戸こども園
8. 興津南こども園

なお、以上 8 園のうち、建替え民営化が決定した 1. 新富町こども園と、廃止が決定した 8. 興津南こども園を除いた 6 園については、現時点では耐震補強工事等の計画は決定していない。

③耐震対策推進計画の目標達成可能性

前述のとおり、耐震対策推進計画では、耐震性能がⅡかつ避難所等である公共建築物について、平成 30 年度末までにゼロにすることを目標としており、この条件に該当する市立こども園は 6 園ある。

しかし、配置適正化方針における建替え民営化、統廃合等は、最も早い一次対象園であっても、平成 31 年度末に完了予定である。さらに、現時点では耐震補強工事の計画は決定していない。よって、現状では i の 6 園について、耐震対策推進計画の目標を達成できる可能性はないといえる。

また、耐震対策推進計画では、耐震性能がⅡであるすべての公共建築物について、平成 34 年度末までにゼロにすることを目標としている。

配置適正化方針における建替え民営化、統廃合等の対象となる園は、待機児童解消に向けた取組と整合するよう、幼児教育・保育の受給の状況を踏まえて実施される。ただし、建築から 30 年以上経過しているなど、特に老朽化が著しい園から選定されるため、i 及び ii の 8 園が選定されない可能性もある。その場合、耐震補強工事を実施しなければ平成 34 年度末までの目標も達成できないおそれがある。

(指摘事項 41) 市立こども園の耐震対策について

子どもたちにとって安心・安全な教育・保育環境を整えるためにも、市立こども園の耐震対策は非常に緊急性の高い課題であるといえる。

したがって、耐震対策推進計画の対象となる園については、配置適正化方針を踏まえた建替え民営化及び耐震補強工事を検討するなどの早急な対応が必要である。

4. 保育教諭資格併有促進事業

事務事業名	保育教諭資格併有促進事業
事業目的	市立こども園職員の資格併有を促進するため、幼稚園教諭免許又は保育士資格の資格取得費用等を助成する。
事業内容	①幼稚園教諭免許の更新の支援 ②幼稚園教諭免許、保育士資格の取得の支援
事業予算	19,595 千円
決算額	6,270 千円

(1) 保育教諭資格併有の現状

①保育教諭の資格取得

改正認定こども園法では、幼保連携型認定こども園に移行することにより、こども園職員は原則として幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有することが求められるようになった。ただし、現在は円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法の施行後5年間(平成27年4月1日から平成32年3月31日)は、「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けている。加えて、経過措置期間中に、保育所、幼稚園等における勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設け、免許・資格の併有を促進している。

<就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(抜粋)>

(職員)

第14条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

(中略)

(職員の資格)

第15条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和三十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。(以下、この条において同じ。))を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録(第四項及び第三十九条において単に「登録」という。)を受けた者でなければならない。

(中略)

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六六号）

（保育教諭等の資格の特例）

第 5 条 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（第三項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

②幼稚園教諭免許の更新

幼稚園教諭免許は、平成 19 年 6 月の改正教育職員免許法の成立により、平成 21 年 4 月 1 日から教員免許更新制が導入されたため、免許状更新講習を受講することによる定期的な更新が必要となった。前述のとおり、経過措置期間終了後に、「保育教諭」として勤務するためには、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有することが必要である。よって、従来保育園に勤務しており、幼稚園教諭免許を更新する必要がなかった職員も、経過措置期間中に更新講習を受講する必要が生じることになる。なお、更新講習の修了要件は以下のようになっている。

<更新講習の内容>

受講者は、本人の専門や課題意識に応じて、教職課程を持つ大学が次の 3 つの領域で開設する講習の中から必要な講習を選択し、受講する必要があります。

(1) 必修領域 (6 時間以上)

すべての受講者が受講する領域

(2) 選択必修領域 (6 時間以上)

受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域

(3) 選択領域 (18 時間以上)

受講者が任意に選択して受講する領域

（出典：文部科学省ホームページ 教員免許更新制）

また、教員免許更新制導入前である、平成 21 年 3 月 31 日までに授与された免許状（旧免許状）には、以下の免許状更新講習受講期間が定められている。

<免許状更新講習受講期間>

受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習受講期間及び更新講習修了確認申請期間
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日

(出典：文部科学省ホームページ 教員免許更新制)

なお、免許状更新講習を受講せずに修了確認期限を経過した場合、免許は休眠状態になり、以下の更新講習を受講すれば更新が可能である。

<更新講習の内容（休眠状態の免許状）>

(1) 必修領域講習	12 時間以上
(2) 選択領域講習	18 時間以上

(出典：文部科学省ホームページ 教員免許更新制)

③市の現状

市立こども園については、平成 27 年度にすべての幼稚園及び保育園が幼保連携型認定こども園等に移行しているため、その職員は、経過措置期間が終了した平成 32 年 4 月 1 日以降は幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を保有することが求められている。

各園の幼稚園教諭免許及び保育士資格の管理方法として、幼稚園教諭免許状及び保育士証の控えを保管するとともに、職員の保有資格の状況、資格取得予定年度、幼稚園教諭免許の更新予定年度などをこども園課に定期的に報告することとしている。

保育士資格又は幼稚園教諭免許の片方しか保有していない職員数の推移は、以下のとおりである。

	資格未併有者数 (A)	全職員数 (B)	割合 (A/B)
平成 27 年 4 月	425 人	1,350 人	31.5%
平成 28 年 4 月	285 人	1,321 人	21.6%
差引	△140 人	△29 人	△9.9%

(出典：市提供資料より監査人が集計)

また、経過措置期間中に幼稚園教諭免許状の更新が必要な職員数の推移は、以下のとおりである。

	更新必要者数 (A)	全職員数 (B)	割合 (A/B)
平成 27 年 4 月	644 人	1,350 人	47.7%
平成 28 年 4 月	618 人	1,321 人	46.8%
差引	△26 人	△29 人	△0.9%

(出典：市提供資料より監査人が集計)

このように、市は、対応が必要な職員数及びそれぞれの職員の資格取得・免許更新を行う予定について把握し、対象者にアナウンスを行っている。しかし、平成31年度末までの経過措置期間中に、年度ごとにどの程度の数の職員が、資格取得及び免許更新を行う予定であるか、といった計画人数の設定は行っていなかった。

(監査意見 19) 資格取得及び免許更新の計画について

平成28年度から平成31年度末までの4年間で、幼稚園教諭免許状の更新が必要な職員は、更新期限未到来者も含め618人であり、全職員数に占める割合では46.8%となっている。

当該経過措置期間終了後に、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を保有していない職員は市立こども園で保育教諭として勤務することができず、市立こども園の運営にとって著しい障がいとなるおそれがあるため、経過措置期間内に資格併有を完了させる必要がある。

そのため、市において年度ごとの資格取得及び免許更新の計画人数を設定するなど、より精緻な管理を行い、園の運営に支障のないよう最大限配慮していくことが望ましい。

(2) 事業の予算執行率

市は、保育教諭の資格併有促進のため、以下のとおり資格取得費用等の助成を行っている。

(単位：千円)

事務事業名	予算額 (A)	決算額 (B)	予算執行率 (B/A)
保育教諭資格併有促進事業	19,595	6,270	32.0%

(指摘事項 42) 保育教諭資格併有促進事業の予算策定について

保育教諭資格併有促進事業は、予算執行率が32.0%と低くなっている。これは、年度ごとの資格取得計画人数を設定していなかったことにより、予算策定のための基礎情報が不足していたためである。

資格取得の計画人数を設定したうえで、それにしたがって適正な水準で予算を策定する必要がある。

(3) 事業評価の成果指標

市は、平成 27 年度の事業評価における保育教諭資格併有促進事業の成果指標を以下のとおり補助金の交付申請に対する交付決定の割合としている。

指標名	目標値 (年度)	実績値	総合 評価	評価理由
交付決定	100%	100% (62 園)	A	補助金の交付申請に対し、事務処理を円滑に実施することができた。

(指摘事項 43) 適切な事業評価の実施について

保育教諭資格併有促進事業は、事務処理を円滑に実施することができたことを理由に総合評価 A としている。しかし、保育教諭資格併有は経過措置期間終了までに達成することが必要であるため、資格取得の計画人数を設定し、実績人数がどうであったか、といった適切な成果指標を設ける必要がある。

(4) 免許資格保有状況の正確な把握

①免許失効者のパート保育教諭任用の件

市立こども園に勤務する幼稚園教諭免許のみを有するパート保育教諭が、免許を失効した状態で平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 7 月 6 日まで職務に従事していたことが、平成 28 年 6 月のこども園課による免許資格保有状況調査で判明した。市は、任用時に免許状の確認を行うとともに、定期的に免許資格保有状況の調査を行っているにもかかわらず、事前にこれを発見することができなかった。

原因は、次の 2 つである。1 つ目は、平成 28 年 4 月 1 日の任用更新の際に、免許状の再確認が不十分だったことである。任用更新の際は、免許状が有効であることを園において確認することとなっていたが、この確認が十分ではなく、免許失効を発見することができなかった。本件を受けて、現在では、任用時及び任用更新の際の免許状の確認は、園とこども園課で二重に行うルールとしている。2 つ目は、平成 28 年 5 月に行われた、県への報告のための免許資格保有状況調査において、園が「保育士資格あり」との誤った回答をしてしまい、それを受けたこども園課も誤認していたことである。また、免許失効について、この調査でも発見することができなかった。

②免許資格保有状況調査の報告漏れ

高部中央こども園への訪問時、免許資格保有状況調査に対する報告内容を確認したところ、報告時点で在籍していた職員 1 人分について、記載がされていないことを発見した。調査対象は平成 28 年 11 月 1 日現在の在籍職員で

あるが、当該職員の記載をしなかったのは、11月末に退職予定であったためということであった。

(指摘事項 44) 免許資格保有状況の正確な把握について

平成 28 年 7 月に発覚した免許失効者の職務従事は、任用更新の際の免許状の確認不十分と、免許資格保有状況調査における不正確な報告によって引き起こされたものである。

このうち、任用時及び任用更新の際の免許状の確認については、園での確認の後、こども園課における再確認を必ず行うようにしており、改善がみられる。

一方、免許資格保有状況調査については、高部中央こども園への訪問時、調査の報告について、職員 1 人分の記載が漏れていることを発見した。園からの不正確な報告は、免許失効者の職務従事と同様の事態につながりかねないものであり、調査対象時点の在籍職員について正確な報告が必要である。報告内容に関して、園内での作成者以外による確認及びこども園課による確認を、手順を定めて厳格に行うことが必要である。

V. 子ども家庭課

1. 事務事業の概要

子ども家庭課は、児童と家庭の福祉に関する各種手当の給付やひとり親家庭への支援事業など、以下の事業を実施している。監査に当たっては、事業評価の適切性や委託契約事務の適切性、母子父子寡婦福祉資金貸付事業を始めとする債権管理業務について特に着目した。

<子ども家庭課 一般会計>

(単位：千円)

事務事業名	事業目的	事業内容	予算額	決算額
母子家庭等医療費助成事業	入院費、通院費を助成することにより、母子家庭等の経済的負担の軽減を図る。	所得税非課税世帯の母子家庭等の保険診療分医療費を自動償還方式で助成する。	134,823	134,791
母子家庭等自立促進対策事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等の就業相談等の業務を専門機関に委託することで、自立を支援する。	母子家庭等就業・自立支援センターを設置、運営については専門機関に委託 母子自立支援プログラム策定等業務を専門機関に委託	7,822	7,564
母子家庭自立支援給付金	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業・自立のため、資格取得を支援する。	就職や転職、自立のための資格を取得するために講座を受ける場合や、修業機関に通って資格取得を目指す場合に給付金を支給する。	27,594	10,719
母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等に家庭生活支援員を派遣する業務を専門機関に委託することで、母子家庭等の福祉の増進を図る。	母子家庭等に日常の子育て支援、生活支援のため家庭生活支援員を派遣する業務を委託	2,225	2,220
ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭の子どもに、ホームフレンドを派遣する業務を専門機関に委託し、子どもの精神的支援、生活の安定を図る。	ひとり親家庭へのホームフレンド派遣業務を委託	1,547	1,547
母子生活支援・助産施設入所運営事業	母子生活支援施設及び助産施設への入所により児童の福祉を図る。	施設利用の際の運営費支払業務	80,165	80,165

事務事業名	事業目的	事業内容	予算額	決算額
子育て短期支援事業	児童養護施設等と委託契約を締結し、保護者の疾病、育児疲れ等で養育できない児童や経済的理由で一時保護する必要がある母子を施設で一時預かり福祉の向上を図る。	静岡乳児院、静岡ホーム、千代田寮と委託契約を行い、児童や母子を一時預かりする。	1,729	1,471
子育て支援ヘルパー派遣事業	出産直後に家事や育児が困難な家庭、多子家庭、妊婦を支援する業務を専門機関に委託することで、子育てしやすい環境整備を図り、育児不安を解消する。	乳児のいる家庭、多子家庭、妊婦のいる家庭に子育て支援ヘルパーを派遣する業務を委託	1,809	1,092
子どもの貧困対策学習支援事業	生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもに対して学習支援、生活支援を行い、貧困の世代間連鎖の防止を図る。	生活困窮世帯、ひとり親家庭等の小中学生に対して、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、子どもの気持ちに寄り添った学習支援及び生活支援を実施することにより、学習や生活への意欲を培い、子どもたちの健全な成長を支えるとともに、貧困の世代間連鎖を防止する。	16,300	16,252
子どもの貧困対策就労支援事業	就労に特化した窓口を設置し、母子家庭の母、父子家庭の父の自立を図る。	葵福祉事務所子育て支援課に配置された就労支援専門員が、母子家庭の母、父子家庭の父からの就労に特化した相談に応じ、個々の相談者に合った支援を行う。	2,500	2,484
児童手当	次代の社会を担う児童の健やかな育ちを図る。	児童手当法により手当を支給する。 (3歳未満、小学生までの第3子月額15,000円、小学生までの第1第2子、中学生月額10,000円、所得超過者月額5,000円)	11,011,946	10,763,382
児童扶養手当	父母が離婚した児童等を監護養育している者に手当を支給し、福祉の増進を図る。	対象児童を養育しているひとり親等に手当を支給する。(所得に応じ月額42,000円～9,910円)	2,205,287	2,178,870

事務事業名	事業目的	事業内容	予算額	決算額
子育て世帯臨時特例給付金事業費	消費税引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和し、消費の下支えをする。	基準日（H27.5.31）時点での児童手当受給者等に対して児童1人につき3,000円を給付する。	322,404	287,070
子ども医療費助成	子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもの健やかな育ちを支援し、適正な医療を受けることで養育と治療を促進し健全な育成を図る。	乳幼児から小中学生までの入通院費を原則現物給付で助成する。 （県外受診や一部時間外受診については償還払い）	2,177,792	2,118,113
不妊治療助成事業費	配偶者間における不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費を要する不妊治療費の一部を助成する。	【特定不妊治療】 一回の治療につき助成上限20万円（4回目以降15万円）、通算6回（40歳未満）、年間回数制限ない（※40歳以上は初年度3回） 【一般不妊治療】 補助上限6.3万円（40歳未満）	231,125	227,867
母子保健指導事業	母子並びに乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、母子保健の向上に寄与する。	市内に住所を有する母子並びに乳幼児の保健指導、健康診査、その他の措置を市内各保健福祉センター9カ所で実施する。	25,373	22,475
1歳6か月児、3歳児健康診査事業	幼児期における疾病の予防や早期発見及び健康の保持増進を図るために、総合的な健康診査を実施し、その結果に基づく適切な保健指導・助言を行う。	①診察（内科・歯科） ②計測 ③保健指導 ④心理相談等	62,510	56,082
妊婦健康診査事業	妊婦の健康管理の充実、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保する。	【妊婦健診】 県内の医療機関に委託して実施（最大14回：91,200円） 【妊婦歯科健診】 市内歯科医師会に委託して実施（1回限り：3,348円）	478,262	419,607

事務事業名	事業目的	事業内容	予算額	決算額
こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	子育ての孤立化を防ぐため、家庭訪問により、不安や悩みを聞き、子育て支援に必要な情報提供や適切なサービス提供に結び付ける。	保健師・助産師による新生児訪問のほか、公募により委嘱した「赤ちゃん訪問員」による家庭訪問を実施する。	15,950	14,685
乳児健康診査事業	健康診査を実施し、疾病の早期発見や健康増進を図る。	県内の医療機関に委託して実施。 ①診察 ②計測 ③保健指導等	66,672	62,392
先天性代謝異常等検査事業	未治療のまま放置すると知能や身体の発育に異常をきたす先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等の早期発見、早期治療を行うことにより障がいの発生を予防する。	出生医療機関にて採血した血液をろ紙にしみこませ、委託先検査機関にて検査を実施する。	20,352	19,628
子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの、母子保健や育児に関する様々な悩み等への相談事業を行い、切れ目のない支援体制を構築する。	母子保健相談事業、関係機関の調整、支援プランの作成	408	223
その他の事業	-	-	107,528	88,467
子ども家庭課合計			17,002,123	16,517,166

<子ども家庭課 特別会計>

(単位：千円)

事務事業名	事業目的	事業内容	予算額	決算額
母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の自立の促進と、扶養する児童の福祉を増進する。	修学資金など12種類の貸付金を貸し付ける。	412,323	378,716

2. 母子家庭等自立促進対策事業

事務事業名	母子家庭等自立促進対策事業
事業目的	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦等の就業相談等の業務を専門機関に委託することで、自立を支援する。
事業内容	母子家庭等就業・自立支援センターを設置、運営については専門機関に委託 母子自立支援プログラム策定等業務を専門機関に委託
事業予算	7,822 千円
決算額	7,564 千円

当事業は委託事業であり、委託先の概要は次のとおりである。

業務名	静岡市母子家庭等就業・自立支援センター運営事業
業務内容	「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による。 母子家庭の母等の就業を、より効果的に促進するため、就業相談から就業支援講習会の実施、無料職業紹介に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、生活相談や養育費の取り決め等の専門相談を実施することにより、母子家庭等の自立促進と生活の安定を図る。
委託理由	本業務は、国の実施要綱において、母子寡婦福祉団体等に委託できるとされており、職業紹介等の専門的知識が必要なことから、委託で実施する。
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
委託先	公益社団法人 静岡県母子寡婦福祉連合会
契約金額	5,804,001 円（税込）

業務名	母子自立支援プログラム策定等事業
業務内容	「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」（平成24年3月30日雇児発0330第17号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による。 児童扶養手当受給者の自立を促進するため、自立支援プ

	プログラム策定員を配置し、母子・父子自立支援員と連携して自立支援プログラムを策定し、就業、自立支援を行う。
委託理由	本業務は、国の要綱において一般社団法人等に委託することができることとされており、ひとり親家庭の就労支援の専門的知識が必要なことから委託で実施する。
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当）
委託先	一般社団法人 静岡市母子寡婦福祉会
契約金額	1,699,920円（税込）

（1）委託料の支払方法

市が締結した委託契約に係る委託料の支払方法は、原則として目的物引渡し後又は業務完了後の一括払いによる（民法第633条）。しかし、このような通常の支出の方法のみでは円滑な事務処理ができないことがあるため、支出の原則に対する例外の措置として、これ以外に施行令や規則等で定められている支払方法（前金払い、概算払い等）によることができる。

前金払いの支払に関して会計室作成の会計事務の手引きに以下の記載があり、事業決裁に前金払いの理由を記載することとされている。

<会計事務の手引き>

ア 前金払いの支払
前金払いは相手方の給付義務の完了前に支払うことから、前金払い対象経費といっても、その必要の性質及び支払時期を十分に検討し、安易に前金払いとするようなことは慎むこと。

各事業に係る委託料の支払方法は以下のとおりである。

<静岡市母子家庭等就業・自立支援センター運営事業>

委託料の支払方法	前金払い
支払時期	4月、8月、12月
前金払いとした理由	委託料の大半が相談員の報酬であり、センターの運営には事前に経費の支出が必要となるため。

<母子自立支援プログラム策定等事業>

委託料の支払方法	前金払い
支払時期	4月、8月、12月
前金払いとした理由	委託料の大半がプログラム策定員の報酬であり、事業の実施にあたり、事前に経費の支出が必要となるため。

各事業に係る委託契約の事業決裁では前金払いとする理由が挙げられているものの、委託先の資力がわかる資料や、事前に支出される経費の内容、金額、支出時期等がわかる資料は委託先から提出されていない。

(監査意見 20) 委託料の前金払いの妥当性の検討について

前金払いはあくまで例外的な支払方法であり、その必要性及び支払時期を十分に検討する必要がある。市は、委託先から具体的な支出の内容、金額、時期が記載された支出計画書入手し、支払方法、支払回数、支払時期の妥当性について検討することが望ましい。

(2) 委託事業の再委託

委託契約は契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、市は、原則として委託契約における再委託を禁止している。しかしながら、業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために、一定の条件を定めて例外的に再委託を認める場合があり、その場合には、あらかじめ契約書に定めておくこととされている。

この点、静岡市母子家庭等就業・自立支援センター運営事業委託契約書では、書面による事前承認を条件に一部業務について再委託を認めている。平成 27 年度において、同事業の委託先である公益社団法人静岡県母子寡婦福祉連合会は、契約書の記載のとおり市の承認を得たうえで事業の一部である在宅就業推進事業を株式会社東海道シグマに再委託している。

しかし、契約書の別紙 1 個人情報の保護に関する取扱い仕様書では再委託を認める記載となっていない。

<静岡市母子家庭等就業・自立支援センター運営事業委託契約書（抜粋）>

第 10 条 乙（公益社団法人静岡県母子寡婦福祉連合会）は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

<同契約書 別紙 1 個人情報の保護に関する取扱い仕様書（抜粋）>

9（再）委託等の禁止

乙（公益社団法人静岡県母子寡婦福祉連合会）は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(指摘事項 45) 再委託に関する契約書の記載について

「静岡市母子家庭等就業・自立支援センター運営事業委託契約書」とその別紙である「個人情報の保護に関する取扱い仕様書」の間で再委託に関する取扱いが異なっており、実際の業務との間で齟齬が生じてしまっている。

契約書及び仕様書は契約の相手方との間で業務の実施方法を定める重要な文書であるため、覚書において別紙の内容を変更するなど、早急な対応が必要である。

(3) 事業評価の成果指標

市は、平成 27 年度の事業評価における母子家庭等自立促進対策事業の成果指標を以下のとおり母子家庭等就業・自立支援センターへの相談件数のみとしており、母子自立支援プログラム策定等事業に係る成果指標を設定していない。

指標名	目標値 (年度)	実績値	総合 評価	評価理由
母子家庭等就業・自立支援センター相談件数	1,500 件	1,013 件	B	前年と比べ相談件数は横ばいだったが、目標には下回ったため。

(監査意見 21) 適切な事業評価の実施について

市は、母子家庭等自立促進対策事業として「静岡市母子家庭等就業・自立支援センター運営事業」と「母子自立支援プログラム策定等事業」の 2 種類の事業を実施しているため、市の仕事の実施状況や効果を公表するという事業評価の目的に照らし、母子家庭等就業・自立支援センターの相談件数のみを成果指標とするのではなく、母子自立支援プログラム策定等事業についてもプログラム策定件数や就職率等を成果指標として設定することが望ましい。

3. 母子家庭自立支援給付金

事務事業名	母子家庭自立支援給付金
事業目的	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業・自立のため、資格取得を承認する。
事業内容	就職や転職、自立のための資格を取得するために講座を受ける場合や、修業機関に通って資格取得を目指す場合に給付金を支給する。
事業予算	27,594 千円
決算額	10,719 千円

(1) 事業評価の成果指標

市は、平成 27 年度の事業評価における母子家庭自立支援給付金の成果指標を申込みへの対応割合としている。

指標名	目標値 (年度)	実績値	総合 評価	評価理由
支給依頼に対する支給割合	100%	100%	A	当初の目標どおり事業を実施することができたため。

(指摘事項 46) 適切な事業評価の実施について

仮に、受給資格を適切に審査せずに支給依頼に応じた場合、成果指標である支給依頼に対する支給割合は容易に 100%を達成できることになってしまう。したがって、支給依頼に対する支給割合の目標達成をもって総合評価を「A」とすることは適切ではない。

市民の満足度の高い成果重視の行政運営を推進するという事業評価の目的を果すため、申込みへの対応割合ではなく支給依頼件数を成果指標とする必要がある。

4. 母子家庭等日常生活支援事業

事務事業名	母子家庭等日常生活支援事業
事業目的	母子家庭等に家庭生活支援員を派遣する業務を専門機関に委託することで、母子家庭等の福祉の増進を図る。
事業内容	母子家庭等に日常の子育て支援、生活支援のため家庭生活支援員を派遣する業務を委託する。
事業予算	2,225 千円
決算額	2,220 千円

当事業は委託事業であり、委託先の概要は次のとおりである。

業務名	母子家庭等日常生活支援事業
業務内容	母子家庭の母等が、自立のための技術習得や疾病などにより一時的に生活支援や保育サービスが必要となった場合に家庭生活支援員を派遣する。
委託理由	本業務は、国の実施要綱において、母子父子福祉団体等に委託できるとされており、母子家庭等に関する専門的知識が必要なことから委託で実施する。
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当）
委託先	一般社団法人 静岡市母子寡婦福祉会
契約金額	2,219,400 円（税込）

（1）委託料の支払方法

事務の概要についてはV. 2.（1）委託料の支払方法を参照。

当事業に係る委託料の支払方法は以下のとおりである。

<母子家庭等日常生活支援事業>

支払方法	前金払い
支払時期	4 月、8 月、12 月
前金払いとした理由	委託料の大半が家庭生活支援員への派遣手当であり、事業の実施にあたり事前に経費の支出が必要となるため。

当事業に係る委託契約の事業決裁では前金払いとする理由が挙げられているものの、委託先の資力がわかる資料や、事前に支出される経費の内容、金額、支出時期等がわかる資料は委託先から提出されていない。

(監査意見 22) 委託料の前金払いの妥当性の検討について

前金払いはあくまで例外的な支払方法であり、その必要性及び支払時期を十分に検討する必要がある。市は、委託先から具体的な支出の内容、金額、時期が記載された支出計画書を入手し、支払方法、支払回数、支払時期の妥当性について検討することが望ましい。

(2) 事業評価の成果指標

市は、平成 27 年度の事業評価における母子家庭等日常生活支援事業の成果指標を申込みへの対応割合としている。

指標名	目標値 (年度)	実績値	総合 評価	評価理由
申込みへの対応割合	100%	100%	A	当初の目標どおり事業を実施することができたため。

(指摘事項 47) 適切な事業評価の実施について

仮に当事業に対する市民の満足度が低い場合には申込件数が少なくなり、結果として申込みへの対応割合 100%を容易に達成できることになってしまう。したがって、申込みへの対応割合の目標達成のみをもって総合評価を「A」とすることは適切ではない。

市民の満足度の高い成果重視の行政運営を推進するという事業評価の目的を果すため、申込みへの対応割合だけではなく母集団となる申込件数も成果指標とする必要がある。

5. ひとり親家庭生活支援事業

事務事業名	ひとり親家庭生活支援事業
事業目的	ひとり親家庭の子どもに、児童訪問援助員（ホームフレンド）を派遣する業務を専門機関に委託し、子どもの精神的支援、生活の安定を図る。
事業内容	ひとり親家庭へのホームフレンド派遣業務を委託。
事業予算	1,547 千円
決算額	1,547 千円

当事業は委託事業であり、委託先の概要は次のとおりである。

業務名	ひとり親家庭生活支援事業
業務内容	(1) ホームフレンド派遣業務 「静岡市ひとり親家庭生活支援事業実施要綱」のとおり (2) 学習支援ボランティア派遣業務 「学習支援ボランティア派遣業務実施概要」のとおり
委託理由	本業務は、国の要綱において母子父子福祉団体等に委託できるものとされており、ひとり親家庭への専門的知識が必要なことから委託で実施する。
契約方法	随意契約（本事業は、ひとり親家庭等の生活安定、向上など福祉目的促進のための支援事業であるため。）
委託先	一般社団法人 静岡市母子寡婦福祉会
契約金額	4,838,400 円（税込）

（1）委託料の支払方法

事務の概要についてはV. 2.（1）委託料の支払方法を参照。

当事業に係る委託料の支払方法は以下のとおりである。

<ひとり親家庭生活支援事業>

支払方法	前金払い
支払時期	4月、8月、12月
前金払いとした理由	委託料の大半が児童訪問援助員及び学習支援ボランティアへの謝金であり、事業の実施にあたり、事前に経費の支出が必要となるため。

当事業に係る委託契約の事業決裁では前金払いとする理由が挙げられているものの、委託先の資力がわかる資料や、事前に支出される経費の内容、金額、支出時期等がわかる資料は委託先から提出されていない。

(監査意見 23) 委託料の前金払いの妥当性の検討について

前金払いはあくまで例外的な支払方法であり、その必要性及び支払時期を十分に検討する必要がある。市は、委託先から具体的な支出の内容、金額、時期が記載された支出計画書入手し、支払方法、支払回数、支払時期の妥当性について検討することが望ましい。

(2) 事業評価の成果指標

市は、平成 27 年度の事業評価におけるひとり親家庭生活支援事業の成果指標を申込みへの対応割合としている。

指標名	目標値 (年度)	実績値	総合 評価	評価理由
申込みへの対応割合	100%	100%	A	当初の目標どおり事業を実施することができたため。

(指摘事項 48) 適切な事業評価の実施について

他の事業と同様、当事業についても申込みへの対応割合の目標達成のみをもって総合評価を「A」とすることは適切ではない。

市民の満足度の高い成果重視の行政運営を推進するという事業評価の目的を果すため、申込みへの対応割合だけではなく母集団となる申込件数も成果指標とする必要がある。

6. 子育て短期支援事業

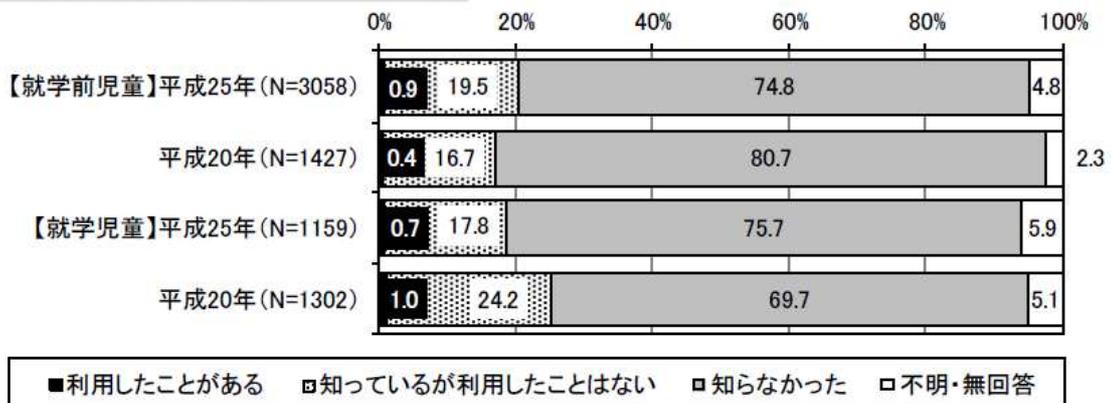
事務事業名	子育て短期支援事業（ショートステイ）
事業目的	児童養護施設などと委託契約を締結し、保護者の疾病、育児疲れなどで養育できない児童や経済的理由で一時保護する必要がある母子を施設で預かり福祉の向上を図る。
事業内容	静岡乳児院、静岡ホーム、千代田寮と委託契約を行い、児童や母子を一時預かりする。
事業予算	1,729 千円
決算額	1,471 千円
利用料 （※減免制度あり ※利用上限は7日間）	2歳未満一人あたり 1日：5,350円 2歳以上一人あたり 1日：2,750円 母親 1日：750円

（1）制度の利用件数

市は、市民の子育てに関する生活実態や、子育て支援の利用状況、利用希望などについて把握することを目的に、平成25年度に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施している。なお、同調査結果は子ども・子育て支援事業計画における需要量の見込みなどを設定する上での基礎資料となっている。同調査結果によると、子育て短期支援事業の認知度、利用者の満足度、今後の利用意向は次のとおりである（表中のNは集計対象者総数であり、平成20年度に同様の調査を実施した事業については比較のため平成20年度時点での調査結果を併記している）。

<子育て短期支援事業（ショートステイ）の認知度>

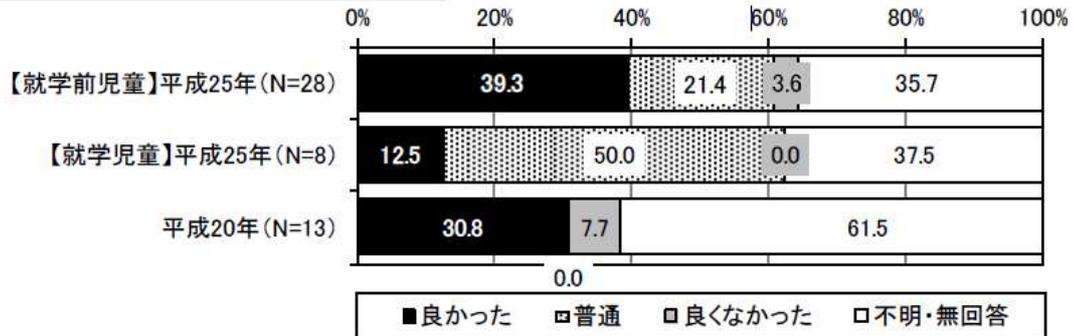
10. 子育て短期支援事業（ショートステイ）



（出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査より）

<子育て短期支援事業（ショートステイ）の満足度>

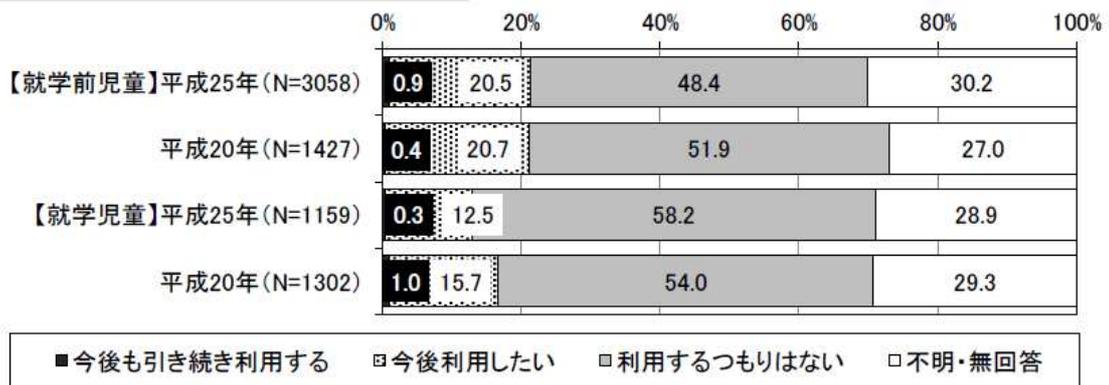
10. 子育て短期支援事業(ショートステイ)



(出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査より/監査人加工)

<子育て短期支援事業（ショートステイ）の今後の利用意向>

10. 子育て短期支援事業(ショートステイ)



(出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査より)

平成25年度時点での事業の認知度は就学前児童の保護者、就学児童の保護者ともに「知らなかった」の割合がそれぞれ74.8%、75.7%と最も高く、満足度も「良かった」の割合がそれぞれ39.3%、12.5%と低調であり、「今後利用するつもりはない」と回答した保護者の割合もそれぞれ48.4%、58.2%と約半数にのぼっている。

そして、平成 23 年度から平成 27 年度の子育て短期支援事業の延べ利用者数は以下のとおり推移している。

＜子育て短期支援事業の利用件数の推移＞

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
延べ利用者数	296	176	157	213	234

(出典：市提供資料より監査人が集計)

「静岡市子ども・子育て支援プラン」によれば、「各施設の受入実績、稼働率等を踏まえると 3 施設で 1 日 10 人程度の受入が可能であり、年間で 3,650 人日の受入が可能と考えられます。」との記載がある。このことから、施設の受入可能人数に対する現状の利用率は約 10%未満であることがわかる。

子育て短期支援事業（ショートステイ）については、市でも他の子育て支援策に比べて認知度が低いことは認識しており、認知度向上に向けて市のホームページや「しずおかし子育てハンドブック」に掲載することで広報活動に取り組んでいるが、ここ数年、利用者アンケートは特に実施していない。

(監査意見 24) 子育て短期支援事業のニーズ調査について

子育て短期支援事業はひとり親家庭の保護者が入院する場合など緊急時での利用が想定されていることから、必ずしも利用件数の増加を目標とすべき事業ではないものの、市が実施している他の子育て支援策に比べて認知度、満足度ともに低い状況にある。

まずは、利用者アンケートなどで市民のニーズを調査し、必要に応じて利用料や利用上限の見直しを検討するといったような事業の満足度向上に向けた取り組みが必要である。そのうえで、ひとり親家庭等相談窓口と連携するなどしてサービスの周知、利用を促進することが望ましい。

(2) 事業評価の成果指標

市は、平成 27 年度の事業評価における子育て短期支援事業（ショートステイ）の成果指標を申込みへの対応割合としている。

指標名	目標値 (年度)	実績値	総合 評価	評価理由
申込みへの対応割合	100%	100%	A	当初の目標どおり事業を実施することができたため。

(指摘事項 49) 適切な事業評価の実施について

現状、申込みに対する施設の受入可能人数は明らかに余裕があり、申込みへの対応割合が100%を大きく下回ることは考えられないため、成果指標を達成することは極めて容易である。したがって、申込みへの対応割合の目標達成をもって総合評価を「A」とすることは不適切である。

市民の満足度の高い成果重視の行政運営を推進するという事業評価の目的を果すため、申込みへの対応割合ではなく利用者の満足度や緊急の申込みに対する対応の迅速性を成果指標とする必要がある。

7. 子育て支援ヘルパー派遣事業

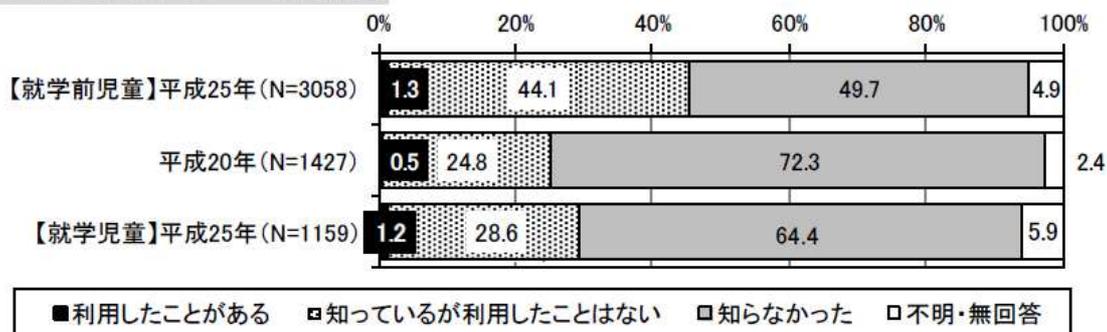
事務事業名	子育て支援ヘルパー派遣事業
事業目的	出産直後に家事や育児が困難な家庭、多子家庭、妊婦を支援する業務を専門機関に委託することで、子育てしやすい環境整備を図り、育児不安を解消する。
事業内容	乳児のいる家庭、多子家庭、妊婦のいる家庭に子育て支援ヘルパーを派遣する業務を委託。
事業予算	1,809 千円
決算額	1,092 千円
利用料	1 時間当たり 900 円 ※所得の状況により減額になる場合あり ※その他、交通費負担あり（事業者により異なる）

(1) 制度の利用件数

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(V. 6. (1) 制度の利用件数を参照) の調査結果によると、子育て支援ヘルパー派遣事業の認知度、利用者の満足度、今後の利用意向は次のとおりである。

<子育て支援ヘルパー派遣事業の認知度>

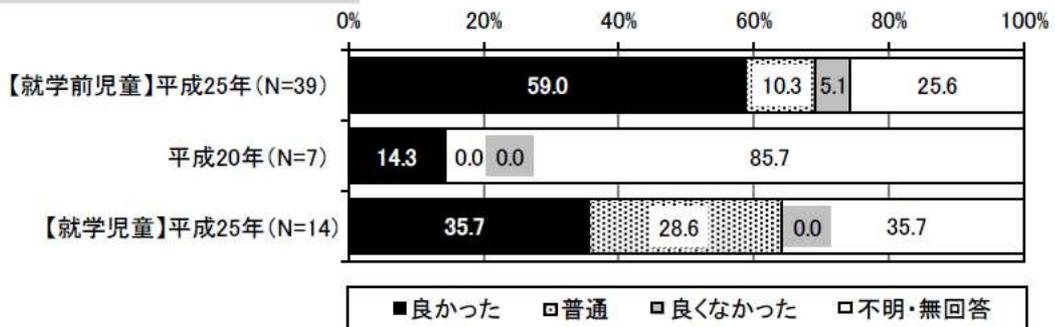
11. 子育て支援ヘルパー派遣事業



(出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査より/監査人加工)

<子育て支援ヘルパー派遣事業の満足度>

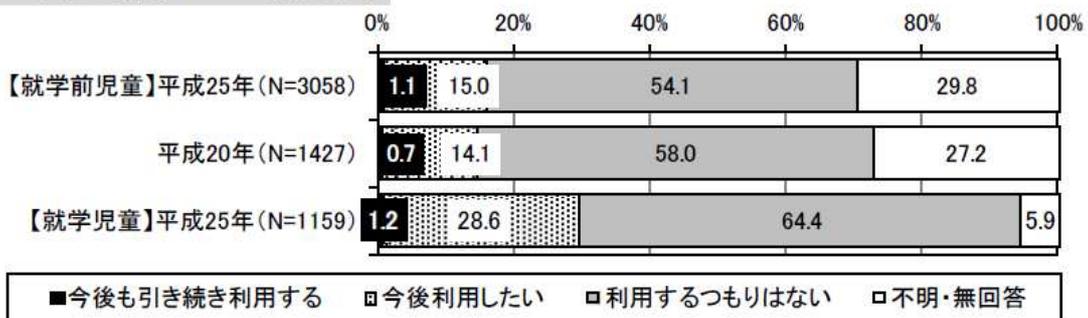
11. 子育て支援ヘルパー派遣事業



(出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査より/監査人加工)

<子育て支援ヘルパー派遣事業の今後の利用意向>

11. 子育て支援ヘルパー派遣事業



(出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査より/監査人加工)

平成20年度時点と比較すると利用者の認知度、満足度はともに高まってきているものの、平成25年度時点での事業の認知度は就学前児童の保護者、就学児童の保護者ともに「知らなかった」の割合がそれぞれ49.7%、64.4%と高い。

なお、今後の利用意向については「利用するつもりはない」の割合がそれぞれ54.1%、64.4%と過半数を占めているが、当事業の対象者が「乳児のいる家庭、多子家庭、妊婦のいる家庭」に限られることが要因と想定される。

そして、平成23年度から平成27年度の子育て支援ヘルパー派遣事業の利用件数の推移は以下のとおり平成25年度の650件をピークに徐々に減少傾向にある。

<子育て支援ヘルパー派遣事業の利用件数の推移>

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用者数 延べ人数	422	560	650	573	491

(出典：市提供資料より監査人が集計)

子育て支援ヘルパー派遣事業については、市のホームページや「しずおかし子育てハンドブック」への掲載に加え、子育て支援センターや図書館といった子育て世帯が利用する施設で案内チラシを配布して広報活動に取り組んでいる。

(監査意見 25) 子育て支援ヘルパー派遣事業のニーズ調査について

市が実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によると、子育て支援ヘルパー派遣事業の認知度は高いとは言えず、また、平成 25 年度以降徐々に利用件数が減少している状況にある。

例えば、利用者アンケートを実施し利用料や利用上限の見直しを検討する、各種子育て支援のための相談窓口と連携するなどしてサービスの周知、利用を促進することが望ましい。

(2) 事業評価の成果指標

市は、平成 27 年度の事業評価における子育て支援ヘルパー派遣事業の成果指標を申込みへの対応割合としている。

指標名	目標値 (年度)	実績値	総合 評価	評価理由
申込みへの対応 割合	100%	100%	A	当初の目標どおり事業を実施することができたため。

(指摘事項 50) 適切な事業評価の実施について

仮に当事業に対する市民の満足度が低い場合には申込件数が少なくなり、結果として申込みへの対応割合 100%を容易に達成できることになってしまおう。したがって、申込みへの対応割合の目標達成をもって総合評価を「A」とすることは適切ではない。

市民の満足度の高い成果重視の行政運営を推進するという事業評価の目的を果すため、申込みへの対応割合ではなく申込件数や利用者の満足度を成果指標とすべきである。

8. 子どもの貧困対策学習支援事業

事務事業名	子どもの貧困対策学習支援事業
事業目的	生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもに対して学習支援、生活支援を行い、貧困の世代間連鎖の防止を図る。
事業内容	生活困窮世帯、ひとり親家庭等の小中学生に対して、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、子どもの気持ちに寄り添った学習支援及び生活支援を実施することにより、学習や生活への意欲を培い、子どもたちの健全な成長を支えるとともに、貧困の世代間連鎖を防止する。
事業予算	16,300 千円
決算額	16,252 千円

当事業は委託事業であり、委託先の概要は次のとおりである。

業務名	生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの学習・生活支援業務
業務内容	生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯等における小学校1年生から中学校3年生を対象に、学習支援及び生活支援を実施する。 学習支援については、各区に2か所、生活支援については、市内に1か所、合計7か所で、週に1回、2時間程度実施する。
委託理由	本業務は、生活困窮世帯及びひとり親家庭等における児童に対し、ボランティアの協力を得て、学習支援及び生活支援を実施し、学習支援そのものだけでなく、居場所を提供することにより、学習への意欲や生活意欲を培い、将来への貧困の連鎖が発生しないようにすることを目的とした業務である。 よって、本業務の趣旨を理解し、行政にはない豊富な経験や、様々な知識を有する事業者に委託する。
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）なお、受託者は公募型プロポーザル方式により決定する。
委託先	静岡市子ども支援コンソーシアム
契約金額	12,960,000 円（税込）

なお、当事業は平成 27 年度より始まった新規事業で市内の事業者実績がなかったことから、市は積算に係る参考見積を徴取せず、先行して事業を行っている他都市の実施状況を調査し、これを参考としながら人件費については市の非常勤職員や臨時職員の単価を基に積算金額を算出している。

(1) 委託事業の収支の把握

静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの学習・生活支援業務仕様書には、以下のとおり業務終了時に市に対し支出額などを記載した業務実績（完了）報告書を提出することが定められている。

<静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの学習・生活支援業務仕様書（抜粋）>

(5) その他	
・	ボランティアの募集・選定・派遣調整等の管理を行うコーディネーターを 1 名配置することとする。
・	小中学生に対する学習支援、居場所支援の支援対象者の募集、選定については提案に基づき、市と協議、協力して実施することとする。
・	収入、支出管理を適正に行い、業務終了時には、 <u>静岡市に対し支出額等を記載した業務実績（完了）報告書を提出することとする。</u>

これを受けて、委託先である静岡市子ども支援コンソーシアムは平成 27 年度の収支決算報告書を以下のとおり市に提出している。

<平成 27 年度静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等学習・生活支援業務収支決算報告書>

収入の部（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）		（単位：円）	
科目	予算額	収入済額	差異
委託料	12,960,000	12,960,000	0
合計	12,960,000	12,960,000	0
支出の部（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）			
科目	予算額	収入済額	差異
てのひら（※1）	5,731,800	5,731,800	0
SSS（※1）	4,792,864	4,792,864	0
母子会（※1）	2,435,336	2,435,336	0
合計	12,960,000	12,960,000	0

（※1）表中でのひら、SSS、母子会はそれぞれ、静岡市子ども支援コンソーシアムの構成員（一般社団法人てのひら、一般社団法人静岡学習支援ネットワーク、一般社団法人静岡市母子寡婦福祉会）の略称である。

このように、収支決算報告書の支出の部 支出済額についてはコンソーシアム（共同事業体）を構成する各事業体への支出額のみ記載されており、費目毎（人件費や会場利用料など）の支出額は記載されていない。

委託業務に係る収支決算について、どのように収支を把握しているか市に質問したところ、以下の回答があった。

委託料の支出については、契約規則第 40 条及び処務事務お助けマニュアルに基づき、検収（債務完了確認）を行った上で、支出することとなっています。この検収については、「当初提示した契約書、仕様書、設計書、その他関係書類に基づいて行う。」ものとされています。これに基づき当該業務の支出についても、受託者より提出された委託業務完了報告が契約書や仕様書に沿って、事業が履行されたかをもって判断しています。従いまして、個別具体的な収支の確認は行っていません。

この点、仕様書には「静岡市に対し支出額等を記載した業務実績（完了）報告書を提出する」という記載があることから、仕様書に沿って支出額の確認をすべきではないかと市に口頭で質問したところ、他の事業と比較して特別に当事業のみ収支を把握する必要性は感じられないため、次年度から仕様書の記載内容を見直すとの回答があった。

（指摘事項 51）業務実績（完了）報告書の支出額の記載について

平成 27 年度においては当事業の仕様書に支出額等を記載した業務実績（完了）報告書を提出することが定められているため、これに沿って市は具体的な収支の確認まで行うべきである。

また、当事業は公募型プロポーザル方式による随意契約にもかかわらず、市は積算に係る参考見積を徴取せず他都市の実績を参考に積算金額を算出している。市内の事業者には実績がなく参考見積の徴取が困難であるという事情は斟酌できるものの、その場合には当年度の参考見積と支出実績との比較を行い次年度の積算金額算定の基礎とすべきであり、安易に仕様書の記載を見直し、次年度以降は収支の確認を行わないと定めることは適切ではない。

市は受託者と協議し費目別の収支報告書の提出を求め、収支の確認を行う必要がある。

（2）事業評価の成果指標

市は、平成 27 年度の事業評価における「子どもの貧困対策学習支援事業費（政策）」の成果指標を（子どもの）登録者数としており、各教室への出席者数については成果指標として目標を設定していない。

指標名	目標値 (年度)	実績値	総合 評価	評価理由
(子どもの) 登録 者数 (※1)	105 人	135 人	A	当初の予定以上で事業を実施することができたため。

(※1) 学習支援・生活支援の教室に参加するためには事前登録が必要となるため。

(指摘事項 52) 適切な事業評価の実施について

登録した児童が必ず学習支援教室や生活支援教室へ出席しているわけではないことから、事業の成果を適切に示す指標は登録者数ではなく各教室への出席者数であると考えられる。したがって、登録者数の目標達成をもって総合評価を「A」とすることは適切ではない。

市民の満足度の高い成果重視の行政運営を推進するという事業評価の目的を果すため、(子どもの) 登録者数ではなく各教室への出席者数を成果指標とする必要がある。

9. 子どもの貧困対策就労支援事業

事務事業名	子どもの貧困対策就労支援事業
事業目的	就労に特化した窓口を設置し、母子家庭の母、父子家庭の父の自立を図る。
事業内容	葵福祉事務所子育て支援課に配置された就労支援専門員が、母子家庭の母、父子家庭の父からの就労に特化した相談に応じ、個々の相談者に合った支援を行う。
事業予算	2,500 千円
決算額	2,484 千円

当事業は委託事業であり、委託先の概要は次のとおりである。

業務名	子どもの貧困対策就労支援事業
業務内容	子どもの貧困対策に関する大綱に基づき、ひとり親家庭の親が安定した仕事に就き、経済的基盤を築くことにより、ひとり親家庭が貧困から脱却することを目的とした事業。 ひとり親家庭の自立を支援するため、葵福祉事務所子育て支援課に、就労に関する相談に応じる「就労支援専門員」を配置し、就労に特化した窓口を設置する。配置した「就労支援専門員」は、母子・父子自立支援員と協力し、窓口での相談に応じるとともに、ハローワーク等の関係機関との連絡調整や状況に応じた同行支援等、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を行う。
委託理由	本事業は、国の実施要綱により、母子父子福祉団体等に委託できるものとされており、ひとり親家庭に関する知識や関係機関とのネットワークを有し、かつ、ひとり親家庭の状況を十分に把握している必要があることから委託で実施する。
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当）
委託先	一般社団法人静岡市母子寡婦福祉会
契約金額	2,484,000 円（税込）

(1) 委託料の支払方法

事務の概要についてはV. 2. (1) 委託料の支払方法を参照。

当事業に係る委託料の支払方法は以下のとおりである。

<子どもの貧困対策就労支援事業>

支払方法	前金払い
前金払いとした理由	市民に向けた周知や他機関への同行、相談事務において年度当初から旅費や消耗品費等の支出が必要となるため

当事業に係る委託契約の事業決裁には前金払いとする理由が記載されていなかった(※)。また、委託先の資力がわかる資料や、事前に支出される経費の内容、金額、支出時期等がわかる資料は委託先から提出されていない。

※ 表内の「前金払いとした理由」は市への質問により確認

(監査意見 26) 委託料の前金払いの妥当性の検討について

前金払いはあくまで例外的な支払方法であり、その必要性及び支払時期を十分に検討する必要がある。市は、委託先から具体的な支出の内容、金額、時期が記載された支出計画書入手し、支払方法、支払回数、支払時期の妥当性について検討することが望ましい。

(指摘事項 53) 前金払いとする理由の記載について

子どもの貧困対策就労支援事業の委託料は前金払いの方法により委託先に支払っているにもかかわらず、委託契約の事業決裁に前金払いとする理由が記載されていなかった。

前金払いは例外的な支払方法であることから、市は前金払いとする理由を十分に検討する必要がある、事業決裁にその理由を記載する必要がある。

(2) 事業評価の成果指標

市は、平成 27 年度の事業評価における子どもの貧困対策就労支援事業の成果指標を相談者への対応割合としており、相談件数や就職率等は成果指標として設定していない。

指標名	目標値 (年度)	実績値	総合 評価	評価理由
相談者への対応割合	100%	100%	A	当初の目標どおり事業を実施することができたため。

(指摘事項 54) 適切な事業評価の実施について

仮に当事業に対する市民の満足度が低い場合には相談件数が少なくなり、結果として相談者への対応割合 100%を容易に達成できることになってしまう。したがって、相談者への対応割合をもって総合評価を「A」とすることは適切ではない。

市民の満足度の高い成果重視の行政運営を推進するという事業評価の目的を果すため、相談者への対応割合ではなく事業の稼働状況を把握できる相談件数や、より具体的に効果を測定できる就職率等の適切な成果指標を設定する必要がある。

10. 児童手当

事務事業名	児童手当	
事業目的	次代の社会を担う児童の健やかな育ちを図る。	
事業内容	改正児童手当法により手当を支給する。(3歳未満、小学生までの第3子月額15,000円、小学生までの第1第2子、中学生月額10,000円、所得超過者月額5,000円)	
事業予算	11,011,946千円	
決算額	10,763,382千円	
手当支給額	支給対象年齢	支給月額
	0歳～3歳未満	15,000円
	3歳～小学校修了前	10,000円(第1、2子)
		15,000円(第3子以降)
	中学生	10,000円
所得制限世帯0歳～中学生	5,000円	

(1) 過払金に関する管理・回収事務

① 児童手当の過払金の管理

児童手当の受給者が、市外・海外転出、所得の修正申告、受給者拘禁などにより資格を失った場合や支給額が減額されることになった場合、支給済みの児童手当の金額も遡って修正されるため、児童手当の過払金が発生することがある。発生した過払金は受給者に返還の義務が生じるため、市の債権となる。平成23年度から平成27年度にかけての児童手当等の過払金の発生件数、発生額、回収額の推移は以下のとおり。

<児童手当等(※1)の過払金の発生件数、発生額、回収額(※2)の推移> (単位:千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
発生件数	41件	0件	3件	71件	30件
発生額	4,264	0	193	6,480	1,120
回収額	3,209	0	193	3,002	655
調定額	4,264	0	193	6,480	1,120
収入未済額	1,055	0	0	3,478	465

(※1) 現行の児童手当及び平成22年度から平成23年度の子ども手当(平成21年度以前を含まない。)

(※2) 発生件数及び発生額は当該年度に発覚した過払金額であり、回収額はその年度の発生額に対する当該年度中の回収額である。調定額には戻入額を含む。

(出典:市提供資料より監査人が集計)

児童手当等の過払金について発生額、発生件数の推移を確認したところ、平成 24 年度及び平成 25 年度の過払金の発生額、発生件数は他の年度に比べて極端に少なくなっている。これは、各区が平成 24 年度及び平成 25 年度に子ども家庭課に報告した過払い請求を、課が平成 26 年度にまとめて過払処理したことによる。

これについて、市は平成 26 年 12 月 26 日に以下の報道資料を公表している。

<平成 26 年 12 月 26 日 報道資料（抜粋）>

◆件名	児童手当等に関する過払い請求事務の未処理
◆覚知日	平成 26 年 12 月 9 日（月）
◆概要	<p>市は、該当者に子ども手当や児童手当を支給しているが、該当者が受給要件を喪失し、その結果、手当の払い過ぎが生じた場合、該当者に返還請求を行うこととなっている。しかし、平成 24 年度、25 年度の 54 人分、5,826,000 円分を該当者に返還請求をしていなかった。</p> <p>また、当該事務処理は各区子育て支援課から子ども家庭課への「返還請求について（依頼）」（以下、「依頼文」という。）により処理することとなっているが、その個人情報を含む依頼文も一部紛失していた。</p>
◆原因	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック体制の不備（各区からの依頼を受けないと過払い情報の確認ができず、加えて担当職員が 1 人で対応していたため、他職員が知りえない状態となっていた。） ・依頼文書の管理不徹底
◆今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・今後該当者へ返還請求の遅延等について謝罪し、速やかに返還請求事務を実施していく。 ・児童手当業務を管理している福祉システムへ過払発生状況を抽出できる機能を追加し、正副担当で定期的にチェックを行う。 ・依頼文について、これまで庁内文書便やメールで受領していたが、今後は「文書管理システム」により実施し、文書受領管理の徹底を図る。

次に、児童手当等の過払金に関する不納欠損処理について確認した。不納欠損処理については「静岡市債権管理マニュアル（以下、「債権管理マニュアル」という。）」に以下のとおり記載されている。

(7) 欠損処理の対象と方法

不納欠損とは、すでに調定された歳入が納入義務者の事故等によって徴収できなくなった場合における決算処理上の措置である。

法律上又は事実上、徴収不能若しくは徴収困難であることが明らかになった債権については、早々に債権管理の対象から外すなどの適切な処理が必要である。なぜなら、不良債権を帳簿に残しておくことは、事務の停滞を招き債権管理の効率化を阻害するからである。

※欠損処理が必要な場合

ア 消滅時効が成立したとき

公債権については時効が完成したとき、私債権については時効の援用があったときである。

イ 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めにより消滅したとき

a 民事再生、会社更生法、特別清算等の法的な手続が完了したことにより、債権が消滅したとき。

b 市の債権回収に関する訴訟で、市の敗訴判決が確定したとき。

ウ 上記ア及びイ以外で権利を放棄するとき

a 議会において権利を放棄する議決があったとき

b 静岡市債権の管理に関する条例7条のいずれかに該当し、債権放棄の意思決定手続が済んだとき。

エ 免除したとき（地方自治法施行令第171条の7）

免除するためには、事前に履行延期の特約又は処分をしなければならない（地方自治法施行令第171条の6）。なお、この制度は、C及びDグループ（非強制徴収債権）のみ利用できる。

児童手当等の過払金に関する不納欠損処理の金額推移を質問したところ、市から以下の回答があった。

平成24年度以降の不納欠損処理は行っていません。平成26年度以降発生債権については、時効起算日の確認を行っていますが、平成25年度以前に発生したものについては、資料の確認・整理ができておらず時効の起算日が判明していないものがあるためです。今後過去の資料を確認・整理する時間を確保し時効起算日の整理を行っていく予定です。

前述のとおり、平成24年度及び平成25年度の児童手当等の過払い請求事務の未処理をうけて、市は平成26年度中にまとめて過払い処理を行った。これにより、平成24年度以降の過払金債権の時効起算日は明確となり、現在は時効期間が到来しているものがないため不納欠損処理は行っていない。

しかし、平成23年度以前に発生した債権の中には、依然として時効起算日が不明となっているものがある。

(指摘事項 55) 過年度過払金の不納欠損処理について

児童手当の過払金は公債権であるため、時効期間は 5 年と考えられる。時効期間を迎えた債権については、債権を整理し適時適切に不納欠損処理を行うべきであるため、市は早急に平成 23 年度以前の児童手当過払金に係る債権の調査、確認、整理を行い、債権管理簿を整備して、時効期間を把握する必要がある。

②過払金の回収事務

過払金の回収事務は市の「債権管理マニュアル」に沿って実施されており、具体的には以下の手順により行われる。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">①各区子育て支援課で本人宛に過払が発生したことを連絡。②各区から子ども家庭課へ受給者への返還請求依頼③子ども家庭課において受給者へ返還請求④納期限を過ぎても返還されなかった場合、20 日以内に子ども家庭課で文書による督促を行う。⑤督促後も納入されない場合、必要に応じて文書で催告を行う（年 1 回）。 |
|--|

市は、納期限を過ぎても返還されなかった児童手当の過払金について文書による督促及び催告は実施しているが、電話での督促について具体的な時期や頻度等は定められておらず、担当者が業務の合間に実施しているという状況である。また、訪問による督促は全く実施していない。

(指摘事項 56) 過払金の回収事務について

市の債権管理マニュアルには必ずしも電話や訪問を行わなければならないという規定は置かれていないが、文書による一方的な督促よりも電話や訪問による相対の督促は効果が高いと考えられる。債権金額との費用対効果を勘案する必要はあるものの、原則的にはすべての滞納者に対して直接的な折衝を試みるべきである。

制度の公平性の観点から、受給資格のない保護者に支給された児童手当等の過払金は可能な限り回収に努めるべきである。電話や訪問による督促についても実施手順を定め、より効果的な方法で債権の回収に努める必要がある。

③返納が遅延した過払金の延滞金

市は、以下のとおり税外収入金に係る延滞金の定めをおいている。

< 静岡市税外収入金に係る督促等に関する条例（抜粋） >

第3条 前条第1項の規定により督促を受けた者は、税外収入金の滞納額(中略)に相当する延滞金額を加算して、納入通知書によって納入しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納入すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、延滞金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 災害により著しく資力を喪失したとき。
- (2) 納入義務者の責めによらない理由により徴収金の納入が遅延したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があると認められるとき。

児童手当の過払金は税外収入金に該当するため、当該条例の対象となっている。このため、延滞金の徴収状況について市に質問したところ、以下の回答があった。

児童手当制度は、認定された者に対し「家庭等における生活の安定」と「次代の社会を担う児童の健やかな成長」に資することを目的に法定額を支給する手当であり、受給者の故意によらない事由に基づく資格喪失等によって生じた過払金に対して延滞金を徴収するのは、制度の目的にそぐわないとの判断から徴収を行っていません（静岡市税外収入金に係る督促等に関する条例第3条第2項第3号該当）。なおこの取扱いは過去からの引継事項であり根拠の明示が不十分であるため、今後は各債権ごとに決裁などの書面により明示するようにします。

(指摘事項 57) 児童手当の過払金に係る延滞金について

一般的に、児童手当の過払は受給者の知識不足（保護者が公務員として採用された場合に必要となる届出の提出が遅れてしまったことなど）に起因するものが多いため、市が定めた延滞金徴収の例外に該当するケースは多いと考えられる。

しかしながら、公平性の観点から延滞金の徴収に係る判断を担当者間での口頭の引き継ぎ事項とすることは適切ではない。個々の債権ごとに過払金に係る延滞金を徴収しないとした判断理由を明文化する必要がある。

1 1. 児童扶養手当

事務事業名	児童扶養手当
事業目的	父母が離婚した児童等を監護養育している者に手当を支給し、福祉の増進を図る。
事業内容	対象児童等を養育しているひとり親に手当を支給する (所得に応じ月額 42,000 円～9,910 円)
事業予算	2,205,287 千円
決算額	2,178,870 千円

(1) 過払金に関する管理・回収事務

① 過払金の管理事務

児童扶養手当の受給者が、市外・海外転出、所得の修正申告、受給者拘禁などにより資格を失った場合や支給額が減額されることになった場合、支給済みの児童扶養手当の金額も遡って修正されるため、児童扶養手当の過払金が発生することがある。発生した過払金は受給者に返還の義務が生じるため、市の債権となる。平成 23 年度から平成 27 年度にかけての児童扶養手当の過払金の発生件数、発生額、回収額の推移は以下のとおりである。

<児童扶養手当等の過払金の発生件数、発生額、回収額の推移> (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
発生件数	211 件	208 件	127 件	74 件	96 件
発生額	8,879	5,504	6,721	5,534	5,670
回収額	2,590	1,654	2,133	2,122	2,876
調定額	8,879	5,504	6,721	5,534	5,670
収入未済額	6,289	3,850	4,588	3,412	2,794

(注) 発生件数及び発生額は当該年度に発覚した過払金額であり、回収額はその年度の発生額に対する当該年度中の回収額である。調定額には戻入額を含む。

(出典：市提供資料より監査人が集計)

児童扶養手当の過払金に関する不納欠損処理の金額推移を質問したところ、市から以下の回答があった。

平成 24 年度以降の不納欠損処理は行っていません。平成 26 年度以降発生債権については、時効起算日の確認を行っていますが、平成 25 年度以前に発生したものについては、資料の確認・整理ができておらず時効の起算日が判明していないものがある

ためです。今後過去の資料を確認・整理する時間を確保し時効起算日の整理を行っていく予定です。

この点、市に対し追加でヒアリングを実施したところ、児童手当の過払金とは異なり該当者への返還請求自体は実施していたが、時効の起算日となる最初の督促状の発送日付が不明であり、時効の起算日が判明していないとのことであった。

市は、今後過去の資料を確認・整理し時効起算日の整理を行っていくとしているが、平成28年12月末現在においても平成25年度以前に発生した児童扶養手当の過払金の時効起算日は依然として不明となっている。

(指摘事項 58) 過年度過払金の債権管理簿の整備について

児童扶養手当の過払金は公債権であるため、時効期間は5年と考えられる。平成24年度以前に発生した過払金のなかには平成29年度中に時効期間を迎える債権が含まれる可能性があるため、市は早急に過年度の児童手当過払金に係る債権の調査、確認、整理を行い、債権管理簿を整備し、時効期間を把握する必要がある。

時効期間を迎えた債権については、債権を整理し適時適切に不納欠損処理を行うべきである。

②過払金の回収事務

過払金の回収事務は市の「債権管理マニュアル」に沿って実施されており、具体的には以下の手順により行われる。

- ①各区子育て支援課で本人宛に過払が発生したことを連絡。
- ②各区から子ども家庭課へ受給者への返還請求依頼
- ③子ども家庭課において受給者へ返還請求
- ④納期限を過ぎても返還がない場合、20日以内に子ども家庭課で文書による督促を行う。
- ⑤督促後も納入されない場合、必要に応じて文書で催告を行う（年1回）。

市は、納期限を過ぎても返還されなかった児童扶養手当の過払金について文書による督促及び催告は実施しているが、電話での督促については具体的な時期や頻度等は定められておらず、担当者が業務の合間に実施しているという状況である。また、訪問による督促は全く実施していない。

(指摘事項 59) 過払金の回収事務について

制度の公平性の観点から、受給資格のない保護者に支給された児童扶養手当の過払金は可能な限り回収に努めるべき債権である。電話や訪問による督促についても実施手順を定め、より効果的な方法で債権の回収に努めることが必要である。

③返納が遅延した過払金の延滞金

市の税外収入金に係る延滞金についてはV. 10. (1) 過払金に関する管理・回収事務を参照。

児童扶養手当の過払金は税外収入金に該当するため、延滞金の徴収状況について市に質問したところ、以下の回答があった。

児童扶養手当制度は、ひとり親家庭等の児童の心身の健やかな成長に寄与することを目的に法定額を支給する手当であり、受給者の故意によらない事由に基づく資格喪失等によって生じた過払金に対して延滞金を徴収するのは、制度の目的にそぐわないとの判断から徴収を行っていません。(静岡市税外収入金に係る督促等に関する条例第3条第2項第3号該当)。なおこの取扱いは過去からの引継事項であり根拠の明示が不十分であるため、今後は各債権ごとに決裁などの書面により明示するようにします。

(指摘事項 60) 児童扶養手当の過払金に係る延滞金について

対象となる児童が形式的に定められ、一律に支給される児童手当とは異なり、児童扶養手当の支給は個別に判断が必要となるケースもある。

市は一律にやむを得ない理由(静岡市税外収入金に係る督促等に関する条例第3条第2項第3号)による延滞金の免除自由に該当するとして延滞金を徴収していないが、延滞金の徴収に係る判断は個別のケースごとに行い、やむを得ない理由に該当するかどうかを慎重に検討すべきである。

やむを得ない理由に該当するとして延滞金を徴収しない場合においても、判断理由を担当者間での口頭の引き継ぎ事項とすることは適切ではないため、個々の債権ごとに過払金に係る延滞金を徴収しないとした判断理由を明文化することが必要である。

1 2. 母子父子寡婦福祉資金貸付金

事務事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付金
事業目的	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の自立の促進と、扶養する児童の福祉を増進する。
事業内容	修学資金など 12 種類の貸付金を貸し付ける。
事業予算	412,323 千円
決算額	378,716 千円

当事業による貸付金の新規貸付及び回収の状況は以下のとおりである。

<新規貸付の推移>

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
貸付金額	417,305	396,564	389,918	382,305	376,716
貸付件数	829 件	787 件	747 件	707 件	713 件

<回収状況の推移>

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
元 金	調定額	449,105	500,742	540,122	587,160	641,457
	収入済額	193,919	(※1) 220,853	232,084	245,558	264,974
	不納欠損額	0	555	78	0	90
	収入未済額	255,186	279,334	307,960	341,602	376,393
利 子	調定額	1,800	1,868	1,913	1,930	1,957
	収入済額	91	100	115	99	106
	不納欠損額	0	2	3	0	1
	収入未済額	1,709	1,766	1,796	1,831	1,851
違 約 金	調定額	22,214	28,978	32,892	35,277	41,825
	収入済額	757	1,249	1,355	925	1,442
	不納欠損額	0	153	0	0	0
	収入未済額	21,457	27,576	31,537	34,352	40,383
合 計	調定額(A)	473,119	531,588	574,927	624,368	685,239
	収入済額(B)	194,767	222,203	233,554	246,582	266,521
	不納欠損額	0	710	80	0	91
	収入未済額	278,352	308,675	341,293	377,785	418,627
	回収率(B/A)	41.2%	41.8%	40.6%	39.5%	38.9%

(※1) 平成 24 年度元金には、還付を要する金額 13,016 円を含む。

(出典：市提供資料より監査人が集計)

<母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額の年齢別内訳表>

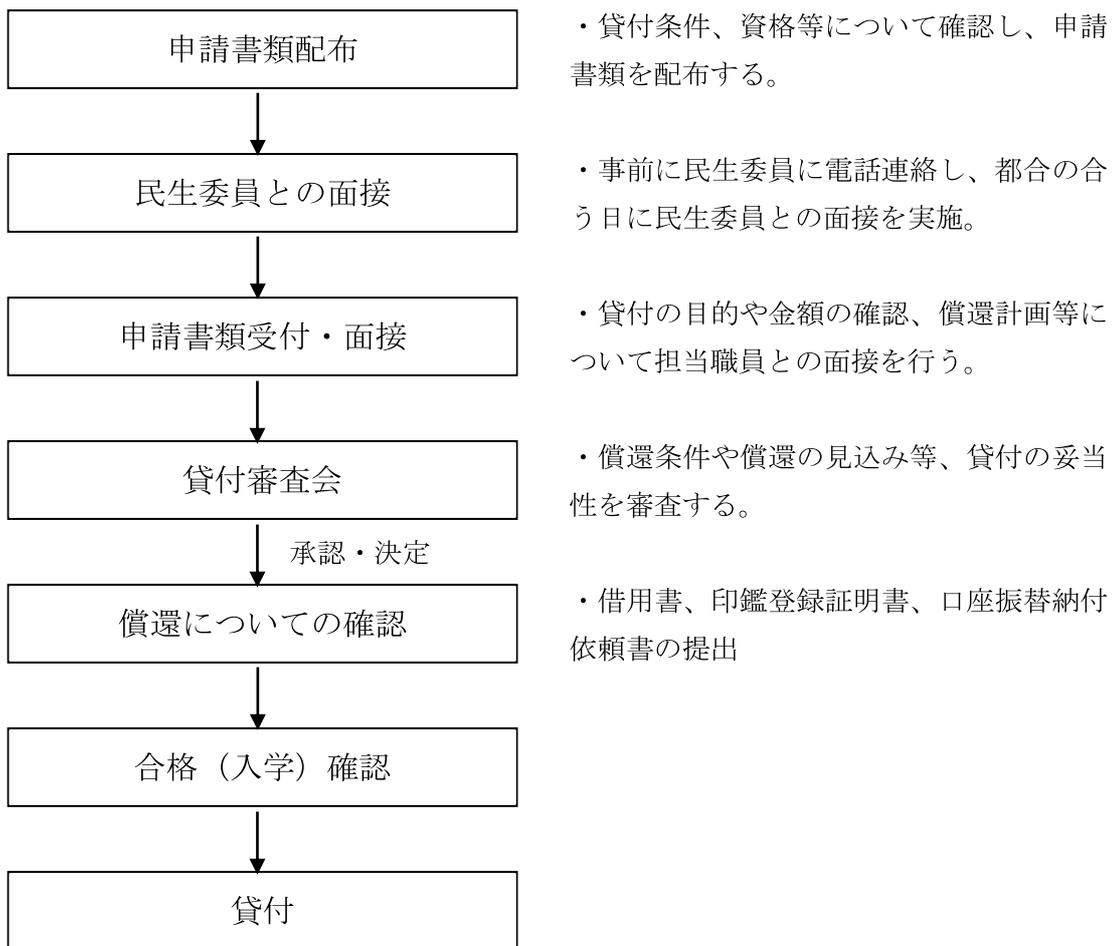
(単位：千円)

滞留期間	1年未満	1年～5年	6年～10年	10年超	合計
金額	159,140	104,953	58,055	96,479	418,627
件数	19,515件	16,013件	7,803件	12,683件	56,014件

(出典：市提供資料より監査人が集計)

(1) 貸付金の貸出・回収事務フロー

①新規貸付の事務フロー



(注) 母子父子寡婦福祉資金の貸付のうち、貸付件数最多の修学資金について例示している。

市は、以下の書類を貸付金申請の際の必要書類として定めている。

貸付申請書、貸付調査書、貸付金振込口座申出書、情報調査同意書・情報提供同意書、連帯借受人直筆の誓約書、戸籍謄本、資金の用途がわかる書類(学校案内、入学金・授業料明細書等)、その他、申請書配布時に市から提出するように指定された書類

(注) 母子父子寡婦福祉資金の貸付のうち、貸付件数最多の修学資金について例示している。

市は家計簿や家計収支表等の提出までは求めていないが、例えば、宮城県では申請時に所得証明書、家計費内訳書等を提出することが求められており、また静岡県焼津市では資金の用途がわかる書類として学費・家計分析表を必要書類としている。

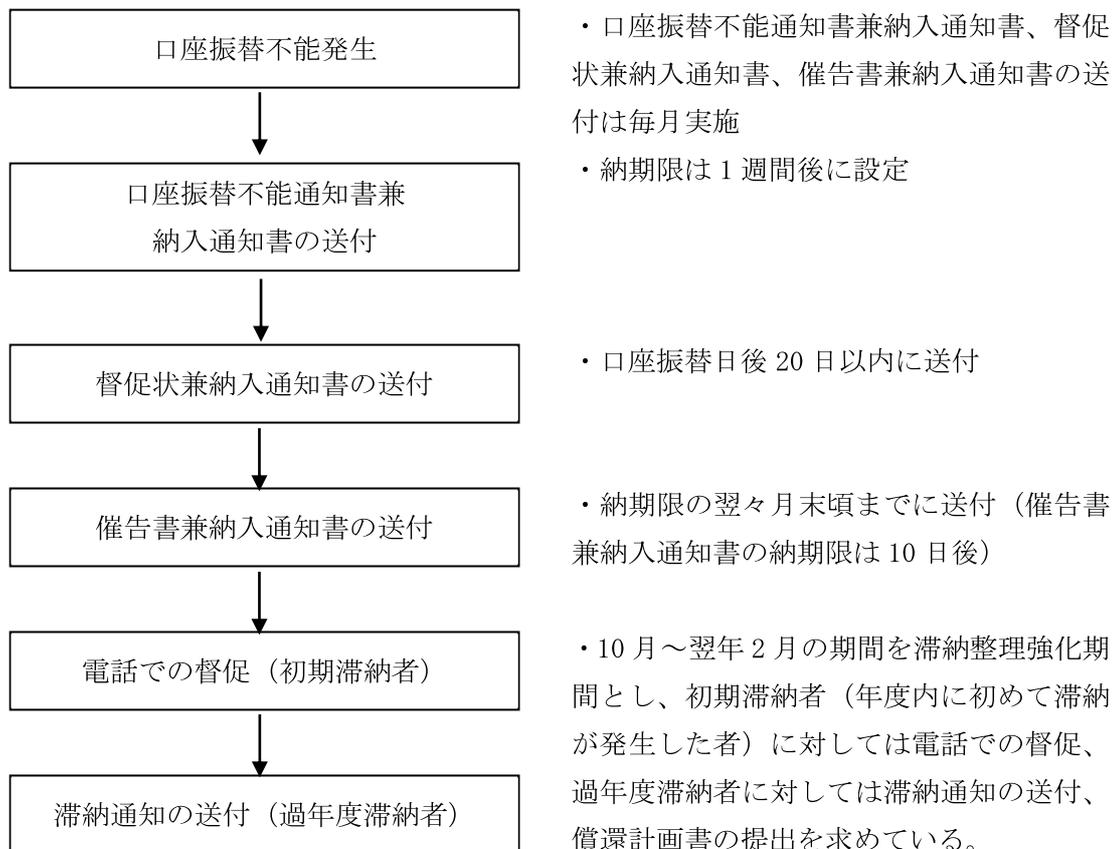
(監査意見 27) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付審査について

市は、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付にあたり貸付審査会で償還の見込みを検討することとしているが、家計の収支を把握するための家計収支表等の提出は求めていない。

貸付金の貸付に当たり、家庭の収支を確認したうえで償還の見込みや償還条件が妥当なものであるかどうかを慎重に検討する必要がある。一方で、明らかに資金的な余裕のある家庭には貸付を行う必要はないため、申請者に対し家計簿や家計収支表等の提出を求める、申請者からの聞き取りにより把握した家計の収支を書類として残すなどの措置を講じることが望ましい。

②貸付金の回収事務

i. 貸付金回収の事務フロー



平成 23 年度から平成 27 年度にかけて、母子父子寡婦福祉資金貸付金の回収率（収入済額/調定額）は年々悪化している。

市は、母子父子寡婦福祉資金貸付金の初期滞納者に対して電話での督促を実施しているものの、過年度滞納者に対しては滞納通知を送付し、償還計画書の提出を求めるのみで、電話での督促や戸別訪問は実施していない。

また、平成 20 年度に母子福祉協力員が廃止されてからは子ども家庭課の担当者 1 人と各区福祉事務所子育て支援課の担当者各 1 人の計 4 人が他の業務と並行して滞納指導を行っている。

(指摘事項 61) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の回収事務の強化について

市の「債権管理マニュアル」や「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金実施要領」では訪問による督促についての定めはないが、郵送での督促は一方通行となりがちであり、債務者の個別の事情を把握することができない。貸付金の滞納額は極めて多額であることから収納率の向上は急務であり、実施要領を見直し電話督促や戸別訪問を積極的に実施すべきである。

また、市は強制執行等の法的措置を実施していないが、「債権管理マニュアル」に基づき、悪質な滞納者に対しては強制執行等の法的措置を実施すべきである。法的措置をとる際には、まず債務者と接触する必要があるため、電話や戸別訪問による債務の督促について適時適切に実施する必要がある。

(監査意見 28) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の回収担当者について

平成 27 年度末時点で、市が管理する母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納件数は 56,014 件となっている、発生件数は調定件数であり債務者の人数ではないものの、督促の対象となる債務者も相当数となることが予想される。

4 人の担当者が各債務者に対し十分な指導を行うことは困難と考えられるため、母子家庭等自立支援員や母子家庭等就職支援員との連携も視野にいれ、回収を担当する職員の増員を検討することが望ましい。

ii. 連帯保証人への請求

「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金実施要領（以下、「実施要領」という。）」では、当貸付金に関する連帯保証人について以下のとおり定められている。

<静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金実施要領（抜粋）>

第4条 保証人は、償還能力を有する者であること。すなわち、成年被後見人及び被保佐人でないこと。

2 保証人は、一定の収入により独立した生計を営み、債務を弁済することのできる資力

と信用を有すること。

- 3 保証人は、申請者（申請者が児童の場合は除く。）と同一生計に属する者でないこと。
- 4 貸付金の貸付けを受けた者又は貸付けを受けようとする者が、貸付金の貸付けを受けようとする者の保証人となること（相互保証）を避けること。
- 5 既にこの貸付金において他の借受人の保証人になっており、その借受人が償還金を滞納している者は避けること。
- 6 保証人は、貸付金の貸付けに関する利害関係者でないこと。
- 7 保証人は、保証意思が確実にあり、名目上の保証人という意識者でないこと。

（中略）

第51条 市長は、償還期日に口座振替が不能となった償還者に対し、納入通知書（口振不能用）（様式17-3）により通知するものとする。

（中略）

- 4 償還金の支払猶予又は償還の免除に該当する理由がないにもかかわらず、償還がないものについては、当該滞納者に対し、母子（父子）（寡婦）福祉資金貸付金償還金等の納入に関わる償還計画書の提出について（様式第26-1）を送付し、納入を督促するとともに、償還計画書の提出（様式27-1）を求めること。
- 5 前項の措置をとったが、償還計画書の提出等がない者については、当該滞納者の保証人に対し、母子（父子）（寡婦）福祉資金貸付金償還金等の滞納について（様式26-2）を送付し、滞納者が速やかに納入するよう指導を依頼すること。

（注）上記実施要領の保証人は、連帯保証人を指していることを所管課より確認している。

ただし、すべての貸付資金において必ずしも連帯保証人をとることは義務付けられていない。連帯保証人の有無による貸付条件の違いは以下のとおりである。

- ・ 子に対する修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金の貸付けについては、連帯保証人の有無に関わらず無利子で貸し付ける。
- ・ その他の貸付資金については、連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は利子1%とする。

市に対し、連帯保証人への催告を実施しているかどうか質問したところ、以下の回答であった。

修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金の貸付けが全貸付総数の約95%を占めることから、連帯保証人を立てないことにより利子が発生することはほとんどなく、身近に連帯保証人の条件に該当する頼れる人のいる世帯は多くはない。また、ひとり親世帯の自立促進を図る福祉的な制度であるため連帯保証人を必須としてい

ない。以上により、連帯保証人を立てているケースは少なく、借受人や連帯借受人への催告を主に行っているため、連帯保証人への催告は行っていない。

(指摘事項 62) 連帯保証人への請求について

市は、連帯保証人を立てているケースが少ないことを理由として連帯保証人への催告を実施していないが、連帯保証人が少ないことと、督促を行わないこととは無関係である。

市の実施要領では、滞納債権に対するすべての連帯保証人に対し一律に督促の実施を求めているわけではなく、督促、催告を経て、償還計画書の提出等がない者に対し連帯保証人への催告を実施するよう求めている。市は、債務者に対し償還計画書を提出するよう指導し、十分に債務者の財務状況を斟酌する必要はあるが、そのうえで償還計画書の提出等がなく悪質な滞納者に対しては期限内に貸付金を償還している債務者との公平を図るためにも、実施要領に従って、連帯保証人への催告を実施する必要がある。

iii. 支払猶予制度について

「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金実施要領」では、以下のとおり償還金の支払猶予について定められている。

<静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金実施要領（抜粋）>

第48条 市長は、政令第19条の規定により、償還金の支払を猶予することができる。

2 政令第19条第1項第1号のうち、その他やむを得ない理由とは次の各号のいずれかに該当する場合であること。

(1) 借受人が生計を同じくする家族の疾病又は傷病により一時的に多額の出費があったとき

(2) 借受人が失業又は極度の事業不振に陥り、生活状態が窮迫していると認められているとき（ただし、生活保護法の適用を受けている場合で、償還金が必要経費として認定されているときはこの限りではない。）

(3) その他、保育児童課長(※)が特に必要と認めたとき

3 償還金の支払いを猶予する期間は、1年以内とし、さらにその事由が継続し、特に必要が認められる場合は改めてその手続きをとること。

4 借受人及び連帯借受人が死亡、破産、行方不明の場合で、保証人あるいは相続人等が政令第19条第1項に該当するときは当該保証人等が支払猶予の申請をすることを妨げないこと。

(※) 現在は子育て支援課長となっている。

市に対し、政令第19条第1項第1号のやむを得ない理由により支払猶予制

度を申請した債務者の有無について確認したところ、平成 22 年度から平成 26 年度は該当者なし、平成 27 年度は 2 人（貸付金額 7 百万円）について該当ありとの回答であった。

(指摘事項 63) 支払猶予制度の利用について

母子父子寡婦福祉資金貸付金には支払猶予の制度があるが、周知されておらず、平成 22 年度から平成 26 年度には申請者がいない。平成 27 年度には 2 人の申請者がいるものの、貸付件数や貸付金額の規模、滞納状況などを考慮すると明らかに少ない状況である。

滞納者のうち申請可能な借受者が支払猶予を申請しておらず、本来発生すべきでない違約金が不当に発生している可能性がある。滞納者の個別の事情を勘案し、支払猶予の申請の可否を検討したうえで、必要に応じて当該制度の存在を周知する必要がある。

(2) 不納欠損処理の状況

市の不納欠損処理の方針についてはV. 10. (1) 過払金に関する管理・回収事務を参照。なお、「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金実施要領」には不納欠損処理に関する定めはない。

平成 23 年度から平成 27 年度にかけて市が実施した母子父子寡婦福祉資金貸付金の不納欠損処理の金額推移、経緯は以下のとおりである。

<不納欠損処理額の推移> (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
処理金額	-	710	80	-	91

(出典：市提供資料より監査人が集計)

- 平成 23 年度… 不納欠損はない。
- 平成 24 年度… 時効期間を経過した債権の整理を行い、債権放棄時効援用による債権消滅 34 件 (2 人)、破産及び平成 8 年度に県から事務移譲を受けた時点で既に時効期間が経過していた債権の債権放棄 48 件 (2 人)、合計 82 件について不納欠損処分を実施した。
- 平成 25 年度… 破産による債権放棄 32 件 (1 人) のうち、現年分の 12 件 (1 人) について不納欠損処分を実施した。なお、平成 26 年度以降分については、未調定であり不納欠損処理ができなかったため、市有財産増減明細書にて会計報告した。
- 平成 26 年度… 不納欠損はない。
- 平成 27 年度… 破産による債権放棄 18 件 (1 人) について不納欠損処分を実施した。

平成 24 年度を除き、市は債務者の破産による不納欠損処理しか行っていない。債権の整理による不納欠損処理の方針について市に質問したところ、以下の回答であった。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付は私法上の行為であるため、償還金に係る債権については、民法第 167 条が適用される。時効完成の期間は原則 10 年で、時効の成立のためには時効の援用の申し立て等が必要となる（公法上の債権のように時効期間経過の理由のみで不納欠損措置をとることはできない）。

議会の承認により債権放棄を実施することは可能だが、単純に債務者の行方不明のみを理由として債権放棄の承認を得ることはできず、不納欠損処理の実施による効果と事務処理の負担とを勘案したうえで、不納欠損処理は実施していない。

平成 18 年度の包括外部監査において、「滞納債権の徴収猶予手続や不納欠損処分が行われていない。」ことが指摘事項とされている。

一方、平成 27 年度末時点の母子・父子・寡婦福祉貸付金の収入未済額は 4 億 1,863 万円にのぼっている。このうち、滞留期間が 10 年超となる債権は 9,648 万円にのぼる。さらに、このなかには債務者の行方不明等により催告を行っていない債権 1,195 万円が含まれている。

市は、平成 18 年度の監査結果に対する措置として「現況調査の結果、償還指導に努力した上で、なお、不納欠損処分等が妥当と判断されるものがあれば規定に沿って処分する」ことを公表しているが、十分な対応がされているとは言えない状況にある。

(指摘事項 64) 収入未済額の不納欠損処理について

滞留期間が 10 年超かつ債務者の行方不明により催告を行っていない債権は、実質的に回収不能な債権であると考えられるため、不納欠損処理が必要である。そのため、例えば、時効期間が経過した一定の金額以下の債権については、「静岡市債権の管理に関する条例」第 7 条第 5 号に基づく不納欠損処理をすることなどを検討する必要がある。

一方で、一定の金額を超える債権については債務者が行方不明となっている場合でも追加の調査等を適切に実施し、債権の金額に応じた効率的、効果的な債権管理に努める必要がある。

以上